

デジタル社会の実現に向けた重点計画

2023年（令和5年）6月9日

この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

はじめに	1
第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組	2
1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス	2
(1) 申請・交付環境の整備	2
(2) 行政サービス等の拡充	2
(3) 民間サービスとの連携	4
(4) 公金受取口座の活用推進	4
(5) スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上	5
(6) 次期マイナンバーカードの検討	5
2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し	5
(1) アナログ規制の横断的な見直し	5
(2) テクノロジーマップ等の整備	5
(3) デジタル法制審査	5
(4) 官報の電子化	5
(5) 手続のデジタル完結と利便性向上	5
3. 国・地方公共団体を通じたDXの推進	6
(1) デジタル推進委員の活用	6
(2) 地方公共団体のアナログ規制の見直し	6
(3) 情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の整備	6
(4) 自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」	6
(5) 自治体キャッシュレス	7
(6) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化	7
(7) 国・地方公共団体のガバメントクラウド移行	7
(8) デジタル化を支えるインフラの整備	7
4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開	7
(1) データ連携基盤の整備	7
(2) 優良事例のサービス/システムの横展開	7
5. 準公共サービスの拡充	8
(1) 健康・医療・介護分野	8
(2) 教育・こども分野	8
(3) 防災分野	9
(4) モビリティ分野	9
(5) インフラ分野（「電子国土基本図」の整備・更新）	10
6. AI活用及びデータ戦略の推進	10
(1) AI活用に係る取組	10
(2) 包括的データ戦略の推進と今後の取組	10
7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み	11
(1) 国際的な官民連携枠組みの設立	11
(2) eIDの相互活用・信頼の枠組み	11
(3) 簡易な国際間送金	11
8. 事業者向け行政サービスの拡充	11
(1) e-Govの拡充	11
(2) GビズIDの普及	11
(3) Jグランツの刷新	12
(4) 中小企業支援のDX推進	12
(5) 政府調達におけるスタートアップ支援	12
9. デジタルマーケットプレイス試行導入	12
10. 国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進	12
第2 重点計画の基本的考え方	14
1. デジタルにより目指す社会の姿	14
2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則	19
(1) デジタル社会形成のための基本原則	19
(2) BPRと規制改革の必要性	19
(3) 構造改革のためのデジタル原則	20
(4) クラウド・バイ・デフォルト原則	20
第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策	21
第3-1 戦略として取り組む政策群	21
1. デジタル社会の実現に向けた構造改革	21

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	21
(2) 国民が利便性を実感できる官民デジタル完結の徹底と AI・データ等を徹底活用できる社会づくり	23
(3) 規制改革	24
2. デジタル田園都市国家構想の実現	25
(1) デジタル田園都市国家構想の意義、目的	25
(2) 構想実現に向けた取組の基本的な考え方	25
(3) デジタル田園都市国家構想の実現に向けた重点検討課題	26
3. 国際戦略の推進	30
(1) DFFT の推進に向けた国際連携	30
(2) 利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築	30
(3) 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力	31
(4) 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化	31
(5) 他国への支援	31
(6) 民主的な「メタバース」の実現	31
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保	32
(1) サイバーセキュリティの確保	32
(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保	34
(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止	34
(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策	34
5. 急速な AI の進歩・普及を踏まえた対応	35
(1) 連携体制	35
(2) 基礎的な開発能力の構築・強化や包括的データ戦略に基づくデータ整備	35
(3) AI の社会実装	35
6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組	36
(1) 内外のデータ戦略の現状	36
(2) 包括的データ戦略を踏まえた今後の方向性	38
(3) 当面重点的に取り組むべき事項	39
7. Web3.0 の推進	44
(1) Web3.0 の中核的要素であるトークンの利活用に係る環境整備	44
(2) Web3.0 を活用したコンテンツ産業の活性化に向けた環境整備	44
(3) Web3.0 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大	45
(4) 利用者保護	45
(5) その他	45
第3-2 各分野における基本的な施策	46
1. 国民に対する行政サービスのデジタル化	46
(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン	46
(2) マイナンバー制度の利用の推進	47
(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進	48
(4) 公共フロントサービスの提供等	55
(5) デジタル庁における一元的なフォローアップ体制	57
2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化	58
(1) 準公共分野・相互連携分野の指定	58
(2) 準公共分野のデジタル化の推進	58
(3) 相互連携分野のデジタル化の推進	70
3. アクセシビリティの確保	72
(1) デジタル庁におけるサービスデザイン体制の強化及び他の政府機関等に対する横展開	72
(2) デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備	72
(3) 皆で支え合うデジタル共生社会の実現	73
(4) 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正	74
(5) 「言葉の壁」の克服、多文化共生の推進	74
(6) 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正	74
4. 産業のデジタル化	75
(1) デジタルによる新たな産業の創出・育成	75
(2) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組	77
(3) 中小企業のデジタル化の支援	79
(4) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション	79

5.	デジタル社会を支えるシステム・技術	80
	(1) 国の情報システムの刷新	80
	(2) 地方の情報システムの刷新	94
	(3) デジタル化を支えるインフラの整備	98
	(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進	101
6.	デジタル社会のライフスタイル・人材	105
	(1) 新たなライフスタイルへの転換	105
	(2) デジタル人材の育成・確保に向けた取組	106
第4	今後の推進体制	110
1.	デジタル庁の役割と政府における推進体制	110
	(1) デジタル化に向けた司令塔としてのデジタル庁の役割	110
	(2) 政府におけるデジタル改革の推進体制の強化	111
	(3) 関係会議の開催	111
	(4) 政府情報システム保守運用体制に係る関係機関との連携強化	112
2.	地方公共団体等との連携・協力	113
3.	民間事業者等との連携・協力	113

工程表

別冊

施策集

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

はじめに

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）は、我が国がデジタル化を強力に進めていく際に政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものである。重点計画は、デジタル社会の実現に向けた取組の全体像について、司令塔であるデジタル庁のみならず、各府省庁の取組も含め、工程表などスケジュールと合わせて明らかにするものであり、各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものである。

2021年（令和3年）9月1日のデジタル庁設立以降、これまで、デジタル庁と関係府省庁が連携して、デジタル臨時行政調査会におけるアナログ規制一掃に向けた取組、マイナンバー制度の法律改正を含むマイナンバー制度の利活用の推進、マイナンバーカードの普及及び利用の推進、準公共分野におけるデジタル化の推進、デジタル庁による国の情報システムの整備・管理に関するプロジェクトの統括・監理の取組等を行ってきた。個別施策においても、ワクチン接種記録システム（VRS）の運用、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載、e-Taxの利便性向上等具体的な成果を上げてきている。

これまでの取組については各施策の計画に従って引き続き推進していく。各施策の実施により明らかになった課題や、環境の変化に伴って新たに対応が必要になった課題については、重点計画にも明記した上で、デジタル庁及び各府省庁において対応を進めていく。その際、社会環境の変化やプロジェクトの状況に応じ、工程表の見直しを含めたシステム開発の目標変更など、政策立案における優先順位付けを行いながら取り組んでいく。特に、優先順位が高いと判断されたプロジェクトについては、前倒しで取り組むことを目指す。

重点計画に定めるデジタル化施策を推進し、具体的なデジタル実装の成果を上げるためには、デジタル化について、単なる手段として捉えるのではなく、困難は伴うが、制度や業務そのものの改革（トランスフォーメーション）を伴いながら進める必要がある。政府においては、デジタル化と同時にガバナンスの改革も進めていく必要がある。

また、デジタル実装に向けての国民や事業者の行動を促すためには、デジタル化が社会にもたらす変化を事前に予見できるよう、政府が取組を明確に示すことが重要である。このため、国民生活や事業者活動に係る当面の政策対応について、第1「安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組」で示すとともに、中長期的な方向性について第2「1. デジタルにより目指す社会の姿」で示すものとする。

重点計画の実施においては、デジタル化の進捗を把握するため、デジタル庁において、目指す社会の姿と関連する指標を構造化して整理した上で、指標に基づき成果を測定する取組を行い、国民に分かりやすく示していく。

これまでの取組で、マイナンバーカードの普及に関して指標を定義した上で計測を続け、定期的にデジタル庁ウェブサイトで公開した。

次に、上記の構造化に基づいて、具体的な指標設定に当たっての考え方を整理した上で、マイナンバーカードの利用に関し、利用者数・サービス利用件数等の指標を設定し、測定した上で、データの収集・共有を図る。他の領域においても可能なものについて指標を定義し、定期的に計測を行う。また、この取組を今後1年間を通じて順次拡大していく。

第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

重点計画は、第2「1. デジタルにより目指す社会の姿」に示すとおり、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、これまで以上に安全・安心が確保され、多様な幸せが実現できる社会を目指す。今回の改定に当たり、その社会の実現に向けて、国民生活や事業者活動の利便性向上、安全・安心の確保の観点からの当面の政策対応について、以下の各事項について重点的に取り組むこととする。

1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス

マイナンバーカードを使って国民の生活を向上させるため、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化、市民カード化、民間ビジネスにおける利用、カードの利便性の向上など、以下に掲げる事項について重点的に取り組む。

(1) 申請・交付環境の整備

紛失等の場合に最短5日間で発行・交付できる特急発行・交付の仕組み、出張申請受付の推進等、取得に課題がある方への環境整備を推進し、マイナンバーカードの交付体制や申請環境を整備する。

(2) 行政サービス等の拡充

① 健康保険証との一体化

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、一体化を加速し、2024年（令和6年）秋に健康保険証を廃止する。

② 運転免許証との一体化

2024年度（令和6年度）末までの少しでも早い時期に、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始する。

③ 在留カードとの一体化

マイナンバーカードと在留カードの一体化について、今後、必要となる関連法案を速やかに国会に提出するなどし、次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつ一体化の実現を目指す。

④ 障害者手帳との連携の強化

障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みが普及し始めている。この仕組みの更なる普及のため、利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供を進める。

⑤ 年金情報との連携の強化

年金分野においては、マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、2024年度（令和6年度）を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。

⑥ 就労分野での利用の促進

2022年度（令和4年度）から利用が開始されたハローワークでのマイナンバーカード受付システムなど、就労分野でのマイナンバーカードの利用を促進する。2024年度（令和6年度）から、原則マイナンバーカードに移行する。

⑦ 資格情報のデジタル化

国家資格のオンライン・デジタル化の取組を進めるとともに、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードなど、国が提供する身分や資格証明サービス等のマイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

⑧ 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実

マイナポータルとe-Taxを連携することで、確定申告に必要な各種証明書等のデータを自動入力する仕組みを構築している。今後、この取組を更に充実させ、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を図るため、企業等からオンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を自動入力の対象に加える。約1,000万人の給与所得のある確定申告者が「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の恩恵を受けるためには源泉徴収票がオンラインで提出される必要があることから、政府を挙げて、企業等に対して源泉徴収票のオンライン提出の働きかけを行う。

⑨ 引越し手続のデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討

マイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を2022年度（令和4年度）から開始した。2023年度（令和5年度）以降は、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な改善を行う。加えて、引越しに伴う民間手続の住所情報の変更について、事前に本人が提供同意を示すことで民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。さらに、2024年度（令和6年度）を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システム¹への移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。

⑩ 死亡相続手続のデジタル完結

2021年度（令和3年度）中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。

⑪ 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討

在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について検討する。具体的には、マイナンバーカードの国外利用の開始を踏まえ、在外選挙人名簿登録申請手続

¹ 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう。

において、現行の電子メール送付及びビデオ通話による申請手続きに加え、マイナンバーカードを活用したオンライン申請手続きについて検討する。

また、在外選挙におけるネット投票の技術的検討を進める。

⑫ 「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や、優良ケースの徹底的な横展開を進める。暗証番号の入力等を行わない利用方法の規定の整備を行うとともに、これに対応した読み取りアプリの開発・提供のほか、手ぶら観光やオンラインチケットなどにするための基本的な利活用システムの開発と廉価な提供に取り組む。図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。

(3) 民間サービスとの連携

① 行政サービスにおける民間サービスとの連携

上記のような行政サービスの拡充を進めていく中で、国民からの接点をより広く設けるとともに、民間事業者の知見を生かした利便性の高いサービスを提供できるようにするために、それぞれの行政サービスの内容に応じて、民間事業者に対して API の提供を行うなど、民間サービスと連携した行政サービスの提供を進める。

② 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図る。既に実施されている口座やアカウント等のオンライン開設などでの利用を広げていくとともに、地域通貨と連動した地域の消費や地域ポイント、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフレジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

③ マイナポータル API の利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進

マイナポータルの機能をウェブサービス提供者が利用できるようにするための電子申請等 API や自己情報取得 API といった各種 API について、API 利用事業者などの声を聞きながら利便性の向上を検討し、官民の様々なサービスにおける利用を推進する。

(4) 公金受取口座の活用推進

公金受取口座の更なる登録の促進によって給付事務での活用推進を図るため、2023 年度（令和 5 年度）下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指すとともに、新たに創設した行政機関経由登録の特例制度の施行・実施に向けて必要な取組を進める。

(5) スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上

2023年(令和5年)5月にAndroid端末で導入したスマートフォン用電子証明書について、利用できるサービスを順次拡大する。iOS端末についても実現に向けた検討を進める。

また、成人以降のカード更新を、マイナンバーカードに要求される身元確認保証レベル等について整理の上、オンライン化できないか、更に詳細を検討する。

(6) 次期マイナンバーカードの検討

2026年(令和8年)中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。このため検討の場として「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」を設ける。

暗号アルゴリズム、偽装防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む発行体制の在り方、マイナンバーカードの公証名義等について検討を行う。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討する。

また、より効率的なマイナンバーカード管理システム及び公的個人認証サービス(JPKI)システムへの刷新や、既発行カードの扱い、新旧カード切替えに伴うカード利用機関等への影響についても検討することとする。

法改正が必要な場合は、2024年(令和6年)通常国会への法案提出を目指す。

2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

(1) アナログ規制の横断的な見直し

デジタル改革と規制改革は言わば「コインの裏表」の関係であるため、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う。「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行い、2024年(令和6年)6月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

(2) テクノロジーマップ等の整備

2023年度(令和5年度)中に、テクノロジーマップ、技術カタログ等を順次整備するとともに、これらを掲載するポータルサイトを構築していく。また、技術検証事業を実施し、規制所管府省庁におけるアナログ規制の見直しを、工程表に沿って進めていく。

(3) デジタル法制審査

新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、各府省庁において、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、指針に基づく点検結果をデジタル庁に提出することとする。

(4) 官報の電子化

内閣府を中心に、紙で発行されてきた官報を電子化する仕組みについて2023年(令和5年)年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出する。

(5) 手続のデジタル完結と利便性向上

「申請」と比較し進んでいない「処分通知」のデジタル化について、経済界要望等も踏まえて取り組み、デジタル臨時行政調査会において2023年(令和5年)12月末を目途に取り

まとめる行政手続のデジタル完結に向けた工程表に基づいて、行政手続の「デジタル完結」の加速化を図る。

また、国民の更なる利便性向上に向けて、国民接点がある政府情報システムについて、最低限守るべき UI²のチェックリストを基に 2023 年（令和 5 年）夏を目途に改善を目指すとともに、更なる UI 改善に向けては、重要かつ難易度が高い項目についても対応方針を検討する。

3. 国・地方公共団体を通じた DX の推進

（1）デジタル推進委員の活用

デジタル推進委員（約 26,000 人：2023 年（令和 5 年）5 月時点）について、関係府省庁のデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯キャリアショップ中心の活動から、自治体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制の充実を図っていく。

（2）地方公共団体のアナログ規制の見直し

地方公共団体におけるアナログ規制の見直しについては、より全国の取組を推進する観点から、地方公共団体と連携し、条例等のアナログ規制の課題調査を実施する。これを踏まえて、2023 年（令和 5 年）中を目途に「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（2022 年（令和 4 年）11 月公表）」を改訂する。

（3）情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の整備

公共サービスメッシュは、更なる添付書類の削減やプッシュ型サービス実現のため、行政が保持するデータを様々なユーザーやシステム同士で安全・円滑に連携できるように、行政機関間のバックオフィスでの情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。なお、ガバメントクラウド上で共通機能を提供しつつ情報の管理主体は各機関とすること等により、データの分散管理を確保する。

（4）自治体窓口 DX「書かないワンストップ窓口」

マイナポータルや地方自治体独自の電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタルを前提とした業務改革（BPR）を通じて、従来の窓口業務を住民目線で利便性を向上させることで、デジタルに不慣れな方もその恩恵を受けられる、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現する。

その一つとして、住民サービスの向上と自治体窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の取組の横展開を推進するため、ガバメントクラウド上で窓口 DXSaaS を提供することや、自治体窓口 DX に精通した窓口 BPR アドバイザーの派遣等を実施するなど、「書かないワンストップ窓口」を含めた「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とする「フロント」改革を加速し、「バックヤード」改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開を促進する。

² ユーザーインターフェースの略。画面や音声入出力、キーボードなど、システムにおいてユーザーに対する情報提供や操作手段に関する要素のこと。（JIS Z 8520 3.9）

(5) 自治体キャッシュレス

オンライン申請に伴う手数料等のキャッシュレス納付の実現として、まずは先行自治体で除籍・改製原戸籍の取得に係る手数料について先行導入を行っており、今後、対象自治体・手続の拡大を図る。

(6) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

地方公共団体の基幹業務システムについて、2025年度（令和7年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できる環境を整備することを目標とし、2022年度（令和4年度）に引き続き、地方公共団体によるガバメントクラウド先行事業における検証を実施するとともに、標準準拠システムへの移行が円滑かつ安全に進められるよう必要な支援を積極的に実施する。

(7) 国・地方公共団体のガバメントクラウド移行

2023年度（令和5年度）は、2022年度（令和4年度）に引き続き、地方公共団体による先行事業等の整備を実施するとともに、各府省庁や地方公共団体の情報システムについて、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でのガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや各府省庁向け利用ガイド等の整備、クラウド移行支援体制の整備等を実施する。

(8) デジタル化を支えるインフラの整備

「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（2022年（令和4年）3月策定、2023年（令和5年）4月改訂）に基づき、広く国民の利便性向上に資するため、デジタル基盤（光ファイバ、5G、データセンター/海底ケーブル、非地上系ネットワーク等）の整備やBeyond 5Gの研究開発を推進する。

また、2023年度（令和5年度）中に策定する「デジタルライフライン全国総合整備計画」の実現に向け、デジタルを活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインの整備を着実に実行する。

4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開

(1) データ連携基盤の整備

各地域における、官民間、民間サービス間等でのデータ連携を担うエリア・データ連携基盤の整備については、重複投資を排除したオープンなデータ連携基盤の統一的・効率的な整備を促進するため、2022年（令和4年）7月にデータ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能をオープンソースで提供を開始したところであり、引き続き、デジタル田園都市国家構想交付金TYPE2/3の取組等を通じ、各地域における導入の支援を進める。

(2) 優良事例のサービス/システムの横展開

マイナンバーカードの利活用を中心に、地域のデジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ化を進め、2023年（令和5年）夏に公表する。

また、カタログに掲載されるような優れたサービス/システムを調達するため、どのように仕様書上の要件や機能を整理すればよいのかを、担当者向けにガイダンスしたモデル仕様書を作成し、2023年末（令和5年末）を目途に公表する。

5. 準公共サービスの拡充

(1) 健康・医療・介護分野

① 電子カルテの標準化

医療機関等での電子カルテ情報の共有について、2024年度（令和6年度）中に先行的な医療機関から順次運用を開始するとともに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）について、2024年度（令和6年度）中に開発に着手する。

② 電子処方箋の促進

2023年（令和5年）1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに普及させる。

③ 医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などとの一体化

自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

④ 母子手帳との連携の強化

国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健のマイナンバーカードを利用した情報連携について、希望する自治体や医療機関から運用を2023年度（令和5年度）中に開始する。母子保健分野については、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する。

⑤ 診療報酬改定DX

医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善し、2024年度（令和6年度）中に提供する。あわせて、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通算定モジュールの開発を進め、2025年度（令和7年度）にモデル事業を実施した上で、2026年度（令和8年度）に本格的に提供する。

⑥ オンライン診療の促進

オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する。

(2) 教育・こども分野

① データ駆動型の教育の推進

教育現場におけるICT利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進する。

特に、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、教育情報システムの全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行うとともに、データ連携基盤の構築に向けた取組を加速させる。

② 学校等と家庭とのコミュニケーション

デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーション（学校から保護者への連絡・アンケートや、保護者からの連絡など）を含めた校務のデジタル化を推進する。また、保育所等において、保護者との連絡を含む保育の周辺業務や補助業務に係るデジタル化を推進する。

③ こどもに関するデータ連携の検討

2023年（令和5年）3月29日にこども政策DX推進チームが策定した「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」に沿ってこども政策DXを着実に進める。

データ連携等により、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる際の課題等を検証する実証事業を実施し、その結果を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

④ 就労証明書の地方公共団体へのオンライン申請

保育所入所などの手続に必要な就労証明書については、その様式の統一化に伴い、2023年度（令和5年度）秋頃を目途に、事業者及び申請者から地方公共団体に対してオンライン申請ができる機能の実装を目指す。機能実装後は事業者などからのフィードバック等を踏まえながら継続的に機能改善の実装を目指す。

(3) 防災分野

① 防災デジタルプラットフォームの構築

防災DXを推進するため、災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年（令和7年）までに構築する。このため、基本ルール（データ共有ルール、EEI（災害基本共有情報））の策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備（2024年（令和6年）度運用開始予定）、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

② 住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等

防災DXの推進を通じて住民の命を守るために、平時、切迫時、応急時、復旧復興時といった災害のフェーズごとに求められるサービスとそれに必要なデータの抽出等を行い、防災アーキテクチャとして設計を行う。これを基に、防災アプリ等の間でデータの連携が図られるようデータ連携基盤の設計・構築を進める。

(4) モビリティ分野

① モビリティ・ロードマップの策定

様々なサービスを提供する車両やロボット、ドローンを地域の実情に合わせた運行管理・事業体制を構築するため、協調領域としての空間情報の共有、制御の在り方、社会的責任分担の在り方等について検討を開始し、2023年度（令和5年度）中を目途に「モビリティ・ロードマップ（仮称）」を取りまとめる。

② 4次元時空間 ID を含めた空間情報基盤の整備

国内外の地理空間に関する基準の動向も踏まえ、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間 ID」を含めた必要なデータの情報規格の整理や、データの出入力・更新を通じて実世界の取引・行為を制御するための空間情報基盤の整備について検討し、実空間の多様なデータの共有・活用を推進する。

③ モビリティ分野におけるデータ連携

デジタル庁を中心とした政府は官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、2022年度（令和4年度）のプロトタイプによる実証結果を踏まえ、今後の方策や課題等を検討する。

（5）インフラ分野（「電子国土基本図」の整備・更新）

基盤的な地理空間情報である「電子国土基本図」について、ベース・レジストリであることを踏まえ、更新頻度及び機械可読性の向上を図るとともに、国土全域を対象とした3次元化を実施する。

6. AI 活用及びデータ戦略の推進

（1）AI 活用に係る取組

AI を、社会課題の解決や経済成長につなげていく観点から、①今後の AI の活用の基盤となるデータの整備等を含むインフラの整備・強化に向けた検討・取組と、②AI の実態と動向を把握し、リスクと必要な対応策を特定した上で、官民における適切な活用に向けた検討・取組を進める。

（2）包括的データ戦略の推進と今後の取組

包括的データ戦略のうち、既に実装の段階に入っている施策については、本重点計画の各該当項目に進捗を記載し、引き続き推進する。更に、特に重点的に取り組むべき施策として、ベース・レジストリ等に関する施策を推進する。

ベース・レジストリに関する取組については、社会全体の取引コスト削減による取引規模拡大や生産性向上に向けて、ベース・レジストリに関する制度化の検討と、法人・土地系の注力領域における価値創出の両輪で進める。

制度化については、整備対象データに関し、①法令における位置付け②共有するための根拠③各行政機関の役割分担について整理を行うとともに、デジタル庁が定める「ベース・レジストリの指定」に基づき、データの整備を進める。

法人・土地系のベース・レジストリにおいては、各行政機関において、法人番号等の共通番号の徹底活用を進めるとともに登記等の基本情報を共有することによる変更手続省略等、申請者や審査者の負担軽減に向けた制度やシステムの検討を進める。

個人事業主の番号体系について、本人確認や情報連携等の具体的なユースケースの整理を行った上で、制度的な対応を含めた検討を行い、2023年（令和5年）内に具体的な結論を出す。

7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み

(1) 国際的な官民連携枠組みの設立

国境を越えた「信頼性のある自由なデータ流通 (Data Free Flow with Trust : DFFT)」が経済成長をもたらすと考える下、2023年(令和5年)に日本議長国の下で開催されたG7広島サミット及びG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の結果を踏まえ、DFFTの具体化のための国際的な官民連携枠組み (Institutional Arrangement for Partnership : IAP) を設立する。

(2) eIDの相互活用・信頼の枠組み

各国のDigital Identity Wallet³等の取組を踏まえて、eID(electronic id)⁴の領域で公的個人認証による本人確認等を活用するほか、データのやり取りにおいてデータや相手方を検証できる仕組みなど、新たな信頼の枠組みを付加する構想である「Trusted Web⁵」を推進する。

(3) 簡易な国際間送金

簡易な国際間の即時送金について、本人確認手段や必要となるデータ標準など、国際的な相互運用性等について検討し、具体的な結論を得る。

8. 事業者向け行政サービスの拡充

(1) e-Govの拡充

e-Govで提供している機能を他のオンライン申請において利用可能とするためにe-Govの追加機能を整備する等、オンライン申請の利便性を向上するための在り方を検討し、ニーズに応じた機能改修を行う。

さらに、e-Gov以外を利用して行われる事業者等の法人(個人事業主を含む。)や団体からのオンライン申請について、e-Govからアクセス可能とするなど、事業者手続全体のポータルサイトとして、利便性の向上を図る。

(2) GビズIDの普及

事業者(法人、個人事業主)が、様々なサービスにログインできる認証サービスを実現する「GビズID」について、2023年度(令和5年度)中にマイナンバーカードを利用した審査の効率化等を通じたユーザー数の増加、連携行政サービスの拡充を進める。加えて、「GビズID」の制度化を進め、商業登記電子証明書との連携、民間サービスとの連携の在り方について整理・検討を進める。

³ 電子化された属性情報の集合として定義されるDigital Identityを格納できるWalletであり、本人同意の下で、選択的属性開示機能により必要とされる属性情報だけを提示する機能を持つ。関連の国際標準としてISO/IEC 23220シリーズおよびISO/IEC 18013シリーズ等が発行(一部策定中)されている。

⁴ eIDとはElectronic identityの略称であり、電子化された属性情報の集合として、電子的な識別目的、利用者属性確認、資格情報確認等に用いられる。一般的な用語であり、EU eID等の特定のID体系を指すケースも存在する。

⁵ <https://trustedweb.go.jp/>

(3) J グランツの刷新

汎用的な補助金申請システム（J グランツ）について、申請簡素化や事務局の審査プロセス迅速化の観点から、2024 年度（令和6 年度）を目途に、システムアーキテクチャ及びUI の刷新を行い、申請時の事業者・事務局双方の負担軽減を図る。

(4) 中小企業支援の DX 推進

事業者の申請等データを一元化し官民で利活用するためのデータ基盤であるミラサポコネットを通じて、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現する。

(5) 政府調達におけるスタートアップ支援

政府全体で新規性・創造性を活かした高度な技術力を有するデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するため、当該スタートアップから優先的に調達を行う措置など公共調達の手法の見直しを実施する。また、デジタル庁は、契約の性質及び目的に応じ、優れた技術力や専門性を重視した「企画競争方式」による調達を活用することにより、より優れた技術力や専門力を有したデジタル・スタートアップや中小企業など、より幅広い優れた企業からの調達の拡大を図る。

9. デジタルマーケットプレイス試行導入

より先端的な技術や知見を活用しやすくし、国・地方公共団体の行政サービスの向上を図る観点、行政における情報システム調達を迅速化するとともに、中小・スタートアップ企業等の多様な事業者が参入しやすくなる等の観点から、デジタルマーケットプレイスに関するプロトタイプ構築・実証を実施する。

10. 国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進

「国家安全保障戦略（2022 年（令和 4 年）12 月 16 日閣議決定）」等に基づき、政府全体として関連する施策を着実に実施していく。

国家安全保障戦略に基づき、我が国を全方位でシームレスに守るため、サイバー防御の強化、能動的サイバー防御の導入及びその実施のために必要な措置の実現に向けた検討、これらのためのサイバー安全保障の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置、法制度の整備、運用の強化等を進める。

また、偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化するため、内閣官房を中心に外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信等の能力を政府全体で強化する。

インターネット上の偽情報への対策について、憲法によって表現の自由及び通信の秘密が保障されていることを前提に、海外動向等も踏まえつつ、産学官民の多様なステークホルダーと連携し、プラットフォーム事業者の自主的な対応の促進と当該取組の透明性・アカウンタビリティ確保のための枠組み・方策の検討や、ユーザの ICT リテラシー向上の推進、研究開発の推進など、総合的な対応を進める。

上記1～10. に示した、安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組については、データやシステムに対する国民の不安を解消し、理解や信頼を得ることが不可欠である。

今般のマイナンバー制度に関する事案⁶に鑑み、デジタル庁を中心に、マイナンバーカードを活用するサービスのトラブルに関して、関係府省庁等が連携して対応していくこととし、効果的な情報共有と情報発信を行う。

今後、誤操作、誤記入、システムトラブル等の事案を確認した場合、以下の方針を基本とし、対策を講じる。

- ・ 同様の事案が新たに発生しないよう即時に対策を講じるとともに、既存のデータやシステムについて、同様の問題が発生していないか、総点検等を行う。
- ・ 事象の収束後も、上記の効果を確認しつつ、システム化などの再発防止策を講じることや、当該システム・事象の性質に応じて継続的な点検を行うなど、信頼を確保する。

また、人為的ミスリスクを低減させるために、人が介在する機会を減少させるようデジタル化の徹底を推し進めることも必要である。

今後のシステムの実装においても、利用者目線に立ち、安全・安心で利便性の高いアプリケーションやインフラを実現するため、システムを開発・運用する国・地方公共団体・民間事業者等における徹底した品質管理・セキュリティ対策の推進を図る。その際、誤操作や誤記入などの人為的ミスが生じ得ることを十分念頭に置いて、対策を検討する。

⁶ 今般の事案に関連して、第3-2(3)「① マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組」第六、第3-2「(5) デジタル庁における一元的なフォローアップ体制」を参照。

第2 重点計画の基本的考え方

1. デジタルにより目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年(令和2年)12月25日閣議決定)では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども⁷等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの課題、求められる成果、その結果目指すべき姿について以下①～⑥の方針で施策を展開することとする。

① デジタル化による成長戦略

我が国においては、少子高齢化や地域の人口減少が進行し、我が国経済の成長力を底上げしていくことが課題となっており、災害等の有事への備えも課題である。今、覚悟を決めてデジタルを最大限活用して課題解決を図らなければ、我が国が世界最先端のデジタル国家になることはおろか、世界に伍していくこともはや不可能というマインドセットへの転換を図る必要がある。

このため、イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、デジタル化により蓄積されたデータを官民でフル活用した新しい付加価値・サービスの創出、さらには、スタートアップ等により開発・提供される新しい技術・サービスを積極的に活用することにより、社会全体の生産性を向上させていくことが必要である。特に、諸外国と比べて、我が国が圧倒的に優位に立つ高齢者や災害に係るデータの収集・蓄積をフルに活用しつつ、社会的課題の解決を図ることが成長戦略の重要分野(勝ち筋)となる。

このような課題意識の下、国は地方公共団体や民間との連携の在り方を含めたアーキテクチャの設計やクラウドサービスの徹底活用、デジタル原則を含む規制改革の徹底、調達改革の推進、データ戦略の推進、地域を始め各分野で最適なサービスにつなげるデータ連携やDXの推進、AIの適切かつ効果的な活用などにより、デジタルの可能性を最大限引き出し、社会課題の解決を図りつつ、我が国全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指す。

それは政府全体の目標である Society 5.0⁸の実現にも直接資するものである。

⁷ この計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年(令和3年)12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語や既存の研究会・調査等を引用している場合を除き、「こども」という表記を使用する。

⁸ フィジカル空間(現実空間)とサイバー空間(仮想空間)を高度に融合させたシステム(デジタルツイン)を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立(新たな価値を創出)する人間中心の社会であり、豊かな人間社会を支えるもの。

② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

医療・教育・防災・こども等の準公共分野において、画一的なサービスが提供されていることや、あるいは、データが活用できないこと、データが必要な主体間で連携されていないことなどにより、最適なサービスが提供されていないことが課題となっている。

こうした課題に対応するためには、官民間やサービス主体間での分野を越えたサービス利活用を促進し、安全・安心を確保し、国民一人ひとりが最適なサービスを組み合わせることができるようにするとともに、個々のサービス利用時におけるワンスオンリーを実現するため、デジタル庁が関係府省庁と連携し、データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、各分野におけるデータ連携基盤の構築を進める必要がある。

その際には、データ連携のアーキテクチャについて不断の見直しを行うとともに、国民一人ひとりが安全・安心な環境の下でニーズに合ったサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティや個人情報の適正な取扱いの確保を徹底する。

また、各準公共分野のデータ連携基盤の上で提供される優れた民間のサービスを活用し、国民一人ひとりのニーズに応じたプッシュ型（アウトリーチ型）の情報提供の充実を図るためには、行政機関や地方公共団体が、各サービスの情報を迅速かつ簡便に入手し、高い透明性及び競争性を確保しつつ、統一した基準で調達できるようにすることが求められる。

そのため、各準公共分野において提供されている優れたサービスについて、サービスカタログの形で整理して公表するなどの取組を進め、分野間・地域間を超えて好事例を横展開していく仕組みとして定着させることが重要であり、今後、デジタル庁においては関係府省庁と連携して、各準公共分野における取組を加速化していく。

これにより、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、これまで以上に安全・安心が確保された社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。

③ デジタル化による地域の活性化

地域においては、人口減少や少子高齢化、産業空洞化、防災など様々な社会課題に直面している。

この課題を解決するために、デジタルを地域づくりに活用することで、前述の医療・教育・防災・こども等の準公共分野を始めとしたサービスの質の向上に加え、地域雇用の創出、デジタル化による地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速などの実現を図る。このため、デジタル田園都市国家構想の取組を強化し、マイナンバーカードを活用した住民等の利便性向上の施策等の横展開に努めるとともに、これらを支える5Gや光ファイバ等のようなインフラ整備、地域におけるデジタル人材の育成を進める。

また、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しや、ガバメントクラウド上で提供される窓口DX等のオンラインサービス活用を支援する。これにより、行政手続の簡素化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現など住民の利便性向上につなげるとともに、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図る等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現を推進する。

さらに、地方公共団体が自ら課題をオープンにし、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」の推進を含め、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ること等、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するとともに、地域コミュニティの力を引き出し、地域の自立を促すための取組を推進する。

これらにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、地域が抱える課題が解決され、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた地域の魅力が向上する社会の実現を目指す。

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI 技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このため、以下のアからオまでに掲げる基本的な考え方を共通認識とし、官民を挙げて「皆で支えあうデジタル共生社会」の構築に向けた環境整備を行う。

- ア 機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、例えば、行政手続の「書かない窓口」構想に見られるように、サービス提供者側での対応によりデジタル化の恩恵を実感できること。また、デジタルを利用する人に向けては、利用者の視点を第一に、ユーザー体験、ユーザビリティ及びアクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、例えば、単一障害専用ではなく、重度・重複障害も意識した複数障害に対応する等、きめ細かく提供すること。
- イ 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ウ 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、障害者のみならず、高齢者のフレイル対策⁹、社会参加に資することに加え、こどもを含む幅広い国民一般にその利便性が裨益^{ひえき}するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成につながること。
- エ デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にもつながること。
- オ デジタル化のメリットのみならず、SNS 等を通じた誹謗中傷^{ひぼう}、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。その際の対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開すること。

これらの実現に当たっては、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していくことも必要となる。

これらの取組により、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

⁹ 年齢を重ねることで身体や心の働きが低下し要介護に近づきつつある状態（フレイル）を予防・改善するための様々な取組をいう。

⑤ デジタル人材の育成・確保

デジタル改革やデジタル実装を進めていくための人材不足の課題が、国、地方、企業などあらゆる局面で顕在化している。

まずは、デジタル庁自身が、デジタル人材の能力を最大限生かし、引き出せる組織であり、官民様々な人材が多様な経験を積むことが可能な組織として、デジタル人材の育成の場となるとともに、AI やデータ活用、デザイン思考など必要な研修コンテンツを国、地方自治体等に提供する。加えて、デジタル社会の実現に関する司令塔として、人材の確保・育成の役割を十分に果たすことができるようデジタル庁自体の体制強化の検討を行う必要がある。

各府省庁は、行政機関等におけるデジタル人材の育成・確保を図るとともに、優秀なデジタル人材が官民学を行き来できる環境を整備し、外部組織や外部デジタル人材との協力によるデジタル化を実現する。

このほか、デジタル庁においては、各地にあるデジタル人材に関する競技会等を調査・分析し、デジタル人材育成に係る取組を推進する。

これらにより、全国民が当事者であるとの認識に立ち、それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学ぶことができ、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、地域におけるデジタル人材の育成やデジタル分野のジェンダーギャップの解消、外国人人材の活用の在り方も含め、デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会を実現する。

⑥ DFFT の推進を始めとする国際戦略

国際的に、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが顕在化している。

この課題を解決するために、国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、国際標準への準拠はもちろんのこと、DFFT を含む国際的な共通認識の醸成、データ流通やデジタル経済に関するルール・原則の合意、共同プロジェクトや人材交流を含めた国際連携・協力等を行うことにより、我が国が世界をリードするという視点が不可欠である。今後、今般の G7 デジタル・技術大臣会合の合意を踏まえ、国際的な枠組みを設置し、その下で、各国のデータ規制に関する透明性向上に資するレジストリの構築など、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFT の一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等のデジタル政策に関わる機関等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していくことに加え、データ格差を抱える新興国等への支援や協力、グローバルを前提とした情報発信の強化の向上に取り組む。

これらにより、データがもたらす価値を最大限引き出し、プライバシーやセキュリティ等に適切に対処することにより信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通が可能な社会の実現を目指す。

2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(1) デジタル社会形成のための基本原則

2021年（令和3年）のデジタル庁創設に先立ち、2020年（令和2年）に我が国のデジタル社会の将来像やデジタル庁設置の考え方等を示す「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定された。このデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の10原則を掲げている。

- | | |
|-----------|-----------|
| ①オープン・透明 | ⑥迅速・柔軟 |
| ②公平・倫理 | ⑦包摂・多様性 |
| ③安全・安心 | ⑧浸透 |
| ④継続・安定・強靱 | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決 | ⑩飛躍・国際貢献 |

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律¹⁰（以下「デジタル手続法」という。）では、デジタル3原則（①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）。）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

(2) BPR と規制改革の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要がある。

業務改革(BPR)の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本方針」(2021年(令和3年)12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に定めるサービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 第1条 利用者のニーズから出発する | 第7条 利用者の日常体験に溶け込む |
| 第2条 事実を詳細に把握する | 第8条 自分で作りすぎない |
| 第3条 エンドツーエンドで考える | 第9条 オープンにサービスを作る |
| 第4条 全ての関係者に気を配る | 第10条 何度も繰り返す |
| 第5条 サービスはシンプルにする | 第11条 一遍にやらず、一貫してやる |
| 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める | 第12条 情報システムではなくサービスを作る |

また、デジタル改革と規制改革は言わば「コインの裏表」の関係にあり、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う必要がある。

¹⁰ 平成14年法律第151号

さらに、アナログをデジタルへ切り替えた途端、アナログより厳格な確認を求める等といった運用については、逆に国民や事業者の手間やコストが増えることになることから、利便性の観点から国民や事業者の立場に立って、手続や業務フローを実装・運用する。

(3) 構造改革のためのデジタル原則

デジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」(①デジタル完結・自動化原則¹¹、②アジャイルガバナンス原則¹²、③官民連携原則¹³、④相互運用性確保原則¹⁴、⑤共通基盤利用原則¹⁵)を2021年(令和3年)12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

(4) クラウド・バイ・デフォルト原則

各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせ、適正(スマート)に利用する設計思想に基づいた整備を推進する。

¹¹ 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

¹² 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

¹³ 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

¹⁴ 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

¹⁵ ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

我が国がデジタル化を強力に推進していく際に政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組について、戦略的な政策と各分野における基本的な施策に分け、以下に取りまとめる。施策の実施に当たっては、遅くとも各項目に記載された達成時期までに実現することとし、可能な限り前倒しを図る。

第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

「デジタル臨時行政調査会¹⁶」(以下第3-1 1.において「調査会」という。)において、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、2022年(令和4年)6月に策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に沿って、アナログ規制の見直し等の取組を進めている。(第2 2.(3)の「構造改革のためのデジタル原則」参照。)

① アナログ規制の点検・見直し

2022年(令和4年)12月末に、アナログ規制約1万条項(目視:2,927、実地監査:74、定期検査・点検:1,034、常駐・専任:1,062、書面掲示:772、対面講習:217、往訪閲覧・縦覧:1,446、FD等記録媒体:2,095、その他規制:42)に関する「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を確定した。規制所管府省庁において当該工程表に沿った規制の見直しを行い、2024年(令和6年)6月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

告示、通知及び通達については、点検対象としてリストアップした2,536条項について、2023年(令和5年)5月に確定した見直し方針や見直し完了時期に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行う。

② デジタル規制改革推進の一括法

2023年(令和5年)通常国会に、法改正による対応が必要なアナログ規制の見直し¹⁷について措置するデジタル規制改革推進の一括法案¹⁸を提出した。

同法案では、個別のアナログ規制の見直しのほか、将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保するため、デジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けるとともに、国及び地方公共団体におけるデジタル技術の効果的な活用や、テクノロジーマップの

¹⁶ デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、2021年(令和3年)11月に設置された。

¹⁷ 具体的には、書面掲示規制の見直しに係る改正、記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正を措置している。

¹⁸ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(第211回国会閣法第47号)

公表・活用に関連する規定を措置している。当該規定を踏まえ、デジタル法制審査の取組や、テクノロジーマップの整備を進めていく。

③ デジタル法制審査の取組の強化

2024年（令和6年）通常国会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）については、2022年（令和4年）臨時国会提出法律案から前倒して試行実施しており、2023年（令和5年）通常国会にデジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けること等を内容とするデジタル規制改革推進の一括法案を提出したところである。これらを踏まえ、各府省庁においては、新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、デジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出することとする。また、デジタル庁においては、必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施する。

④ 法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用促進

国のインフラである法令データのベース・レジストリを整備し、国家公務員の働き方改革、BPR、法令案の誤り防止等を推進するため、デジタル庁、総務省等の関係府省庁が連携し、法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証を着実に実施する。その際、法令等データについては、「法制事務のデジタル化検討チーム」で議論されたデジタル法制ロードマップを踏まえ、過去分データ、告示データ等への対象データの拡充やAPIの機能拡張について検討する。また、AI等の技術による法制事務の補助について検証していく。

⑤ 官報の電子化

内閣府を中心に、紙で発行されてきた官報を電子化する仕組みについて2023年（令和5年）年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出する。なお、法案の検討に当たっては、将来的に紙の官報を廃止することを念頭に置き、現在の官報（紙）を電子官報に単に置き換えるのではなく、今後の技術革新に対応できる技術中立的な仕組みを構築するとともに、改ざんされていない真正情報の提供、長期保存ができる仕組みの構築、機械可読な電子官報のデータの提供、法制執務業務支援システム（e-LAWS）との連携などによる官報に関する事務のBPR等の運用が可能となるような制度設計を行う。

⑥ テクノロジーマップ等の整備

テクノロジーベースの規制改革推進委員会を2022年（令和4年）9月に設置し、テクノロジーマップ、技術カタログ、技術解説記事等のプロトタイピングを行いつつ、取組方針を検討してきた。

技術検証が必要な約1,000条項については、デジタル庁と規制所管府省庁が連携し、効率的に技術検証を実施することとしている。また、デジタル規制改革推進の一括法案においては、国の行政機関等におけるテクノロジーマップの活用の努力義務を規定している。

2023年度（令和5年度）中に、テクノロジーマップ、技術カタログ等を順次整備するとともに、これらを掲載するポータルサイトを構築し、アナログ規制の見直しを工程表に沿って進めていく。

⑦ 地方公共団体の取組への支援

地方公共団体におけるアナログ規制の見直しについて、各団体の自主的な取組を支援するため、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を2022年（令和4年）11月に公表し、調査会の取組の概要や地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの手順案、先進的な取組事例等を示した。

今後、より全国の取組を推進する観点から、地方公共団体と連携し、条例等のアナログ規制の課題調査を実施し、これを踏まえて、2023年（令和5年）中を目途にマニュアルを改訂する。

（2）国民が利便性を実感できる官民デジタル完結の徹底と AI・データ等を徹底活用できる社会づくり

デジタル臨時行政調査会において、今後、行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化、AI時代の官民データ整備・制度対応（「第3-1 6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組」等に記載）、国・地方のデジタル関係の基盤の構築等に重点的に取り組む。

① 経済界要望等を踏まえた行政手続のデジタル完結の推進

行政手続のデジタル完結に関しては、調査会において、年間手続件数1万件以上の申請等に関する約1,300条項の調査・点検を実施し、それらの手続のデジタル化に関する状況・方針等を取りまとめた。

各府省庁は、上記の方針に基づき、集中改革期間の終期に当たる2025年度（令和7年度）までに、手続のデジタル化等を行うこととする。具体的には、当該方針の別表に掲載された手続について、デジタル化の方針が決定しているものについては具体的な見直しの手順やデジタル化の方法等を検討し、今後、方針等が確定するものについてはデジタル化に向けた方針を調査会事務局と調整の上、2023年（令和5年）9月末を目途に、デジタル化に向けた工程の案を調査会へ提出する。調査会は、同年12月末を目途に、その内容を精査した上で行政手続のデジタル完結に向けた工程表を公表するものとし、各府省庁は、この工程表に沿って規制の見直し等を進めていくこととする。

また、上記の横断的な調査・点検により把握された課題を踏まえ、調査会は、国民等向け手続においてマイナンバーカードの利用による更なる利便性向上を図るとともに、ベース・レジストリの整備を通じた申請・届出手続の効率化や、デジタル化を妨げるローカルルールへの対応などについて、事業者向け手続から段階的に取組を広げられるよう、今後取り組むべき方策等について検討を行い、2023年（令和5年）内に結論を得ることとする。

デジタル庁においては、行政手続のデジタル化に向けた各府省庁の取組の現状等を把握し、各府省庁別に進捗の状況を公表するなど、各府省庁における自律的な取組を推進するための仕組みを構築する。

② 国・自治体を通じた制度・サービスの抜本見直しの検討

国民・事業者等にとって優れたサービスを提供するためには、制度・業務・システムを一体的に見直すことが重要である。現在、我が国ではマイナンバーカード、公金受取口座登録、GビズIDの普及等が進んでいるところ、こうした共通基盤を徹底活用しつつ、一体的に見直しを進めていく。

既に、例えば法令、官報等、行政の基幹となる一部の制度・業務・システムについては見直しが進められているところ、国民・事業者等の目線での見直しを他分野へと広げていく必要がある。

今後、国、地方自治体、国民・事業者等をつなぐ共通的な基盤の構築・活用も念頭に置きつつ、行政内部において紙等が介在する業務プロセスやアナログな方法を強いる制度、自治体間の独自様式（ローカルルール）等を横断的に見直ししていくことに加え、プッシュ型のサービスや手続の簡素化等、国民・事業者等の目線に立った行政サービスへの見直しを進めていく。

（３）規制改革

デジタル分野の規制改革については、規制改革推進会議における先行的取組を調査会にフィードバックするとともに、調査会における横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトしていくなど、柔軟に連動していくことが重要である。両会議の連携・役割分担を図りつつ、政府全体として強力に規制改革を進めていく。

特に、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応することにより、個別具体的な規制・制度を迅速に見直すとともに、そうした先行的取組を横断的改革につなげていく。さらに、「デジタル」と「リアル」の改革の有機的連携を図り、イノベーションを阻む規制の改革に取り組む。

こうした観点から、各府省庁は、規制改革実施計画において取り組むこととされる実施事項について、デジタル原則も踏まえ、その着実な実施を図る。

2. デジタル田園都市国家構想の実現

(1) デジタル田園都市国家構想の意義、目的

地方では、加速化する人口減少に伴い、交通、医療、教育等様々な面で社会的課題が深刻度を増している。我が国の豊かな国土を活かすためにも、本来は、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができねばならない。こうした課題に悩む地域でこそ、テレワークや遠隔教育・遠隔医療など新たなデジタル技術の利活用が必要とされている。こうしたデジタル技術の利活用のニーズを満たすため、それぞれの地域では、国が用意したデジタル基盤を活用して、官民の連携により、データ連携基盤などの各地域のデジタル基盤を作り込むことが今後求められる。デジタル基盤を活用して、暮らしに根付いたサービスや産業が、全国的な事業者の力を頼らず、必要なデータの収集・活用など、デジタルの力を自ら積極的に活用できるようになれば、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用することが可能となり、地方の暮らしが抱える弱点はマイナスではなく、むしろ成長の原動力となる。

地域の個性を活かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させることで、地域における仕事の創出、地方への人の流れの創出を図り、地域発のイノベーションの創出、地域の暮らしの持続可能性の強化、そこで暮らし働く人々の Well-being の向上及び、地方から全国へのボトムアップ型の成長を図り、言わば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。

(2) 構想実現に向けた取組の基本的な考え方

2022年（令和4年）12月に、地方におけるデジタル実装を加速化し、デジタル田園都市国家構想を実現していくための5か年間の中期計画として、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2022年（令和4年）12月23日閣議決定。以下「総合戦略」という。）を策定した。

総合戦略に基づく施策を着実に実行し、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備を強力に推進する。

① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野においてデジタルの力を活用し、社会課題解決や魅力向上を図るため、これらを実現する上で重要な要素として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、それぞれの取組を推進する。

それぞれの地域におけるデジタル実装に当たっては、国によるデジタル基盤の整備を受け、それぞれの地域の事情に即したデータ連携基盤を始めとするデジタル基盤を作り込み、域内の事業者のデジタル実装に向けた取組との有効な連携方策を検討するなど、各地域の仕事づくり、人の流れづくり、結婚・出産・子育てしやすい環境づくり、魅力的な地域づくりに向けたデジタル実装の包括的なビジョンや方針を描くことが重要である。

もっとも、こうしたビジョンや方針を、一度に同時に実現していくことは、いずれの地域にとっても困難である。このため、それぞれの地域では、まずは、自らの地域においてデジタル実装に集中的に取り組む上で鍵となる事業を選定し、その鍵となる事業に適したデジタル基盤の作り込みから着手していくことが求められる。まずは鍵となる事業を選定して当該事業のデジタル実装から着手し、並行して、事業者をまたぐデジタル基盤の整備と事業化を立案し、実行に移していくことが期待される。

また、このプロセスにおいて、地域幸福度（Well-being）指標を用いた取組の評価手法等を積極的に活用しながら、特定の事業者だけでなく、地域の事業者や市民を幅広く取組に巻き込んでいくことで、地域が一体となって、幸福度の高い地域社会の実現を図り、その持続可能性を高めていくことが重要である。

② デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる3つの取組（ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組）を強力に推進する。

地域におけるデジタル実装の基盤となるマイナンバーカードについて、更なる普及促進を図るとともに、デジタル田園都市国家構想交付金等を通じて新たに生まれるマイナンバーカード利用サービスの横展開を推進し、更なる利便性の向上を図る。

また、地域のサービス業の構造改革を進めて地域の稼ぐ力を向上させるとともに、住民が個人のニーズに合ったサービスを受けられるようにするため、複数のサービス間でデータを連携し、広く多様なデータを活用して新たな価値を創出することが鍵となる。そのため、行政機関ごと・分野ごと・企業ごと・部門ごとに、縦割りで開発や普及に取り組むのではなく、複数のサービスが協力して支え合う共助のビジネスモデルに基づいたデータ連携基盤の構築を推進する。

各地域における、官民間、民間サービス間等でのデータ連携を担うエリア・データ連携基盤の整備については、重複投資を排除したオープンなデータ連携基盤の統一的・効率的な整備を促進するため、2022年（令和4年）7月にデータ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能（ブローカー）をオープンソースで提供を開始したところであり、引き続き、各地域における導入の支援を進める。

このように、それぞれの地域のデジタル基盤の作り込みに必要となる共通の部品を積極的に提供することで、それぞれの地域における安全かつ廉価な基盤の構築を支える。あわせて、デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムの横展開を進めるための取組を推進する。

(3) デジタル田園都市国家構想の実現に向けた重点検討課題

総合戦略を着実に実行するため、以下を始めとする新規施策や施策の深化・具体化に関して検討を進める。また、2023年（令和5年）末に改訂を行う総合戦略に位置付け、その実現を図る。

・ デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムの横展開の加速化

デジタル田園都市国家構想交付金による分野横断的な支援等を通じ、地方におけるデジタル実装は着実に広がりつつあり、デジタルを活用した地域の課題解決に資する様々な優れたサービスが実装されてきている。

今後、この流れを更に加速するため、関係府省庁が連携して、重点的に取り組むべきデジタル実装の優良事例を整理した上で、効果的かつ効率的に横展開を進めていく。

そのため、所管府省庁とデジタル庁、内閣官房が連携し、重点的に取り組むべき優良事例を支えるサービス/システムについて、住民の利便性向上、自治体のコスト低廉化、地域間の相互運用性の確保等の観点から、

- ① 全国又は一定エリアにおいて、国として主体的・統一的に実装を進めるべきもの
- ② 自治体による自主的・主体的な取組を基本としつつ、国としてサービス・システムの共通化や標準的な仕様・要件の策定等、一層の横展開の加速に取り組むべきもの

- ③ 市場における競争を促進することにより、スタートアップを始め創意工夫に富む新たなサービスの導入を促進すべきものなどの性格の違いを整理した上で、具体的な支援策の策定・実施に取り組む。

その際、国として主体的・統一的に実装を進めるべきものについては、所管府省庁において補助金等必要な財源の確保に努める。自治体による自主的・主体的な取組については、その的確な調達を支援するとともに、引き続きデジタル田園都市国家構想交付金等による分野横断的な支援を行う。

地方公共団体による行政サービス分野においては、地方公共団体と住民との接点である「フロント」について、従来型の対面・紙申請から、非対面のオンライン申請へのシフトを進めるとともに、対面でも「書かないワンストップ窓口」を導入する等、総合的な取組を推進する。「書かないワンストップ窓口」については、デジタル庁が地方公共団体と連携して策定した共通仕様に基づく「窓口 DXSaaS」機能をガバメントクラウド上で提供し、「書かないワンストップ窓口」の導入に係る住民の利便性向上や自治体の負担軽減を図る。あわせて、地方公共団体の取組（BPRを含む。）に対する人的・財政的支援の充実を図ることで、「書かないワンストップ窓口」を含めた「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とする「フロント」改革を加速し、「バックヤード」改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開を促進する。

また、防災分野においては、防災 DX サービスマップを公表するなど、当面ベストと思われるサービス/システム（以下「ベスト・リファレンス」という。）のカタログ化に先行して取り組んでおり、医療・健康・子育て、公共交通、教育等の主要分野の優良事例を支えるサービス/システムについても、所管省庁とデジタル庁、内閣官房が連携し、2023年（令和5年）夏を目途にベスト・リファレンスのカタログ化を進めることで、自治体が迅速・簡便に検索・入手できるようにする。

さらに、自治体がベンダーロックインを回避しつつ、必要なサービス/システムを迅速・円滑に調達できる環境を整えるため、2023年（令和5年）末を目途に、主要分野のサービス/システムについてベスト・リファレンスの調達時に必要となる標準的な要件・機能等を整理し、担当者向けにガイダンスしたモデル仕様書として作成・公表する。

また、マイナンバーカードを利用したサービスについては、関係府省庁が連携して横展開支援を行うマイナンバーカードの利活用促進プランを取りまとめ、共通して必要となるシステムについては、廉価に提供されることを条件に、国がその開発を支援することも検討する。

将来的には、2023年（令和5年）4月から中央省庁が調達するサービスを対象として実証を行う、デジタルマーケットプレイスとの連携・活用も図りつつ、各自治体における導入手続の更なる迅速化・円滑化を図る。

・デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進

2023年（令和5年）夏に新たな国土形成計画を策定し、「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、デジタルとリアルが融合した「地域生活圏」の形成を推進する。このため、地域の生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスの持続的な提供に取り組む地域経営主体の育成を含めた官民パートナーシップ構築の環境整備など、官民が連携した先進的なモデル事例の創出やその実施に対する伴走支援、横展開を関係府省庁が連携して行う。また、交通活性化、自動運転、ドローン物流、建築・都市のDXのほか、人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりや「道の駅」の拠点機能強化等の各種関連施策を強化し、政策パッケージとして取りまとめる。

また、地域の暮らしや経済を支えるインフラの老朽化対策において、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする仕組みの構築を図る。

・デジタルライフライン全国総合整備計画の策定

「実証から実装へ」「点から線や面へ」の移行を目指し、中山間地域から都市部に至るまで、デジタル実装の前提となるインフラ整備を強力に推進するため、関係省庁が一丸となり、既存の取組を踏まえつつ、デジタルを活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインのアーキテクチャや仕様・スペックの具体化、自治体や運営主体を含む官民の役割分担、長期にわたり全国規模で講ずる取組等を定める「デジタルライフライン全国総合整備計画」を2023年度（令和5年度）中に策定する。このため、デジタルライフライン全国総合整備実現会議を設置し、デジタル社会推進会議等と連携しつつ、各省庁が一体となってデジタルライフライン全国総合整備計画の策定・着実な実施を推進していく。

特にドローンや自動運転等については、2024年度（令和6年度）にドローン航路や自動運転支援道の設定、インフラ管理のDX等を開始し、先行地域での実装を実現する。

その実現に当たっては、ハードインフラやルールに加えて、3D都市モデル（PLATEAU）や、データ連携基盤その他 Ouranos Ecosystem（ウラノス エコシステム）で整備するソフトインフラについても、全国展開・社会実装を推進する。また、単なる技術実証にとどまることのないよう、「線」や「面」での実装を行う個々の事業の持続可能性を担保するための要件やKPIの明確化と政策ロードマップの作成を行う。

・デジタル田園都市国家インフラ整備計画の実行

「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（2022年（令和4年）3月策定、2023年（令和5年）4月改訂）に基づき、地域協議会も活用しつつ、デジタル基盤整備を推進する。具体的には、光ファイバの未整備地域の解消及び「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備を促進しつつ、公設光ファイバの民設移行を早期かつ円滑に進める。また、非居住地域も含めた5G等のエリア整備や非常時における事業者間ローミングの実現を推進するとともに、自動運転・ドローンを活用したプロジェクトと連動したデジタル基盤の整備と地域の課題解決ニーズに即した先進的ソリューション実装を一体的に推進する。さらに、データセンターの分散立地を推進するとともに、国際的なデータ流通のハブ機能の強化、国際海底ケーブル等の安全対策の強化に取り組む。非地上系ネットワーク（NTN）については、2025年度（令和7年度）以降の早期国内展開等に向け、サービスの導入促進のための取組を推進する。加えて、情報通信研究機構（以下「NICT」という。）に造成した新基金を活用し、社会実装・海外展開を目指した次世代の基幹インフラ Beyond 5G（6G）の研究開発を加速させ、今後5年程度で関連技術確立する。

・デジタル推進委員の取組の充実

地方におけるデジタル実装が進展する中、全国どこでも高齢者や障害者などを含めたデジタル機器やサービスに不慣れな方の不安を解消し、誰一人取り残されないための取組を推進するため、デジタル推進委員について、関係省庁のデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯キャリアショップ中心の活動から、自治体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制

の充実を図っていく。また、特に中山間地域においては、高齢化の現状も踏まえ、「デジ活」中山間地域の取組地域とデジタル推進委員の取組との連携を図る。

・地方公共団体におけるアナログ規制の見直しを通じたデジタル実装の支援

アナログ規制を定める法令約1万条項については、2022年（令和4年）末に策定した工程表に基づき、2024年（令和6年）6月までを目途に、順次、見直しを進めている。地方公共団体の条例等については、2022年（令和4年）11月に公表した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局）」を活用するなどしてアナログ規制の見直しに取り組む地方公共団体も出てきている。今後、デジタル庁とモデル自治体が連携し、アナログ規制の見直しの検討を行うこととしており、デジタル庁はその結果も踏まえ、年内を目途に同マニュアルを改訂し、デジタル改革のモデルケースを全国に横展開することで、地方におけるデジタル実装を支援する。

また、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用による地域の課題解決等を図る取組については、デジタル田園都市国家構想交付金による後押しを進める。

・地域幸福度（Well-being）指標の活用促進

総合戦略に基づく施策全体の取組状況の評価において、地域ごとの特徴把握や、目指すべき地域の在り方を検討するために利用できる、地域幸福度（Well-being）指標の活用促進を強化する。

このため、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPE2/3 等の採択団体を始めとする意欲ある自治体における、Well-being 指標を用いた住民の幸福度の評価・分析を促進する。あわせて、その分析結果を地域への投資を呼び込む仕組みにつなげることにより、域内外の住民を巻き込んだまちづくりの取組の活性化を図る。

3. 国際戦略の推進

デジタル化を推進するためには、グローバル基準への対応や諸外国政府等の関係機関との協力・連携が不可欠である。デジタル庁を中心に各府省庁においては、デジタル分野において必要とされる国際標準や国際連携への対応について、信頼を醸成しつつ、責任を持って戦略的に推進する。

(1) DFFT の推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集・分析・加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化してきており、また、プライバシーやセキュリティ等、データ流通に関連する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、新たな価値の源泉であるデータが自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが経済成長をもたらすと考える下、テクノロジーを軸に、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、まずはデータに対する基本的な考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関連する国際的なルール・枠組み作りや討議等を通じて、DFFT を推進する。

DFFT を推進するためには、有志国との連携を図ることが必要であるところ、我が国としては、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」などとのバランスの取れた国際ルール・制度形成を主導する。また、これまでのG7等の国際的な議論・取組や、2023年（令和5年）4月末に日本議長国の下で開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合を踏まえ、同会合において合意された国際的な枠組みを設置し、その下で、各国のデータ規制に関する透明性向上に資するレジストリの構築など、国内外のデータ連携の枠組みの構築を含め、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、DFFTの具体的な推進に向けて、インターネット上で、特定のサービスに依存せず、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組みや、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを目指す構想である「Trusted Web」に関する取組を推進する。

(2) 利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築

利用者の真の要望に沿った行政サービスを提供し利用者の体験価値を向上させるため、諸外国では、利用者の要望を正しく理解し対応するサービス開発を目指して新たなアプローチが用いられている¹⁹。我が国でも行政サービスの提供に当たってサービス設計12箇条などに基づく検討を推進している。

こうした取組に当たり、各国が同様の課題に直面しそれぞれに解決策を見出してきた状況を踏まえ、二国間での直接的な協力関係や国際的なコミュニティを活用し、相互に協力することで効率的かつ高品質なサービス開発に成功している例が増加している。これにより、行政サービスの利用者に対して高品質かつ迅速なデジタルサービスが提供できるほか、官民での共同推進及び情報発信を行うことで、国内の事業者等に対して国際市場への参入機

¹⁹ 例えば、デジタル・ガバメント先進国の中には、サービスデザイン思考が採用されている国があり、それを専門的に推進する組織や人材を整備・確保している。

会の提供につなげることも期待される。具体的には、各国の Digital Identity Wallet 等の取組を踏まえて、eID(electronic id)の領域で公的個人認証による本人確認等を活用するほか、「Trusted Web」に関する取組を推進する。

(3) 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力

デジタル人材の枠組み（フレームワーク）に基づき、必要とされる人材のスキル等を明確にするだけでなく、そのためのトレーニングを政府機関等が提供している諸外国との協力関係を構築し、デジタル人材育成のための枠組みや研修について協力を得るとともに、我が国からも有益である分野について情報提供等を行う。また、人材交流やワークショップの共催など、短期的にも外部の知見を獲得し、国内に活用できるような取組を推進する。

(4) 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化

デジタル分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を進める。

まずは相互の信頼関係の醸成を行い、情報共有や共同して推進すべき事項（アジェンダ）を明確にする。その際には、国内における問題認識や課題を踏まえ、各々の国に対して適切なアジェンダを設定する。その上で協力覚書（MOC）を交わすことなどを通じ、テーマに適した関係府省庁等も巻き込みながら関係性を強化する。将来的には、双方にとってのメリット等を踏まえ、共同プロジェクトの推進なども視野に入れた検討を行う。

加えて、強力な影響力を持つグローバルのシステム又はサービスベンダーに対し、政府として交渉をする際に、我が国のみで要求するのではなく国際的協調の枠組みを利用することで、より強力かつ効果的な交渉が可能となることが期待できる。

(5) 他国への支援

我が国におけるデジタル化の取組は、大規模かつ複雑な業務システム開発の経験やノウハウ、防災・減災におけるデジタルの利活用、高齢化社会に向けた取組など、国際的に注目を集め評価されているものもあり、特に、アジア、アフリカ、南米等を中心に、デジタル化の意欲が強い新興国に対して、関係府省庁では従来から研修等を通じた協力を行っている。

今後は、研修による情報提供から更なる協力関係に発展させることを目指し、関係府省庁がそれぞれの政策分野において継続的に関係を維持しつつフォローアップを行い、国際機関との連携協力、第三国協力の推進や、将来的に現地においてサービスが提供できるようなシステム開発や業務見直しの共同での推進、知見蓄積・活用など、具体的なプロジェクトへの発展等により効果的な他国支援・協力を行っていく。

(6) 民主的な「メタバース」の実現

ユーザー間でコミュニケーション可能なインターネット上の仮想空間である「メタバース」については、今後、フィジカル空間と同様、国民の生活空間、社会の場となることが見込まれる。G7 広島サミット及び G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合において、メタバースなどの没入型技術が民主的価値に基づくものであることの必要性が認識されたところ、総務省において、今後 OECD 等のマルチフォーラムにおける継続的な議論に貢献するべく取り組んでいく。

4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取等は、国家を背景とした形でも平素から行われている。また、世界規模の感染症の蔓延など、デジタル社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、今後も変化し得るものである。また、大規模地震災害を始めとする自然災害により、国民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態を想定して、あらかじめデジタル社会の強靱性を確保しておくことも課題となっている。こうした状況への対応として、政府は、国民の生命や財産を守り、国民生活を維持することのできる安全・安心なデジタル社会を構築するため、官民の緊密な連携を図りつつ、次のような取組を推進する。

(1) サイバーセキュリティの確保

IoT、AI 等により実現される Society 5.0 として目指すべき社会では、サイバー空間の利用は不可欠である一方、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。国民の生活や経済活動の基盤となる政府等の情報システムを含む重要インフラ等への国境を越えたサイバー攻撃は恒常的に生起しており、対策の重要性はますます大きくなっているところである。また、経済社会のデジタル化が広範かつ急速に進展する中、情勢の変化に即応したサイバーセキュリティ対策を講ずることの重要性も一層高まっている。いまや、あらゆる主体がサイバー空間に参加することとなる中、デジタル化の動きと呼応し、「誰一人取り残さない」サイバーセキュリティの確保が求められている。

デジタル改革を進めるに当たって、政府機関、独立行政法人等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と、国民への行政サービス等を安定して安全に提供するという観点を含めたサイバーセキュリティの確保との両立が不可欠であることから、国家安全保障戦略²⁰及びサイバーセキュリティ戦略²¹に基づき、政府全体として、これら戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。

特に、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」²²（以下「政府統一基準」という。）の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上の推進の一環として、政府情報システム（共通基盤を含む。）におけるクラウドサービスの利用拡大や常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据え、2023 年度（令和 5 年度）に政府統一基準を改定する。あわせて、デジタル庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）において、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャを採用した、情報資産管理状況やシステムの挙動・ソフトウェアの状況をリアルタイムに監査・監視することができるシステムの開発・構築を行うとともに、引き続き、監査・監視の運用や利用促進の検討を行い、各府省庁に対し同システムの順次展開を進める。

また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）においては、統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性が評価されたクラウドサービスを ISMAP クラウドサービスリストに登録し、政府機関等における本制度の利用を促進するとと

²⁰ 2022 年（令和 4 年）12 月 16 日 国家安全保障会議決定、閣議決定。国家安全保障戦略では、我が国を全方位でシームレスに守るため、サイバー防御の強化、能動的サイバー防御の導入及びその実施のために必要な措置の実現に向けた検討、これらのためのサイバー安全保障の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置、法制度の整備、運用の強化等を規定。

²¹ 2021 年（令和 3 年）9 月 28 日閣議決定

²² 現行版は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 3 年度版）」（2021 年（令和 3 年）7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

もに、制度運用の合理化に向けた検討及び改善を継続的に実施するなど、クラウド・バイ・デフォルトの拡大を推進する。その際には、特に厳格な取扱いが必要となる情報を扱う政府情報システムについては、2022年（令和4年）12月に定めた「安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い」を参照して利用を進める。また、政府として、クラウドサービスや関連する暗号化等の技術開発や実証を支援しつつ、その成果を公共調達に反映していくなど、政府情報システムにおけるクラウド利用を、地方公共団体等のユーザーの理解と協力を得て、セキュリティを確保しつつ進める。さらに、クラウド監視に対応したGSOC²³の機能強化等の推進をしつつ、GSOCの着実な運用に継続的に取り組む。

デジタル庁は、NISCと連携して、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づいて、政府情報システムの整備・運用を実施するとともに、各府省庁は、デジタル庁による統括・監理を通じて当該方針の実装を進めることとする。これらの方針に基づいた取組を通じて、デジタル庁及びNISCは、政府情報システムの整備・運用段階の全体にわたりDevSecOps²⁴等のアプローチを推進する。また、デジタル庁は自動化によるセキュリティマネジメントの強化を推進しながら、スマートなクラウド利用やサプライチェーン対策へのセキュリティ対応、ゼロトラストアーキテクチャへの取組を進めるなど、ERM²⁵及びITガバナンスの観点を含めたセキュリティ対策の強化を図る。さらに、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心とした安定的・継続的な稼働の確保等の観点から、デジタル庁の専門家のチーム及びデジタル庁の依頼に応じて独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に沿っているか等を継続的に確認するなど、必要な検証・監査を着実に進める。

さらに、NISCは、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。

総務省及びNICTは、安全性や透明性の検証が可能な国産セキュリティソフトを政府端末に導入することで、端末情報等を収集・分析する仕組みを2023年度（令和5年度）中に構築し、総務省での実証事業を開始する。当該仕組みを利用し、得られた情報とNICTが保有するサイバーセキュリティ関連情報を統合分析することで、海外製品のみならず我が国独自のサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化を図る。また、分析結果を基にセキュリティレポート等の作成を行い、府省庁に提供することで、政府機関の更なるサイバーセキュリティの強化に貢献する。さらに、デジタル庁等と連携を図り、利用府省庁のニーズを踏まえ情報収集対象の府省庁を拡大し、収集する情報を増やすことで、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化（GSOCとの連携を含む。）に取り組む。

これらに加えて、デジタル庁が整備・運用するシステムについて、リアルタイムで監視を行い、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、速やかに被害の拡大を防ぐとと

²³ Government Security Operation Coordination team

²⁴ 開発（Development）と運用（Operations）に加え、セキュリティ（Security）を融合させたライフサイクルとして、情報システムを捉える考え方。

²⁵ Enterprise Risk Management

もに、レジリエンスを向上させたセキュリティ対応態勢が重要となる。必要な体制及びルールについては、適時適切に見直しを実施していく。デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル基盤きょうせんの強靱性や信頼性を確保するために、NISC が発展的に改組される新組織や個別のインフラや制度等を担当する府省庁などの関係機関と連携しながら、物理層・ソフト層・データ層・コンテンツ層などの各層の課題も踏まえ、国際的に連携しながらデジタル戦略等における基準・標準の社会実装を推進する。

(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保

2021 年（令和 3 年）5 月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律²⁶（以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律²⁷（以下「個人情報保護法」という。）の改正等（以下「2021 年（令和 3 年）改正法」という。）により、事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、2023 年（令和 5 年）4 月以降は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されている。

国の行政機関においては、この計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律や個人情報の保護に関する基本方針²⁸、個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則²⁹にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。

個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、引き続き、国民や事業者、行政機関等³⁰からの照会等に適切に対応するとともに、2020 年（令和 2 年）改正法³¹、2021 年（令和 3 年）改正法等に関する周知・広報等に積極的に取り組む。また、今後の業務量の増大に応じ、個人情報保護委員会の所要の体制強化に引き続き努める。

(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、不正アクセスの防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携の取組、国際連携の取組、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案を始めとする犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。また、引き続きサイバー事案への対処能力の更なる強化を図る。

(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策

国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、そして、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、電気通信事故の検証等を通じ、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。また、災害発生時における MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進する。

²⁶ 令和 3 年法律第 37 号

²⁷ 平成 15 年法律第 57 号

²⁸ 2004 年（平成 16 年）4 月 2 日閣議決定。2022 年（令和 4 年）4 月 1 日最終変更

²⁹ 2022 年（令和 4 年）5 月 25 日個人情報保護委員会決定

³⁰ 国の行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人

³¹ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）

5. 急速な AI の進歩・普及を踏まえた対応

大規模で汎用性が高い基盤モデルを活用した「生成 AI」の性能が格段に向上し、その利用が急拡大するなど、AI の社会的な影響力が急速に増大している。これによって、AI の活用を通じた新しい価値の創出への期待がこれまで以上に高まっている一方、社会に及ぼすリスクへの懸念も高まってきており、諸外国においては、AI 開発と並行して、社会受容の在り方に関する議論も加速している。

AI の適切かつ効果的な活用は、生産性向上や競争力強化を通じ、我が国における社会課題の解決や経済成長につながる可能性を秘めている。こうした可能性を踏まえ、AI に係るリスクの懸念に適切に対処するとともに、「人による作業」の要否を整理し、AI 活用に向けた取組を進めていく必要がある。目下、我が国としては、①今後の AI の活用の基盤となるデータの整備等を含むインフラの整備・強化に向けた検討・取組と、②AI の実態と動向を把握し、リスクと必要な対応策を特定した上で、官民における適切な活用に向けた検討・取組を進めることが重要である。

(1) 連携体制

AI の急速な進歩・普及やこれにより生じる課題に迅速かつ適切に対処するため、有識者会議や関係省庁の連携体制である「AI 戦略チーム」、官民の AI 関係研究機関の連携体制を通じて、我が国一体となって取組を進めていく。また、2023 年（令和 5 年）に開催された G7 広島サミット及び G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の結果を踏まえ、OECD や GPAI 等の専門家による国際的な検討協議の場を活用しつつ、議長国として G7 の議論を主導し、AI 利用を巡る国際的なルール作りに貢献する。

(2) 基礎的な開発能力の構築・強化や包括的データ戦略に基づくデータ整備

大規模言語モデル等による急速な AI の進歩・普及の状況等を踏まえ、大規模言語モデル等の基盤モデルの活用を進めるとともに、基礎的な開発能力の構築・強化等を行う。また、行政機関が保有するデータについて、AI での活用も念頭に置きつつ整備を進める。その際、活用に向けた検討・実装状況を踏まえ、デジタルアーカイブ含め、整備すべき行政データの範囲を検討する。

(3) AI の社会実装

AI の社会実装に向け、関係省庁において取組を行ってきたところ、更に取り組を強化して推進する。実装に向けて不合理な障壁となる制度があれば、その在り方を見直す。

行政における AI の活用については、行政運営の効率化、行政サービスの質の向上等につながる可能性が指摘されている一方で、機密情報の取扱いや、情報漏洩の懸念といった課題も指摘されている。まずは、AI の特性の把握やリスクの精査をしながら、望ましい活用の在り方について必要な検討を行い、活用のアイデアを集約し、実装を進める。また、集約したアイデアを踏まえた AI 実装のニーズに効果的に応えるとともに、AI 実装の技術を有する事業者が調達に参加するに当たっての不明確さ等を払拭する観点から、AI 実装に伴う統一的な調達ガイドラインの作成等を行う。

加えて、昨今の生成 AI の普及を受け、教育分野における適切な実装に向け、学校教育の現場における AI の取扱いに関するガイドラインを策定する。

6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組

2021年（令和3年）6月に策定された包括的データ戦略については、DFFT、準公共分野のデータ連携基盤の構築といった施策において既に実装の段階に入っており、その進捗は本重点計画の該当する項目の記載に包含されている。包括的データ戦略については本重点計画に統合することとし、その他の包括的データ戦略に記載されていた具体的な取組のうち、当面、政府として重点的に取り組むべき施策について、以下にその方向性を示す。

なお、国際情勢の変化に加え、昨今の生成AIの急速な普及等、データを取り巻く情勢は劇的に変化しているため、今後、政府において検討されるAIに関する戦略等の議論を踏まえ、改めて、データに係る取組の進め方等について検討し、方向性を取りまとめることとする。

（1）内外のデータ戦略の現状

① データ利活用の推進の必要性

デジタル化の急速な進展・高度化が進む中、データは知恵・価値・競争力の源泉・創造の基盤であり、データスペースや生成AIの急速な普及等の新たな動きがデータの生み出す付加価値を更に飛躍的に高めている。

また、海外に目を向ければ、EUや中国、インド、シンガポール等の各国では、経済発展や国民生活向上のため様々なイニシアティブで戦略的かつ強力でデータ整備・利活用が推進され、その価値を享受している。一方で、安全保障環境が厳しさを増し、デジタル保護主義の動きも顕在化する中、経済安全保障上のデータの意義やデータ保護の重要性も増している。

このような環境の中、我が国においてもデータ活用の一層の推進が急務であり、もはや一刻の猶予もないが、国民・産業界にその価値がまだ十分認識されているとは言い難い。

このため、多様で質が高く十分な量のデータを簡単かつ安全に信頼して活用できる環境を実現し、我が国が社会課題を解決し、世界と協調しつつ、国際競争力を維持・向上させるため、データ整備から知識化、AI活用まで一貫したデータ戦略が必要であり、プライバシー侵害やデータの不適正利用等の不安・不信感を払拭しつつ、データの活用によるメリットについて理解を得た上で、政府全体として透明性と信頼性のあるデータ活用を推進する。

② 世界のデータ戦略

各国とも、データ活用を国力の源泉として位置付け、必要な体制やルールを整備し実行することで、国民生活の質の全体的な底上げや、データを活用したイノベーションによる国際競争力の向上等を加速化させている。加えて、生成AIに対応したルールやガイドラインの在り方についての議論が活発化している。

EU：各国がデータ基盤整備を進めるとともに、EU全体としてGAIA-X³²等、官民でデータ連携をする仕組みの構築や域内のデータ利活用ルール、コミュニティの形成により、約4億人の経済圏の構築を加速しつつ、国際的なルール形成の主導も志向している。

中国：トップダウンで国内の様々なデータの整備・活用を強力で推し進め、生活の利便性を高めるとともに、統制も含めた種々の行政上の目的も達成しようとしている。

³² ドイツ政府とフランス政府が、2019年（令和元年）10月29日に発表したEU規模でのデータの共有や利活用を支援するため、クラウドサービスのインフラを構築する構想（GAIA-Xプロジェクト）。GAIA-Xは、認証や契約手続に基づいてデータへのアクセスを制御し、データ主権を保護しつつ様々なクラウドサービスとの相互運用性を確保する技術的な仕組み。

インド：高い実行力を武器に ID や API 群（IndiaStack³³）を整備し国家インフラとしてアジャイル的に浸透させることにより、約 14 億人の国民生活をデータのパワーで一変させている。

シンガポール：SmartNation 構想³⁴の下、国家全体のデジタル化を強力に推進し、行政の効率化に加え、官民連携した先進的なデータ活用も進んでいる。

米国：医療・運輸等の一部の産業分野が牽引し、民間主体で共通基盤の整備をリードしている。また、政府は、各機関に置かれた CDO を中心にデータ利活用とガバナンス強化に取り組んでいる。

③ 我が国のデータ戦略の進捗状況

我が国は、「包括的データ戦略」を 2021 年（令和 3 年）6 月に策定して以降、第 1 層：インフラ、第 2 層：データ、第 3 層：連携基盤（ツール）、第 4 層：利活用環境、第 5 層：ルール（データガバナンス/トラスト基盤等）、第 6 層：社会実装過程における業務改革＝ビジネスプロセス・リエンジニアリング（BPR）、第 7 層：本戦略の目標はデータがつながることで「新たな価値を創出」すること、というアーキテクチャ³⁵に従い、社会の基盤やルールの整備を進めるとともに、先進各国と協調してデータ基盤整備を進めてきた。

これまで、「インフラ」は 5G・データセンターの整備等を推進し、「データ」は、ベース・レジストリの整備が始まり、GIF³⁶を始めとしたデータの標準化に向けた取組やオープンデータの推進も強化されている。「連携基盤（ツール）」は、SIP³⁷で開発したシステム、CADDE(Connector Architecture for decentralized Data Exchange)、この成果を活用して DSA（データ社会推進協議会）が社会実装を進めている DATA-EX の社会実装の検討、デジタル田園都市国家構想でのデータ連携基盤の実装が始まっている。「利活用環境」は、情報銀行の展開に向けて検討等が始められており、「ルール」は、トラスト基盤や Trusted Web の検討、データ取扱いルール実装の推進等に取り組んできた。

一方、社会全体でのデータに係る理解やリテラシーの低さ、IT 企業等でのデータエンジニアの不足、プライバシー、セキュリティへの懸念や AI 活用の遅れ等があり、データ整備・利活用環境の整備は、十分に進んでいるとは言い難い状況である。

これらの状況を踏まえて必要となる措置を講じた上で、我が国は、諸外国の急速なサービス展開や技術動向の変化を捉えつつ、デジタルアーカイブ³⁸として整備すべきものを含め、整備する行政データ（行政機関が保有するデータ）の範囲について検討するとともに、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の提唱国として、欧米や ASEAN 等の諸外国と連携し、国際的なリーダーシップを発揮しながら、従来以上のスピードで取組を推進していくことが求められている。

³³ 国民識別番号制度「Aadhaar」を土台とするオープン API 群

³⁴ 「より良い暮らし、より多くの機会、より強固なコミュニティ」を実現しようとする構想

³⁵ 上述の 7 つの階層に加え、各階層のそれぞれの取組に当たって、階層横断的な要素として人材、セキュリティを検討する必要があるとしている。

³⁶ 政府相互運用性フレームワーク（Government Interoperability Framework）

³⁷ 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」

³⁸ 様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。

(2) 包括的データ戦略を踏まえた今後の方向性

我が国が目指すべき未来社会の姿である Society5.0³⁹のビジョンを実現するため、①データがつながり、いつでも使える、②データを勝手に使われない、安心して使える、③新たな価値の創出のためみんなで協力するよう推進していく必要がある。そのためには、既存のプロセスを単純にデジタルに置き換えるだけでなく、AI等の最新技術も用いて、これまでの業務やビジネスデザインをゼロベースで徹底して見直していき、データを最大限効率的に利活用することで社会全体の改革を図っていく。行政においては、データを活用したエビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進していくことはもちろんのこと、産業界でのデータに基づく経営やそれを通じた競争力強化を推進し、社会全体がスパイラルアップできる構造を実現していく。

行政データは、国民にとって最大限価値を発揮するよう行政データ全体の枠組みを整理することが求められている。その際、行政データの品質を改善し、制度間の情報連携を容易にすることにより、行政事務・手続の簡素化にとどまらず、EBPMを推進していくことも重要である。このような観点から、ベース・レジストリの整備の推進とともに、実際に各制度間でベース・レジストリを参照することにより、行政事務・手続の簡素化を図るための仕組みの構築が必要である。

さらに、生成AIの利用拡大に鑑み、AIを活用した行政運営の効率化に向けた検討・実装状況や、民間における利用実態・ニーズを踏まえ、行政データ整備を進め、更なる行政データのオープンデータ化を推進することにより、社会全体のデータ供給を充実させていく。整備すべきデータの範囲については、AIに係るリスクの懸念に適切に対応しつつ、AI利活用による生産性の向上や競争力強化という可能性を踏まえた取組を検討する観点から、行政データについて、AI利活用のための技術検証を行い、デジタルアーカイブとして整備すべき行政データの範囲について検討する。

また、必要な専門人材の確保に向け人材育成を図るとともに、使いやすいデータの供給を通じてその能力を発揮できる環境を整備していく。

データ供給の拡大、データ利活用環境及びルールの整備を通じて、新たなデータ経済圏でもあるデータスペースの実現も図り、従来の準公共分野の取組に加え、サプライチェーン等、多くの組織や制度のボーダーを超えたデータ駆動社会の基盤となる空間の実現を図っていく。

一方で、サイバーリスクの高まりやプライバシー保護の必要性も踏まえ、国内外の規制変容の動向等にも留意し、利活用と保護のバランスを取って推進していく必要がある。

こうした取組を強力に推進するに当たり、我が国の多くのプレイヤーが有機的に連携するためには、社会全体における各プレイヤーの位置付けが明確化される必要があり、従来より示してきた包括的データ戦略のアーキテクチャに従い推進していくこととする。

先進各国の取組が加速する中、従来以上のスピードで社会全体のデータ活用を進めていくことが必要であり、デジタル庁のリーダーシップの下で、同アーキテクチャに基づき関係府省やステークホルダーの役割と責任を明確にし、優先順位をつけて取組を進めていく。また、政策面、技術面、運用面のバランスのとれた体制強化も必要であり、実現に向けて府省間・官民連携の体制を整備していく。推進に当たっては、国民生活の利便性向上や経済効果を訴求していく。

³⁹ 内閣府「Society 5.0」https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

(3) 当面重点的に取り組むべき事項

① トラスト

データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図るためには、信頼のあるデータ流通の基盤となるトラスト⁴⁰の確保が重要であり、デジタル化の進展に伴いその必要性は一層高まっている。そのため、まずは行政機関が行政手続のデジタル完結を推進するため、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（2023年（令和5年）3月31日、デジタル社会推進標準ガイドライン）を踏まえたトラストサービス利活用の円滑な拡大等を図るとともに、電子署名及び認証業務に関する法律⁴¹（電子署名法）の関連規定について、国際的な相互運用性の確保に留意しつつ、必要となる評価基準等のアップデートを進める。

今後、オンライン取引・手続等において、発行元に関する証明のニーズが高まることが想定されるため、eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現にも取り組む。加えて、時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務）について、国際的な相互運用性の確保に留意しつつ、的確な制度運用がなされるように進める。

また、データの属性を含んだ信頼性の確保については、経済産業省が「産業サイバーセキュリティ研究会」において、2022年（令和4年）4月にサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した産業社会におけるデータの信頼性確保の考え方を整理した「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク～データによる価値創造の信頼性確保に向けた新たなアプローチ」を策定しており、引き続き普及啓発に取り組む。

さらに、技術的な動向を踏まえた身元確認及び本人認証の在り方についても国際的な相互運用性の観点も留意しつつ検討を行い、国際的な相互運用性を持った Digital Identity Wallet を推進するとともに、特定のサービスに依存せず、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組みや、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを目指す構想である「Trusted Web」に関する取組を推進する。

② データ取扱いルール

分野間データ連携基盤や分野ごとのプラットフォーム⁴²の構築には、データの表現対象となる被観測者（個人・法人を含む）、データ提供者及びデータ利用者がデータ流通に対して抱く懸念・不安を払拭するため、データ取扱いルールの実装が必要となる。

プラットフォームの構築におけるルール実装の際に踏まえるべき視点と検討手順を示した「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（2022年（令和4年）3月4日）を参照し、重点分野のデータ連携基盤及びデジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤（当面、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPE 2/3 におけるデータ連携基盤）における適切なルール実装を推進する。

⁴⁰ インターネット上で本人であることやデータの信頼性を証明することにより、送信元のなりすましや改ざん等を防止するための仕組み

⁴¹ 平成12年法律第102号

⁴² 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものとされている。

③ PDS・情報銀行

国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、準公共分野及び相互連携分野において、パーソナルデータを含む多様なデータを安全・安心に流通・活用するため、PDS（パーソナルデータストア）や情報銀行の活用可能性を検証するための実証等を実施する。

④ データ連携基盤

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、データ連携基盤等の構築が重要となる。準公共分野においては、デジタル庁が関係省庁と連携し、データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、各分野におけるデータ連携基盤の構築を進めることが重要であり取組を進める。

また、相互連携分野においては、関係省庁と連携し、アーキテクチャ（リファレンスアーキテクチャを含む。）を参照したデータ連携基盤の導入、標準の整備等に向けた取組を進める。

⑤ ベース・レジストリ

社会基盤として参照可能なデータを整備する上では、データの元となる情報（情報源）の最新性や正確性、完全性等の品質担保が重要であり、具体的な社会課題への対応や、実現すべきサービスを念頭に置いた上で、必要となるデータの情報源と、データの共有の在り方について、関係行政機関等とともに検討することが重要である。また、品質担保の実現には、業務面（法令を含む。）やシステム面等の工数がかかり、メリハリをつけた対応が必要である。当面は、法人・土地系等の注力領域を設定し、デジタル臨時行政調査会において、ベース・レジストリの制度化と注力領域における価値創出の両輪で検討を進める。

ベース・レジストリの制度化については、①対象となるデータに関する行政事務における位置付け②データを共有するための法的な根拠の整理③データの整備及び情報連携基盤に係る関係行政機関等の役割分担について、検討を行った上、デジタル庁が別途定める「ベース・レジストリの指定⁴³」に基づき、関係行政機関等と連携してデータの整備を進める。また、行政機関間における個人情報を含むデータの連携等に関する制度設計や運用が適切かつ円滑に行われるよう、個人情報保護委員会においては、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な情報提供や助言等を行う。

ベース・レジストリの整備・運用に当たっては、官民の様々な情報について、正確かつ途切れることなく、データクレンジングを行ってきた国立印刷局等の関係する公的機関との連携について、関係府省庁とともに、検討する。

法人ベース・レジストリについては、社会における法人情報を整備し、共有することで、官民の取引コストを低減させ、もって企業の取引規模拡大、生産性向上を目指す。まずは、各行政機関によって目的別に個々に収集されている法人基本情報について、商業登記由来の情報からマスターデータとして行政機関内で共有することにより、申請者たる法人及び審査者たる行政機関双方の事務負担軽減を図るため、制度的な対応や規格の整理、システムの検討を行う。

個人事業主の番号体系については、本人確認や情報連携等の具体的なユースケースの整理を行った上で、制度的な対応を含めた検討を行い、年内に具体的な結論を出す。

⁴³ 指定の際、ベース・レジストリの定義についても併せてを見直す想定。

土地系ベース・レジストリについては、所在情報に関し誰もが参照できるマスターデータや行政機関が不動産登記情報を利用するに当たっての使いやすいデータを提供することによって、各分野の業務効率化や新たな価値創造の取組の加速化を目指す。不動産登記ベース・レジストリについては、各行政機関によって目的別に個々に取得されている不動産登記由来の情報に関し、その取得スキームを一元化することで、法人ベース・レジストリと同様の行政手続等における効率化等、行政機関の業務効率化や国民の利便性向上を図るため、デジタル庁において、制度的な対応や規格の整理に関する検討を行うとともに、システム整備を推進する。アドレス・ベース・レジストリについては、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールに対応するため、2025年度（令和7年度）の本格運用を目指し、デジタル庁において、関係行政機関等と協力し必要な対応を進める。

また、法人及び不動産登記ベース・レジストリの実装に向けては、登記情報のうち、必要なデータ項目の異動情報の受領の在り方について、デジタル庁と法務省において連携して検討する。

支援制度ベース・レジストリについては、マイナポータルとの連携を着実に進め、機能の改善と拡充を図る。

また、ベース・レジストリとして位置付けるものではないものの、ベース・レジストリを活用した基礎的な時系列データや、ベース・レジストリのように汎用的に活用されないが特定分野等で社会の基盤として使われるデータ等に関して、データ整備等の検討をしていく必要がある。

⑥ データマネジメント

生活や企業のあらゆる活動でデータを活用するデジタル社会において、円滑なデータ連携において参照可能な標準群として政府相互運用性フレームワーク（GIF）を整備・公表している。AIでの利活用も念頭に置き、データ連携における設計・変換コストの低減、環境整備による、データ間の相互運用性を高めるため、デジタル庁で先行してGIFの導入を検討できるシステムを選定し、具体的なGIFの導入支援、利用促進を図る。

⑦ オープンデータ

公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようオープンデータの取組を推進しており、利活用についても、地域の住民や企業等による取組に加えてRESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきている。

オープンデータ基本指針について、2023年度（令和5年度）中に策定当初からの社会環境等の変化に対応した内容へ見直しを図る。また、オープンデータの更なる推進のため、具体的なニーズに基づきオープンデータを活用したサービス等の事例について更なる展開、推進を検討するほか、地域のオープンデータの利活用の面では、RESAS等の情報支援を行い、オープンデータを活用した施策分析・評価基盤を提供する。

また、e-Govデータポータルサービスの更なる活用に向けた周知・啓発等を行い、国民・企業・行政機関等における積極的なオープンデータの活用を促進する。

オープンデータである公的統計の元となる調査票情報についても、個人情報等の適切な保護をしつつ、その二次的利用を迅速化及び円滑化するため、必要なリソースを確保の上、提供手続の標準化及び効率化、オンサイト施設の充実、リモートアクセス方式による提供に向けた実証実験等に取り組む。

⑧ AI 活用の基盤となる行政データの整備

AI 活用の基盤となるデータ整備という観点では、大量の品質の高いデータを供給していくことが必要であり、行政機関のデータの整備に当たっては、GIF の導入を一層推進し、データ供給量の増大と品質向上に取り組み、データの集積等を図っていく必要がある。

政府の AI に関する戦略における検討や、行政運営の効率化に資する概念実証で得られる知見や、民間における利用実態やニーズを踏まえ、整備すべき行政データやその整備範囲の検討、AI の活用による行政データのクレンジングや GIF に準拠したデータ整備の効率化等の検討を行う。

⑨ 国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進む中、新たな価値の源泉であるデータが、自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが重要である。

そのため、我が国としては、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関連する国際的なルール・枠組み作りや討議等を通じて、2023 年（令和 5 年）4 月末に日本議長国の下で開催された G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合を踏まえ、DFFT の一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、これまで日本を含む APEC CBPR⁴⁴システムの参加国・地域は、その普及促進等、信頼のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた対話を進めてきた。APEC CBPR システム参加国・地域が立ち上げたグローバル CBPR⁴⁵については立ち上げを宣言してから 1 年となり、新たな国・地域の参加を受ける体制が整えられた。引き続き、新たな企業認証制度の本格稼働に向けた国際的な議論を積極的に進めていく。

なお、データがその連携により人の判断を介さずリアルな経済を駆動し、また、多様な取引相手と柔軟にいつでも取引ができる新しい仕組みが必要となる将来を見据え、既にコネクタ型のデータスペース構築で先行する欧州との相互運用性も確保しつつ、我が国のデータスペースの構築を進めていく。

⁴⁴ APEC・CBPR（越境プライバシー・ルール）について

- APEC・CBPR は企業等の越境個人情報保護体制について「APEC プライバシーフレームワーク（2005 年（平成 17 年）公表、2015 年（平成 27 年）改訂）」への適合性を認証する制度であり、2011 年（平成 23 年）の APEC ホノルル首脳会合において実施を宣言。
- CBPR は、希望する APEC 国・地域のみが参加する自主的な枠組み。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関し自己審査を行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証機関（アカウントビリティ・エージェンツ（AA）：民間団体又は政府機関）から認証審査を受ける。日本の AA は（財）日本情報経済社会推進協会、2023 年（令和 5 年）4 月現在、インタセクト・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 Paidy、ヤフー株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ、PayPay 株式会社の 5 社が認証を受ける。
- AA は認証業務のほか、認証企業のモニタリングや認証企業に対する苦情の処理も行う。また、モニタリング等の結果次第では、追加調査、認証一時停止、取消し等をペナルティとして行うこともある。
- CBPR への参加は、個人情報保護当局による「越境プライバシー執行のための協力取決め」への参加が条件となっており、当局による執行の裏付けが確保されている。

⁴⁵ グローバル CBPR フォーラムの設立

- 2023 年（令和 5 年）4 月 21 日に、CBPR 参加国・地域のうち日本、米国、カナダ、韓国、シンガポール、チャイニーズタイペイ、フィリピンの 7 国・地域が、効果的なデータプライバシーの保護、各国におけるデータ保護関連の規律の相互運用性の促進を目指し、新しいフォーラムの設立を公表（その後、メキシコ及びオーストラリアが同フォーラムに参加）。
- グローバル CBPR を 2023 年には本格稼働させることを目指し、現 CBPR 参加国・地域で月 1 回程度の定例会議（タイ、韓国及び英国での対面会議を含む。）を行っているほか、日本、米国及びシンガポールが中心となって関連文書の策定等の検討を行っているところ。

⑩ サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進

データ戦略を推進するに当たっては、サイバーセキュリティの確保も重要となる。

サイバーセキュリティ戦略（2021年（令和3年）9月28日閣議決定）では、セキュリティ・バイ・デザインの考え方にに基づき、デジタル化の進展と併せてサイバーセキュリティ確保に向けた取組を同時に推進すること（“DX with Cybersecurity”）が重要であるとされている。また、「情報の自由な流通の確保」の原則を踏まえ、安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築に向けた取組を進めることとしている。こうした観点も踏まえつつ、新たな価値創出を支えるデータ流通等の信頼性確保に向けた基盤づくりや、DFFTを促進する観点からサイバー空間におけるルール形成等を推進する。

7. Web3.0の推進

Web3.0 と呼ばれる新たなテクノロジーを活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界観においては、国境や組織の壁を超えて、世界中の誰もが自由に学び合い、互いに刺激を与え合って技術革新を促進することにより、これまでにない革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されている。一方、2022年（令和4年）11月に、グローバル大手暗号交換所が破綻した事案を契機として、国際的には、利用者保護の在り方や、Web3.0の本源的価値についての議論の機運が高まってきている。

我が国としては、新しいデジタル技術を、様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく観点から、Web3.0の健全な発展に向けて、引き続き、利用者保護等の観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。また、Web3.0の活動は国境を越えるため、グローバルでのルール形成が重要であるところ、国際的なルール策定の議論に積極的に貢献していく。

（1）Web3.0の中核的要素であるトークンの利活用に係る環境整備

ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向け、必要な取組を進める。また、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律⁴⁶上で投資対象とすることを検討する。このほか、発行者以外の者が保有し、期末時価評価課税の対象となる暗号資産について、その法制度上の位置付けや、企業会計上の取扱いなども含め、必要な検討を行う。

（2）Web3.0を活用したコンテンツ産業の活性化に向けた環境整備

① NFTの信頼性確保とルールの明確化

主に海外の取引プラットフォームを対象とした無許諾NFT⁴⁷の削除申請の取組や日本のコンテンツに認証マークを付ける民間の取組を支援するとともに、コンテンツホルダーに周知を図る。また、NFTの活用に向けたルールの明確化を図る。

② コンテンツに係る関係者の権利保護

コンテンツホルダーや消費者等の権利保護の観点から、知的財産の適切な保護の在り方を検討する。また、著作権セミナーや著作権Q&A等の教材においてNFTと著作権の関係についての普及啓発を実施するとともに、コンテンツホルダーに対する適切な収益還元を実現する事例創出に取り組む。

③ コンテンツの海外展開支援

Web3.0領域で海外展開に向けた新たな取組を行うコンテンツ事業者に対して、令和4年度補正予算で措置したコンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金（JLOX補助金）や、我が国アートのグローバル展開推進事業（補助金）の活用等によるコンテンツ領域でのユースケースの創出を促す。

⁴⁶ 平成10年法律第90号

⁴⁷ 非代替性トークン

(3) Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大

① 人材育成・確保

層の厚いアカデミア、エンジニアを育成・確保するための取組を続ける。具体的には、Web3.0分野において世界で活躍する起業家や技術者等が参加する国際カンファレンス等のイベントの後援・周知を行うことで、交流の機会を創出するとともに、Web3.0ビジネスの更なる高度化・多様化に向けて、ブロックチェーンを始め関連分野の人材育成や技術発展に資するコミュニティの構築支援を検討する。さらに、暗号資産関連ビジネスに一定の知識・技能を有する人材等を含む外国人起業家については、スタートアップビザ等の活用により呼び込みを促す。

② 相談窓口

地方公共団体及び事業者団体向けに設置した相談窓口を通じて、問題意識や課題を集約し、必要な解決策等を提示する。

③ ユースケース創出

Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大のため、Web3.0のユースケース創出支援等を検討する。

(4) 利用者保護

関係府省庁が連携して、利用者からの相談事例の把握・分析を行う。その上で、ウェブサイト等の各種媒体により利用者被害の未然防止・拡大防止に向けた広報啓発活動を推進する。

(5) その他

上記のほかにも、Web3.0と呼ばれるテクノロジーの技術の進歩や社会への浸透状況を踏まえ、必要な施策について、マルチステークホルダーで検討を進める。

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性^{きょうじん}の確保も含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャについて、2025年度（令和7年度）を当面のターゲットとしてデジタル庁が中心となり関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から実装を進める。

このとき利用者目線を徹底し、手続を行う国民・行政事務を担う職員双方の負担を軽減するとともに、迅速に必要な支援が受けられる環境を整備するといった「デジタル・セーフティーネット」を実現することが肝要である。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UX⁴⁸を選択できるようにするとともに、行政DXの推進が民間サービスを含めた国民生活向上に資するとの認識の下、官民共創で進めるエコシステムを創出する。

② 実装に向けた取組

アーキテクチャの設計においては、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）やAPI整備等（例えば、認証機能、フロントサービス等）の取組を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。また、現行システムの更改時期や国・地方公共団体等の実務を踏まえて実装を進める。

ア 情報連携の更なる推進

公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）は、更なる添付書類の削減やプッシュ型サービス実現のため、行政が保持するデータを様々なユーザーやシステム同士で安全・円滑に連携できるように、行政機関間のバックオフィスでの情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。なお、ガバメントクラウド上で共通機能を提供しつつ情報の管理主体は各機関とすること等により、データの分散管理を確保する。

マイナンバー制度における行政機関間のバックオフィスでの情報連携については、公共サービスメッシュへの移行により情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等の現行インフラを新たな手法に転換する。具体的には、短期間の大量の連携や国民への通知に対応できるよう処理能力を飛躍的に向上させるとともに、現状は各府省庁システムにおいて個別構築が必要である中間サーバについて共通機能を提供し、個別構築を不要とする。あわせて、後方互換性を維持したままデータ項目などの仕様を柔軟に拡張できるこ

⁴⁸ ユーザーエクスペリエンスの略。あるサービス（システム）を使う課程で起きるユーザーの知覚及び反応。（ニーズが適切に満たされることで）達成感を感じたり、システムを快適に利用できる。（JIS Z 8530 3.15）

と、世帯等の関係属性を扱えること等も含め、2025年度（令和7年度）中に新たなシステムを整備する。同年度以降、マイナンバー制度に基づく情報連携を新たに開始する府省庁等は、原則、公共サービスメッシュで提供する共通機能を利用して連携を実施する。現在、連携を実施中の府省庁等は、システム更改時期等を踏まえ現行インフラからの移行を検討するとともに、地方公共団体については、国の取組を踏まえ検討する。

プッシュ型サービス実現のための地方公共団体内の住民情報の活用については、各地方公共団体が基幹業務システムで保有する住民情報を用いて、手続き時の入力を最小限にするために申請内容をあらかじめ表示することや、関連する手続きなどを推奨することなどの利便性の高いサービスを最小限のシステム対応で実現できることが重要である。2025年度（令和7年度）中にガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備し、地方公共団体の任意に応じて活用できるようにする。

なお、公共サービスメッシュの整備に当たっては、安定的かつ効率的なシステム運用の在り方についても検討する。

その他、本人を介した情報活用については、Trusted Webの内容を踏まえつつ、Digital Identity Wallet等の関連する技術的取組を利用し、疎結合かつ国際協調性のある形で今後検討を進める。

イ 安全性と利便性の両立を追求するネットワーク環境

インフラの検討は、技術的・環境的な変化や地方公共団体の課題を踏まえ、不断に進める。国・地方を通じたデジタル基盤に関して、全体最適かつ効率的なネットワーク構成となるよう、強固なセキュリティ基盤の具備、ユーザー利便性の向上、安定的な運用体制、強靱性の確保の観点も念頭に、将来像及び実現シナリオについて、具体的に検討を進めることとする。

特に、地方公共団体のセキュリティについては、ガバメントクラウドやSaaS等のクラウドサービスの利活用、職員の効率的な働き方の実現、新しい住民サービスの迅速な提供等を可能にするため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を継続的に見直す。具体的には、現行のいわゆる「三層の対策」について、地方公共団体の意見も聞きながら、抜本的な見直しを行うとともに、将来的には、政府情報システムと歩調を合わせつつ、ゼロトラストアーキテクチャの考えに基づくネットワーク構成に対応するよう検討を行う。

(2) マイナンバー制度の利用の推進

① マイナンバーの利用及び情報連携の推進

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会の基盤である。2023年（令和5年）の通常国会において、マイナンバーの利用範囲の追加や法の規定の見直しを含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）が成立した。これにより、基本理念において社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとしたところである。具体的には国家資格等や自動車登録、在留資格に係る許可に関する事務等でマイナンバーを利用することにより、各種行政手続における添付書類の省略等が可能になる。また、関係規定の見直しにより、新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能になる。2024年（令和6年）中の円滑な施行に向けて、政府は政省令等の策定やシステム整備、制度の広報等を進める。

その上で、各制度を所管する関係府省庁とともに①マイナンバーを利用し、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを享受できるようにする観点等から、海外在留邦人の行政手続も含め個々の制度等の業務の見直しを行い、今後もマイナンバーの利用や情報連携を促進するため必要な法令の整備を行う。

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律⁴⁹に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、2023年(令和5年)5月までに396件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

行政機関による公金受取口座情報の利用について、2022年(令和4年)10月から運用を開始した。

公金受取口座の更なる登録の促進に向けて、2023年度(令和5年度)下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指し、関係府省庁、関係機関及び金融機関と調整の上、政省令及びシステム整備を進める。

また、2023年(令和5年)の通常国会において、マイナンバー法等の一部改正法が成立した。本法律において、デジタルに不慣れな方も簡易に登録を可能とするため、既存の給付受給者等(年金受給者を想定)を対象として、同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく同意したものとして取り扱われる場合、既存の年金受給口座を公金受取口座として登録可能とする制度が創設された。

本制度の施行・実施に向け、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定やシステム整備を進めるとともに、制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。2024年(令和6年)秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する。また、マイナポータル⁴⁹の継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

① マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年(令和6年)秋の健康保険証の廃止に向け、訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構築、マイナンバーカードの機能の搭載によるスマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入等の取組を進める。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、マイナンバーカードの申請環境や交付体制の整備に向けた取組を行う。

⁴⁹ 令和3年法律第38号

第一に、マイナンバー法等の改正を踏まえ、1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年（令和6年）秋までに手続の見直しをするとともに、郵便局におけるマイナンバーカード申請受付を実現する。

第二に、紛失等により速やかにマイナンバーカードを取得する必要がある場合を対象に、申請時に市町村の庁舎等に来庁して本人確認を行い、後日カードを送付することで、最短5日間で発行・交付ができる、特急発行・交付の仕組みを構築する。

第三に、マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について、写真の撮影ルール周知、暗証番号の取扱いに係る具体的な方法の検討のほか、施設職員や支援団体等に支援の協力を要請し、その際に必要なマニュアルの作成・普及、申請の取りまとめや代理での受取等に対する助成を行い、カードの取得に課題がある方への環境整備を推進する。

第四に、市町村による介護福祉施設等や医療機関等への出張申請受付について、出張申請受入れの協力要請・希望施設等の取りまとめ・市町村への情報提供などを通じて推進する。

第五に、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対し、本人からの申請に基づき資格確認書を交付することとし、資格確認書の申請・交付方法等の具体的な運用を検討する。

第六に、オンライン資格確認等システムについて、保険者の迅速かつ正確なデータ登録を確保する。登録データの正確性を確保するため、資格取得届における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化することで記載された個人番号に基づき登録することを原則とし徹底する。やむを得ず住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号の提供を受ける場合には、届け出られた5情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）により照会を行うことを保険者に徹底した上で、データ登録時に全件について同システムに照会を行う等の対策を行う。

また、登録済みデータを点検するため、全保険者に対し、加入者のデータ登録等を行う際の基本的留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか点検を行い、該当する加入者情報がある場合には、同システムへの照会により、登録された5情報の一致等の確認を行うことを求める。さらに、既登録データ全体を対象に同システムに照会し、登録された5情報の一致状況を確認の上、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認を行うこととする。

第七に、実務上の課題への対応として、第三者によるマイナンバーカードの取扱いの留意点等を整理して周知するなど、各種検討を行い、検討会の取りまとめに基づき、一体化に向けて必要な取組を実施する。

② 運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組

第一に、2024年度（令和6年度）末までの少しでも早い時期に、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。また、当該一体化に伴う相当の行政コストの削減効果を踏まえ、関係省庁と連携し、運転免許証の更hands手数料の引下げなど利用者負担の軽減を検討する。スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証について、デジタル庁が検討・開発する方針である各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステム（後記⑥記載の券面入力補助機能なども含めたマイナンバーカードの持つ他の機能をスマートフォンに搭載するために必要なシステム）の活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携しつつ、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指す。

第二に、マイナンバーカードと在留カードの一体化について、今後、必要となる関連法案を速やかに国会に提出するなどし、次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつ一体化の実現を目指す。

第三に、健康保険証としての利用に加えて、自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。医療費助成制度におけるマイナンバーカードの活用については、2023年度（令和5年度）中に、希望する自治体での実施を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等においては、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能である。実際に活用する医療機関も出てきており、引き続きオンライン資格確認等システムの普及を促進しつつ、こうした好事例を周知・普及していく。

マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について、2022年度（令和4年度）の実証実験結果を踏まえ、2024年度（令和6年度）末までを目途に全国展開を目指す。

また、介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

第四に、障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みが普及し始めている。この仕組みの更なる普及のため、利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供を進める。年金分野においては、マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、2024年度（令和6年度）を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。

第五に、2022年度（令和4年度）から利用が開始されたハローワークでのマイナンバーカード受付システムなど、就労分野でのマイナンバーカードの利用を促進する。2024年度（令和6年度）から、原則マイナンバーカードに移行する。

第六に、国家資格のオンライン・デジタル化の取組（別途記載）を進めるとともに、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードなど、国が提供する身分や資格証明サービス等のマイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

母子保健分野への利活用拡大として、マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。具体的には、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組を、2023年度（令和5年度）中に希望する自治体で先行的に実施する。実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。これらを通じて、2020年度（令和2年度）から進めている健診結果のマイナポータルによる提供の拡充・迅速化を図る。

③ 「オンライン市役所サービス」の推進

スマートフォンから様々な行政手続きができ、お知らせが届く「オンライン市役所サービス」の推進に向け、マイナポータルのサービスを充実させ、自治体のオンライン申請等プッシュ通知の抜本的拡大を図る。そのためマイナポータル、申請管理サーバ、ガバメントクラウド等の共通機能の整備を推進する。

公金受取口座の登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図る。

また、e-Tax、eLTax、ねんきんネット、特許等、主要サービスを中心に、国のオンラインサービスの利便性を高め、その利用を推進する。

マイナンバーの在留関連手続への活用については、2023年（令和5年）マイナンバー法改正を踏まえ、オンライン手続への活用による中長期在留者の利便性の向上とともに適正な在留管理の実現を目指す。

在留関係手続のデジタル化については、オンライン申請の更なる利便性の向上や利用率の引上げを図るため、マイナポータルAPIを活用した民間のオンラインサービスの普及などに取り組むとともに、2025年度（令和7年度）から永住許可申請や在留カード関連手続のオンライン化、所属機関等の職員によるオンライン申請におけるGビズIDを活用することについて検討する。在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について検討する。

また、GビズIDのアカウント取得時の身元確認や、e-Gov等における個人事業者向けの行政サービスにおいても、マイナンバーカード利用による利便性向上の方策を検討する。

マイナポータルの更なる活用として、新しいマイナポータルで、利用者に分かりやすい画面に改善し、利用者が、少ない情報で分かりやすく簡単に手続が行えるように抜本的な改修を実施する。具体的には、実証アルファ版として先行版をリリースしており、利用者の声を取り入れながら継続的な改善を図る。また、オンライン申請に伴う手数料等のキャッシュレス納付の実現として、まずは先行自治体で除籍・改製原戸籍の取得に係る手数料について先行導入を行っており、今後、対象自治体・手続の拡大を図る。書かない確定申告へ向けた改善として、確定申告で必要な各種証明書等のデータの自動入力をe-Taxと連携して実現しており、今後、更に給与所得の源泉徴収票も自動入力の対象に加え、確定申告手続の簡便化・迅速化を目指す。

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、2023年（令和5年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

その上で、国民の利便性の向上を図る観点から、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」⁵⁰や、引越し等の行政手続のオンライン・デジタル化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

・地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化

2022年度（令和4年度）は、地方公共団体のシステム改修等の支援の実施により、子

⁵⁰ オンライン化を実施する行政手続の一覧等 V にて定める。

育て・介護に関連する手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」におけるオンライン・デジタル化が全国で急速に進展した。

2023 年度（令和 5 年度）は、引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。

・引越し手続のオンライン・デジタル化の推進

行政手続に関しては、転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を 2022 年度（令和 4 年度）から開始した。2023 年度（令和 5 年度）以降は、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な改善を行う。加えて、引越しに伴う民間手続の住所情報の変更に関しては、引越しを行った者が、マイナンバーカードを活用してマイナポータル等で民間事業者提供同意を示すことで、民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。さらに、2024 年度（令和 6 年度）を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。

・死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

2020 年度（令和 2 年度）にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

2021 年度（令和 3 年度）中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。

デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムを活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。

・社会保険・税手続のオンライン・デジタル化の推進

従業員のライフイベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続については、2020 年（令和 2 年）11 月から開始したマイナポータル API を活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続を順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続を行うこと（社会保険・税手続の新たな提出方法）については、金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、2022 年（令和 4 年）1 月提出分から運用を開始している。また、クラウド提出済みのデータを確定申告等において利活用することについては、2023 年（令和 5 年）1 月から運用を開始している。今後、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、引き続き対象拡大に向けて検討を進める。また、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算 Web（公的年金シミュレーター）について、2022 年（令和 4 年）4 月に運用を開始した。今後、利用状況や運用実験等を踏まえ、UI・UX を向上するための改善を継続的に実施する。

④ マイナンバーカードの「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

第一に、自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や、優良ケースの徹底的な横展開を進めるため、デジタル田園都市国家構想交付金により、優れた利活用ケースの創出を後押しするとともに、優良な事例を支えるシステム/サービスのカタログを作成する。また、カタログに掲載されたシステム/サービスの調達を容易とするよう、モデル的な仕様書の作成や導入する試みへの支援を進めるとともに、デジタルマーケットプレイスの実証的適用に取り組む。

第二に、暗証番号の入力等を行わない利用方法の規定の整備を行うとともに、これに対応し読み取りアプリの開発・提供、さらに、手ぶら観光やオンラインチケットなどに使うための基本的な利活用システムの開発と廉価な提供に取り組み、官民連携した利活用ケースの拡大を支える。

また、マイナンバーカードの認証体験の共通化、類似機能の重複開発の排除、円滑な機能拡張及び実装の実現を目的として、2024年度（令和6年度）中の運用開始に向けて個人認証用アプリケーションの開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進めることにより、マイナンバーカードの利活用シーンの更なる拡大を目指す。

第三に、図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き推進する。

第四に、教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人においては、デジタルキャンパスの推進について第4期中期目標・中期計画へ記載しており、2026年度（令和8年度）から、設定された中期目標・中期計画に基づき、マイナンバーカードの活用を含めた業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価を開始し、運営費交付金の配分に反映する。

⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、2023年（令和5年）1月から行っている電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化に続き、2023年（令和5年）5月から公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを開始した。

また、地域通貨と連動した地域の消費や社会的活動を活性化させるための地域ポイントや、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフレジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律⁵¹、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律⁵²（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

⑥ スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上

スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年（令和5年）5月にAndroid端末への搭載を開始し、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末についても実現に向けた検討を進める。

電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指す。

2024年度（令和6年度）中のマイナンバーカードの国外利用及び在外公館でのマイナンバーカードの交付等の開始に向けて検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバー制度を活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

利用者証明用電子証明書暗証番号の初期化及び再設定について、コンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とする。

成人以降のカード更新を、マイナンバーカードに要求される身元確認保証レベル等について整理の上、オンライン化できないか、更に詳細を検討する。

⑦ 次期マイナンバーカードの検討

2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。このため検討の場として「次期マイナンバーカードタスクフォース（仮称）」を設ける。

暗号アルゴリズム、偽装防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む発行体制の在り方、マイナンバーカードの公証名義等について検討を行う。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討する。

また、より効率的なマイナンバーカード管理システム及び公的個人認証サービス（JPKI）システムへの刷新や、既発行カードの扱い、新旧カード切替えに伴うカード利用機関等への影響についても検討することとする。法改正が必要な場合は、次期通常国会への法案提出を目指す。

⑧ その他

全業所管省庁を通じ、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及や、企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を要請する。

また、引き続き、カードを保有するメリットや安全性等はもとより、新たに広がる利活用の方法などについても、自治体・民間事業者にも、それぞれ分かりやすく伝えられるよう、マイナンバーカードに係る広報を強化する。さらに、「自治体職員×政府機関職員デ

⁵¹ 平成19年法律第22号

⁵² 平成17年法律第31号

「デジタル改革共創プラットフォーム」の積極的活用など、現場を持つ自治体職員との共創を強化し、その普及・利活用を加速する。

(4) 公共フロントサービスの提供等

① マイナポータル⁵³の継続的改善

マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものである。このため、2022年度(令和4年度)には、利用者の「見つける」「確かめる」「忘れない」をサポートできるように、マイナポータルの情報設計や伝え方を見直した、新しいマイナポータル実証アルファ版をリリースした。今後も利用者からのフィードバックを得ながらサービスを改善し、手続に当たって迷うことがなく、また利用したいという新たな体験も提供できるように、UI・UXの継続的な改善(マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策について、後述の「マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策」を参照。)及びシステム構成の見直しに取り組む。

② マイナンバー⁵⁴を活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番(以下「預貯金付番」という。)を円滑に進める仕組み(相続・災害時のサービスを含む。)について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律⁵³に基づいて、2024年度(令和6年度)中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

イ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の一方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

③ ワクチン接種記録システムの着実な運営

ワクチン接種記録システム(VRS)について、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律⁵⁴(感染症法)上の位置付けに合わせて着実に運営するとともに、接種証明書のスマートフォンアプリについても必要な改善を行う。

⁵³ 令和3年法律第39号

⁵⁴ 平成10年法律第114号

マイナポータル継続的改善に関する具体的な施策

① マイナポータルの抜本的な改修・継続的な改善

ライフイベントや目的ごとに必要な情報へ簡単にたどり着けるように、画面をシンプルで分かりやすいデザインにするため、利用者からの意見を受け付けながら段階的に改修を進め、2023年度（令和5年度）末までに新しいマイナポータルのリリースを目指す。その後も利用者の声を踏まえて継続的な改善を実施する。

② 安定したサービス提供の確保

提供するサービスの多様化と利用者数の増加に対応して、安定したサービスの提供を行えるように、所得税の確定申告期など特定の期間に利用者が集中することも念頭に置きながら、運用体制の強化や連携するサービス間の効率化などの必要な対応を実施する。

③ マイナポータルから連携できるデータの順次拡大

マイナポータルから連携できる、年末調整手続・確定申告手続に必要となるデータを順次拡充する。具体的には、2023年度（令和5年度）中に、オンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報などをマイナポータルから連携できるようにする。

④ 個人が行うオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に

国・地方に対して個人が行うオンライン申請・届出等が、スマートフォンから簡単・迅速に完結できるように、各府省庁・地方公共団体と協力して必要な対応を行う。

⑤ 各種行政手続のオンライン化

2022年度（令和4年度）に実現した全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続を基に、引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手続を中心に、関係府省庁と連携しながら必要な機能実装を行い、地方公共団体への行政手続のオンライン化を推進する。また、保育所入所などの手続に必要な就労証明書の様式の統一化に伴い、2023年度（令和5年度）秋頃を目途に、事業者及び申請者から地方公共団体に対してオンライン申請ができる機能の実装を目指す。機能実装後は事業者などからのフィードバック等を踏まえながら継続的に機能改善の実装を目指す。

⑥ マイナポータル API の利用拡大

マイナポータルの機能をウェブサービス提供者が利用できるようにするための電子申請等 API や自己情報取得 API といった各種 API について、API 利用事業者などの声を聞きながら利便性の向上を検討し、官民の様々なサービスにおける利用を推進する。

(5) デジタル庁における一元的なフォローアップ体制

国民の利便性向上及び行政運営の効率を図ることを目的とするマイナンバー制度やマイナンバーカードに関し、データやシステムに対する国民の不安を解消し、理解や信頼を得ながら取り組むことが不可欠である。

今般のマイナンバー制度やマイナンバーカードの利用に関する一連の事案は、システム上の誤り、事務処理上の誤り、支援窓口での端末のログアウト忘れなど、さまざまな要因により発生したものであるが、関係するシステムやサービス提供者、所管する関係府省庁が複数に渡ることから、デジタル庁が中心となり、関係府省庁と連携して、マイナンバー制度やマイナンバーカードの信頼確保に向け、効果的な情報共有や対策の調整を行うとともに、一丸となって情報発信を行うことにより、万全の対策を迅速かつ徹底して実施する。

その際、事案に関係する既存のデータやシステムの総点検の実施、新規データの誤登録防止策の徹底を図るとともに、人為的ミスリスクを低減させるために、人が介在する機会を減少させるようデジタル化の取組を推進していくことを基本として対応する。

また、国民の利便性向上と安全・安心を両立させるため、新たな事案の発生が疑われる情報に接した場合も含め、デジタル庁を中心として速やかに関係府省庁と状況の共有・対応の検討を行うとともに、積極的に情報を発信し、行政サービスのデジタル化に当たっての国民の信頼を維持する。

2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

(1) 準公共分野・相互連携分野の指定

① 準公共分野の指定

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を準公共分野に指定する。

② 相互連携分野の指定

各準公共分野をターゲットとした取組に加え、こうした取組分野を越えた横断的な連携が重要な相互連携分野として、まずは「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組やエネルギー、モビリティ、エンターテインメント、生活関連サービス、不動産等の様々な分野と連携するスマートビルに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

③ 準公共分野・相互連携分野の情報システム

準公共分野のデータ連携基盤並びに関連する情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、標準に係る整備方針を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

① 健康・医療・介護

世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。

こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的、効果的な医療等の各種サービスを行っていく上で、非常に重要となっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。

このため、「医療 DX の推進に関する工程表」⁵⁵や「データヘルス改革に関する工程表について」⁵⁶に記載の取組を着実に進めていく必要がある。

⁵⁵ 2023年（令和5年）6月2日医療DX推進本部

⁵⁶ 2021年（令和3年）6月4日厚生労働省

ア 医療DX、データヘルス改革の推進

- ・2023年（令和5年）4月に保険医療機関・薬局でのオンライン資格確認の導入を原則義務化するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年（令和6年）秋に健康保険証を廃止する。
- ・2023年（令和5年）1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに普及させる。
- ・国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健のマイナンバーカードを利用した情報連携について、2023年度（令和5年度）中に、希望する自治体での実施を目指す。
- ・2024年度（令和6年度）中に、救急現場で、患者の意識がない場合等でもレセプト情報を基にした薬剤情報や診療情報の共有を可能とし、救急患者を受け入れる医療機関が一元的かつ即時に医療情報を把握できるようにする。
- ・医療機関等での電子カルテ情報の共有について、2024年度（令和6年度）中に先行的な医療機関から順次運用を開始するとともに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）について、2024年度（令和6年度）中に開発に着手する。
- ・自治体を実施する事業に関する手続を行う際に、提出が必要となる診断書等について、医療機関から電子的に発行し、マイナポータルを活用して電子的な提出を2024年度（令和6年度）中に実現する。
- ・民間のPHR事業者団体と連携したライフログデータの標準化等を通じて、ユースケースの創出支援に取り組む。
- ・ライフログデータの医療現場での活用等を図るため、PHRデータ流通基盤技術を開発する。
- ・医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善し、2024年度（令和6年度）中に提供する。あわせて、デジタル化に対応するため、診療報酬点数表におけるルール明確化・簡素化を図るとともに、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通算定モジュールの開発を進め、2025年度（令和7年度）にモデル事業を実施した上で、2026年度（令和8年度）に本格的に提供する。
- ・次の感染症危機に備え、平時からの感染症対策について、各種届出、手続に伴う医療機関等の負担軽減を図るとともに、迅速かつ効率的な情報収集体制及び医薬品の開発環境等を強化するため、電子カルテと発生届の連携を始めとする、更なるデジタル化の推進策について検討し、早期に結論を得る。
- ・発生届等の感染症の疫学情報について、他のデータベースの情報との連結・分析や匿名化した上での第三者提供を可能とする仕組みについて、2023年度（令和5年度）中に具体化を図るとともに、必要なシステム改修を順次行う。
- ・予防接種の有効性・安全性に関する調査をよりの確に行う観点から、予防接種の実施状況、副反応に係る匿名データベースを整備し、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB：National Database）等との連結解析を可能とする。
- ・医療機関等システムのデータの標準化や外部連携をするための改修や接続のコストの削減に加え、サイバーセキュリティの確保が非常に重要であり、診療報酬改定DXや標準型電子カルテの提供等を通じた医療機関システムや薬局システム等のクラウド化を進めていく。その際、医療機関等システムの閉域のネットワークについての見直しなどにより、

コスト削減の観点も踏まえながら、モダンシステムへの刷新を図っていく。

- ・「医療 DX の推進に関する工程表」に記載された施策に係る業務を担う主体について、社会保険診療報酬支払基金が行っているレセプトの収集・分析や、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを生かす観点から、同基金を、審査支払機能に加え、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。この改組に当たっては、地方関係者の参画を得つつ、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保し、絶えず進歩する IoT 技術やシステムの変化に柔軟に対応して一元的な意思決定が可能となる仕組みとするとともに、既存の取組を効果的に取り入れられるよう、体制を構築する。この観点から、具体的な組織の在り方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金の在り方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。
- ・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報については事業主健診（40 歳未満）⁵⁷（2023 年度（令和 5 年度）～）、学校健診（2024 年度（令和 6 年度）～）等に対象となる情報を拡大するため、システム改修等の必要な対応を行う。
- ・レセプト情報・NDB と介護保険総合データベース（介護 DB）を連結したサンプルデータについて、厚生労働科学研究の結果を踏まえ、2023 年度（令和 5 年度）中を目途に公表する。
- ・医療情報の共有の基盤となるオンライン資格確認等システムについて、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化するため、ガバメントクラウドの活用について明確化する。

イ オンライン診療等の強力な推進

新型コロナウイルスへの対応等を踏まえ、これまで「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂や、「オンライン服薬指導の実施要領」の策定を実施しており、これらに沿ったオンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。

また、オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する。

ウ 新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた次の感染症への備え等

医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検討を進める。

G-MIS について、医療機関を対象とした調査を行うプラットフォームとして引き続き改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

このほか、ローコーディングツール⁵⁸等を軸とした保守性・拡張性・連携性の高い現場視点の広域災害救急医療情報システム（EMIS）代替サービス調達に係る調査研究事業を行い、その結果を反映したシステムを構築する。

⁵⁷ 特定健診結果として保険者に提供された 40 歳以上の事業主健診の結果は、2021 年（令和 3 年）10 月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

⁵⁸ 可能な限りソースコードを書かずに、アプリケーションを迅速に開発する手法やその支援ツール。

また、ICT やアプリを活用した医療サービス等の効率性の向上、医療従事者の労働時間の一元的な管理のデジタル化について検討する。

② 教育

教育 DX を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのない ICT 環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とその評価を行う上で必要なデータの①スコープ（範囲）⁵⁹、②品質⁶⁰、③組合せ⁶¹、を拡大・充実させていくことにより、学習者主体の教育への転換や教職員が臨機応変に外部協力者の支援を得ながら子どもたちと向き合える環境の整備を図ることが必要である。このため、教育再生実行会議の提言⁶²も踏まえ、教育現場における ICT 利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会、民間教育と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）などによって、学習者一人ひとりにとっての「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための鍵が「デジタル」である。加えて、ICT 等のデジタル技術を活用した地域の教育力向上や、デジタルに不慣れな方が利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するなど、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、社会教育施設の活用を促進することも重要である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

ア 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

GIGA スクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まる中、ネットワークのつながりにくさの問題や支援人材の確保など、利活用を進めるに当たっての課題が明らかになってきている。このため、学校の ICT 活用を広域的かつ組織的に支援する「GIGA スクール運営支援センター」を機能強化し、学校のネットワーク環境の点検・応急対応や ICT 活用を支える人材の確保・育成の取組を推進し、地域間格差の解消やスケールメリットを活かした調達、人材確保の枠組みの構築等を図り、ICT 活用の日常化に向け、GIGA スクール構想を更に推進する。

さらに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインを策定・公表し、保護者への周知を始め更なる利活用を促進するとともに、2023 年度（令和 5 年度）以降、更に実態や現場の声を踏まえ改善を図る。高等学校段階の 1 人 1 台端末については、全ての都道府県において 2024 年度（令和 6 年度）までに整備される方向性であり、各都道府県における整備状況を国としてもフォローアップする。また、児

⁵⁹ 教育効果として測るべき多様な側面（例：認知能力からいわゆる非認知能力とされているものへの拡大）や、学校外の学びなど、アナログの世界では十分に行き届かなかった部分にも、デジタルを活用して貢献を可能にしていくことを指す。

⁶⁰ 標準化等を通じて、組織を超えて共有・活用できるデータや、時間軸で見て活用できるデータを利活用することを可能にしていくことを指す。

⁶¹ 目的に応じて、行政データと学習データや、学校内外の学びといった様々なリソースの組合せをより一層可能にしていくことを指す。

⁶² 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（2021 年（令和 3 年）6 月 3 日教育再生実行会議）

児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について2023年度（令和5年度）以降、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。また、デジタル田園都市国家構想総合戦略における優良事例の横展開の加速化やデジタルマーケットプレイスの検討などを踏まえ、教育現場におけるICT利活用環境の強化に資するサービス/システムについて、ベスト・リファレンスのカタログ化やモデル仕様書の作成に取り組む。

現在、1人1台端末の授業での活用は進んでおり、希望する全国の学校で活用が進んでいる、児童生徒が学校や家庭において学習やアセスメントができるCBTプラットフォーム（MEXCBT）について、更なる機能改善や活用促進を行うとともに、他のシステムとも連携し効果的な分析・研究をすることで、政策・実践の改善に取り組む。また、情報活用能力の育成等を推進すべく、プログラミング教育支援サービスの導入支援等の取組を実施する。デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、2023年（令和5年）3月に公表された「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」での最終的な提言も踏まえて、次世代の校務デジタル化推進実証事業を行い、次世代の校務DXのモデルケースの創出に取り組む。

イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備

教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある。このため、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」⁶³も踏まえ、スピード感を持って取組を進める。

特に、国が学校等に直接アンケート調査を比較的簡易に実施できるツールの活用促進を図るとともに、教育データの更なる標準化及びデータ連携を進める。また、教育分野のプラットフォームに関連する施策である「学習eポータル標準モデル」⁶⁴の改定、教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究、「STEAMライブラリー」⁶⁵の活用・普及促進、「公教育データ・プラットフォーム」⁶⁶について、学習者、保護者、教職員、学校設置者、研究機関、民間企業といった利用者に対する新たな価値を明確化しながら取組を推進するとともに、教育情報システムの全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行うとともに、データ連携基盤の構築に向けた取組を加速させる。

さらに、児童生徒一人ひとりの識別子（ID）については、①教育分野固有での必要性、②手段（マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用等）、③全体フローの中での位置付け（自治体業務システム側、学習者側）、等について検討を行う。加えて、学校や地方公共団体等が教育データを利活用できるよう、学校のネットワーク環境や校務のデジタル化、教職員端末、児童生徒端末に加え、ガバメントクラウドといった共通基盤の活用について検討を進める。まずは、就学事務システム（学齢簿編製等）について、ガバメントクラウドを活用する方向で関係府省庁において検討する。

⁶³ 2022年（令和4年）1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

⁶⁴ 学習eポータルは日本の初等中等教育に適した学習の窓口機能と連携のハブ機能の標準規格に準拠した学習マネジメントシステムのこと。なお、文部科学省で開発しているCBTシステムであるMEXCBT（メクビット）にアクセスする学習の窓口として、学習eポータル標準規格に準拠した学習マネジメントシステムが活用されている。

⁶⁵ 経済産業省「学びと社会の連携促進事業」により、SDGsの社会課題などを入口に探究的・教科横断的な学びを始めるきっかけになる、130テーマ以上の「動画・資料コンテンツ群」を作成し、無料で公開しているもの。

⁶⁶ 文部科学省・国立教育政策研究所等が実施した教育分野の自治体・学校等の状況に関する調査データや研究成果・取組事例を集約するプラットフォームとして、2023年度（令和5年度）より、試行版の公開・運用を行っている。

ウ デジタル社会を見据えた教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題である。例えばコンテンツ面では、デジタル教科書に加え、EdTech 等を活用した質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）が容易に活用できる環境が整い始めている。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等を有するこどもたちが存在している。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる。

このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じている。

こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする、GIGA スクール構想の下で、「令和の日本型学校教育」⁶⁷の構想を現実のものとし、それを長期的に持続可能なものとするためには、「時間」・「場所」・「人材」・「教材」・「財源」の再編や、組合せのパターンの多様化が必要になる。

さらに、GIGA スクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データの標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要である。

他方、高等教育においても、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求するとともに、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが求められている。

こうしたことを含め、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大きな教育改革の流れを見据えた中長期的な方策として、デジタル社会を見据えた教育について関係府省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる。その際、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成といった教育の目的を踏まえるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中でますます確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

⁶⁷ 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されている（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（2021年（令和3年）1月26日中央教育審議会答申））。

③ 防災

災害発生時に、被災者を命の危機から救うために、まずは発災後 72 時間に救える命の最大化を目指す観点から、災害対応機関において、被害状況を迅速に把握し、的確に意思決定を下し、行動することが求められる。そのためには「情報」が不可欠である。国の災害対応機関、地方公共団体及び指定公共機関が、デジタル技術の活用によって災害情報を共有することにより、状況認識を統一し、全体最適な災害対応を実行していくことが重要である。また、住民等が平時から災害への備えを徹底し、災害時には命を守る行動等がとれるよう、防災アプリ等を通じて個々の住民の状況に応じたきめ細かな支援が重要である。

そのためには、関係府省庁が連携して防災 DX を推進していくことが不可欠である。このため、災害対応機関との連携共有体制を構築するよう、防災デジタルプラットフォームの構築、通信ネットワークの強靱化、停電対策、防災分野における個人情報の取扱いの明確化等を進めていく。

あわせて、住民支援のためのアプリ開発・利活用の促進を図るため、データ連携基盤の設計・構築を進めるとともに、優れたアプリ・サービスをカタログ化した上で、標準的な要件・機能等を整理してモデル仕様書を整備する。また、デジタルツインやリアルタイムの情報共有といった、未来に向けた構想を推進していく。

また、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、緊急消防援助隊の DX の推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を図るとともに、近年の ICT 環境の変化を踏まえ、緊急通報を受けて消防隊等への指令を行う消防指令システムの高度化等に向けた環境整備を行う。

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを 2025 年（令和 7 年）までに構築する。このため、基本ルール（データ共有ルール、EEI（災害基本共有情報））の策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備（2024 年（令和 6 年）度運用開始予定）、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

また、次期総合防災情報システムについて、使いやすさ・操作性の向上及び運用・活用体制の充実強化に取り組む。さらに、消防団を含む災害対応機関がドローン等を活用して収集した被害状況等の映像情報等を収集できるよう「防災 IoT」インターフェースの実装や、災害情報の集約・地図化・共有を支援する ISUT（災害時情報集約チーム）の充実強化に取り組む。また、次期総合防災情報システムと国民向けのデータ連携基盤の連携など、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。

また、災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築に取り組む。

イ 住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等

防災分野では、多くの民間企業や地方公共団体が優れたアプリ等を提供している。これらを最大限に活用していく必要があるが、他分野同士でデータ連携がされないと、住民にとって多重入力が増える負担となる。住民の命を守るために、平時、切迫時、応急時、復旧復興時といった災害のフェーズごとに求められるサービスとそれに必要なデータの抽出等を行い、防災アーキテクチャとして設計を行う。これを基に、防災アプリ等の中でデータの連携が図られるようデータ連携基盤の設計・構築を進める。これにより、防災アプリ等においてワンストップを実現し、個々の住民等が災害時に的確な支援が受けられるよう

にする。災害時にはデータの信頼性が確保されていることが重要であることから、データ連携基盤の構築に当たっては、次期総合防災情報システムとのデータ連携に向けた取組を進める。

防災分野で活躍する民間企業等の力を引き出すために、防災 DX 官民共創協議会等の枠組みを活用しながら、優れたアプリやサービスについて、防災 DX サービスマップやサービスカタログなどの形で整理し、防災の現場で迅速に検索し、簡便に入手することができるようにする。さらに、自治体がベンダーロックインを回避しつつ、必要なアプリやサービスを迅速・円滑に調達できる環境を整えるため、ベスト・リファレンスの調達時に必要となる標準的な要件・機能等について、実証調査等を通じて整理し、担当者向けにガイドンスしたモデル仕様書として作成・公表する。将来的には、デジタルマーケットプレイスとの連携・活用も図りながら、各自治体における導入手続の更なる迅速化・円滑化を図る。

具体的な防災アプリ等の開発・利活用の促進に当たっては、防災 DX 官民共創協議会等と連携し、防災 DX サービスマップ等を基に、避難ルート案内、避難所運営効率化等の重点的に開発すべきテーマを明らかにしながら、取り組んでいく。また、災害の状況に応じた命を守る防災行動や適切な支援を行うためには、個人の周辺のリスクや被害状況、個人の健康状態などに応じた対応をとることが重要となることから、位置情報やマイナンバーカードを使った実証事業に取り組み、それらの活用を推進する。

ウ 未来に向けた構想の推進

SIP 第3期（2023～2027年度（令和5年度～令和9年度））等において、現実空間とサイバー空間を高度に融合させ、先端 ICT、AI 等を活用した「災害対応を支える情報収集・把握のさらなる高度化」と「情報分析結果に基づいた個人・自治体・企業による災害への対応力の強化」に向けた研究開発に取り組む。

また、自然現象と社会現象の両面に対する防災科学技術の特性に鑑み、レジリエントな社会の実現に向け、産学共創の下、SIP4D⁶⁸を核とした各種情報システムの接続・連動や、衛星・IoT センサ等によって得られる情報の統合、先手を打つ災害対応に有効な情報プロダクツの生成・統合・発信等について、先端デジタル技術を活用した研究開発を一層推進する。加えて、災害時における国・都道府県等の連携手順の標準化に関する調査研究や、シミュレーションによって地方公共団体等の防災実務の現場を支援する災害対応業務支援システムを開発するなど、総合知も活用した研究開発を実施する。また、AI を活用した救急隊運用最適化による現場到着時間の短縮を図るシステム構築を推進するとともに、消防分野における AI の活用を含めた DX に関する研究開発を推進する。

エ 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

SIP 第2期において作成された「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」については、被災市町村の保健・医療・福祉に関する情報を自動で収集し、解析、マッピングによる視覚化等を行い、被災都道府県、市町村における災害対応に活用されている。2024年度（令和6年度）には、本システムの運用の改善を図り、災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築を図る。

⁶⁸ SIP の一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）と株式会社日立製作所が、2014年（平成26年）から共同で研究開発を進めてきた、基盤的防災情報流通ネットワークのこと。SIP4D は災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を超えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

④ こども

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。例えば、2018年（平成30年）の「子どもの貧困率」は13.5%となっており⁶⁹、2012年（平成24年）の16.3%からは減少傾向にあるものの、依然として改善が必要と考えられる。また、2021年度（令和3年度）の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は207,660件で、過去最多となっている⁷⁰。さらに、2021年度（令和3年度）の小学校・中学校における不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）で過去最多となっており、過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している⁷¹。こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする必要がある。

こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適応などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、一つの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、こどもを社会のまんなかにかねて、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、こどもや家庭に対して適切な支援を包括的かつ早期に講ずる必要がある。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報適正な取扱いを確保⁷²しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。このため、地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を意欲ある地方公共団体と連携して実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討⁷³も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

また、こどもの貧困に関しては、親（シングルペアレンツ）も含めた貧困等の困難、又は潜在的にそのリスクを抱える家庭に対して、「子供の貧困・シングルペアレンツの問題に関する論点整理」⁷⁴を踏まえ、こども家庭庁がデジタル庁と連携の上、文部科学省とともに、ワンストップ支援の実現に向け、インターフェースを統一する。また、必要な支援メニューのアクセス先の一元化やワンストップ化を進めるとともに、プッシュ型支援の実現に向け、公金受取口座登録制度等を活用した仕組みの構築等を進めていく。

⁶⁹ 「2019年 国民生活基礎調査」（厚生労働省）による。

⁷⁰ 「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」（厚生労働省）による。

⁷¹ 「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省）による。不登校児童生徒数の割合は、小学校が平成28年度（2016年度）：0.45%→2021年度（令和3年度）：1.3%、中学校が平成28年度（2016年度）：3.0%→2021年度（令和3年度）：5.0%となっている。

⁷² 子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会では、個人情報を含む情報を共有するため、その構成機関・団体に秘密保持義務が課せられている。

⁷³ 例えば、内閣府では、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会が開催されている。

⁷⁴ 2022年（令和4年）5月行政改革推進会議子供の貧困・シングルペアレンツチーム

⑤ モビリティ

我が国では、国民一人ひとりの移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減や、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。

これらの解決に資する新たな手段として、自動運転に加え、MaaS⁷⁵やオンデマンド交通などの発達、ドローンや自動配送ロボットを始めとした新たな輸送手段の出現など、デジタルを活用した新たなモビリティサービスが普及しつつある。

これを踏まえ、人から物まで、歩くから飛ぶまでの全ての移動モードを対象として、空間利用の高付加価値化や効率化に向け、官民で連携して、生活やエネルギー等をも考慮した将来像を描くとともに、データの共有や連携、利活用に向けたルールの整備等を行いながら、将来像を実現するデジタル交通社会全体のアーキテクチャを設計・実装することにより、課題解決を行う必要がある。

ア モード横断的なモビリティ・ロードマップの策定

自動運転車両、ロボット、ドローンは地域の旅客・貨物需要などに合わせて自由に組み合わせる時代へと変化しており、各交通サービス単体で事業採算性を確保することは難しくなりつつある。持続可能なモビリティサービスの実現に向け、今後は、これらをトータルにモビリティとして捉え、移動需要に対する新たなモビリティ政策を検討していくこと、個別事業の持続可能性を担保するための社会的インパクトや新たな需要・投資の明確化、必要な KPI などの要件を明確化することが必要となる。

それらを実現するため、様々なサービスを提供する車両やロボット、ドローンを地域の実情に合わせた運行管理・事業体制を構築するため、協調領域としての空間情報の共有、制御の在り方、社会的責任分担の在り方等について検討を開始する。デジタル社会推進会議にモビリティワーキンググループを設置し、2023 年度（令和 5 年度）中を目途に「モビリティ・ロードマップ（仮称）」を取りまとめ、デジタルライフライン全国総合整備計画と連携して必要な技術開発や交通インフラ及び制度の整備等を官民連携して進める。

イ モビリティ分野におけるデータ連携

デジタル庁を中心とした政府は官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、2022 年度（令和 4 年度）のプロトタイプによる実証結果を踏まえ、今後の方策や課題等を検討する。

ウ 4次元時空間 ID を含めた空間情報基盤の整備

自動運転車やドローン、自動配送ロボット等が、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を可能とし、その運行の基礎となる地図やインフラ設備等を効率的に整備するため、3D 都市モデルも含めた様々な地理空間情報や気象状況、交通状況等のリアルタイム情報等をデジタル化した上で機械可読な形で効率的に流通させる基盤が必要となる。

そのため、国内外の地理空間に関する基準の動向も踏まえ、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間 ID（以下「空間 ID」という。）」を含めた必要な

⁷⁵ Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

データの情報規格の整理や、データの入出力・更新を通じて実世界の取引・行為を制御するための空間情報基盤の整備について検討し、実空間の多様なデータの共有・活用を推進する。

これまで、IPA デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）と連携して、物資配送、インフラ設備の整備・点検、災害対応等を含むユースケースやそれらを実現するための空間 ID を含めた空間情報基盤等のアーキテクチャを設計して実証を行い、技術仕様に関するガイドラインの策定や、地理空間情報等と空間 ID を紐付けるシステムやその更新を容易にするシステム等のオープンソース化を行うなどして、その幅広い利用を促してきた。

2024 年度（令和 6 年度）以降に自動運転支援道やドローン航路、インフラ管理 DX をユースケースとした空間情報基盤の社会実装を実現するため、2023 年度（令和 5 年度）には、分散して存在する空間情報を提供するサービスを検索して必要なデータを取得・利用する仕組みや、システム・利用者等を認証してアクセス権限の適切な管理やサイバーセキュリティの確保を実現する仕組み、空間情報のデータを更新して品質を保つ仕組み等の実証を行う。なお、空間 ID については、別途検討している住所・地番、全体の緯度経度などの土地系のベース・レジストリとの紐付けを検討していくほか、モビリティ以外の分野でのユースケースも含めて、連携した取組として進めていく。

⑥ 農林水産業・食関連産業

高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続可能な発展に向けた競争力の強化や生産者の所得向上を実現するためには、農林水産業分野における DX を推進し、多様な情報の利活用に基づいた食料生産、加工・流通等を展開することが不可欠である。

特に農業分野においては、今後、生産者がデジタルを意識しない形で DX を進めることや川中・川下のデータを生かした流通の合理化や需給のマッチングができるよう、データの利活用を更に促進する環境整備が重要となっている。このため、生産段階においてはより多くの者が農業機械等から得られるデータを利用することができるよう、「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」⁷⁶や、オープン API 標準仕様の充実、それを活用した機器間連携を進める。また、SIP の下で構築した農業データ連携基盤（SIP 第 1 期、2019 年度（令和元年度）から運用開始）やスマートフードチェーンプラットフォーム（SIP 第 2 期、2023 年度（令和 5 年度）から運用開始）等のデータ連携プラットフォームの活用を進め、生産現場のみならず、川中・川下を含めたデータ利活用を促進する。これらにより、生産から消費までのエコサイクル全体の DX を推進し、「みどりの食料システム戦略」⁷⁷に掲げる有機農業の拡大等の目標実現に向けてデータ利活用を展開する。このほか、林業・水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する。

また、行政手続に係る農林漁業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）について、農林水産業者等へのオンライン利用の推進や利用者からのニーズに応じた機能改修を行うことにより、2025 年度（令和 7 年度）末までにオンライン利用率 60%を目指すなど、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）については、農地の現場情報を統合するための紐付け作業を全国的に進め、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。

⁷⁶ 2021 年（令和 3 年）2 月 10 日農林水産省

⁷⁷ 2021 年（令和 3 年）5 月農林水産省

⑦ 港湾（港湾物流分野）

AI 技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、サイバーポートによる港湾の電子化及び「ヒトを支援する AI ターミナル」を実現する。

ア サイバーポートによる港湾の電子化

民間事業者間の物流手続を電子化し、港湾物流の生産性向上等を実現するサイバーポート（港湾物流分野）について、2023 年度（令和 5 年度）中に商流分野のプラットフォームと連携し、機能改善による利用促進を図ることで、貿易手続全体の電子化を促進する。

イ 「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の深化

「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けて、荷役機械の遠隔操作化に係る導入支援に取り組むほか、COMPAS⁷⁸の横浜港での本格運用に続き、阪神港等への横展開等を図る。さらに、AI ターミナルの取組を深化させて、更なる生産性向上と労働環境の改善を目指すため、2023 年度（令和 5 年度）から、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進し、開発した技術の製品化や港湾への実装を目指す。

⑧ インフラ

フィジカル空間（現実空間）の事象をサイバー空間（仮想空間）に重ね合わせていく取組は、国土強靱化に資する各種インフラの維持・管理を効率化するだけでなく、利用者の視点で分野をまたがったデータ連携を進め、新たな価値を生み出していく観点からも重要である。

国土交通省において、国土に関するデータ、経済活動、自然現象に関するデータを連携させ、分野をまたいだデータの検索や取得を可能とするデータ連携基盤として「国土交通データプラットフォーム」の更なる改良、検索機能・ダウンロード機能の強化、データ連携の拡大等に取り組む。また、基盤的な地理空間情報である「電子国土基本図」について、ベース・レジストリであることを踏まえ、更新頻度及び機械可読性の向上を図るとともに、国土全域を対象とした 3 次元化を実施する。

電子商取引の増加や労働力不足の深刻化等により、物流における需要と供給のバランスが崩れつつあり、この状況を放置すれば、経済全体の成長を制約することになるだけでなく、物流機能それ自体の維持が困難になるおそれがある。こうした事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくため、2021 年度（令和 3 年度）に、2040 年（令和 22 年）を目標とした物流のあるべき将来像として、フィジカルインターネット（規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫やトラック等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システム）の実現に向けたロードマップを策定した。本ロードマップに基づき、モノ・データ・業務プロセスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用した輸配送・物流拠点の自動化・デジタル化に係る実証実験等を行う等、フィジカルインターネットの実現に向けた取組を着実に進める。

内閣府では、2023 年度（令和 5 年度）開始の SIP 第 3 期課題「スマートインフラマネジメントシステムの構築」において、デジタルデータによりインフラ・建築物の設計から施工、点検、補修まで一体的な管理を行い、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを

⁷⁸ Container Fast Pass の略称。コンテナターミナルにおけるゲート処理及びヤード内の荷役作業の効率化やセキュリティの向上を目的とした港湾情報システムのこと。

推進するシステムを構築することをミッションとして、インフラ分野のデータを連携し、シミュレーションによる課題解決を目指した研究開発を実施する。

(3) 相互連携分野のデジタル化の推進

契約から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするほか、スマートシティの全国での実装を推進することにより、分野を越えた横断的な連携を実現し、国民の利便性の向上につなげる。

① 取引（受発注・請求・決済）

世界中で続くサービスやものづくりの革新を、中小企業始め我が国の企業がリードしていくためには、系列にとどまらない多様な相手に提案し受注できる取引のデジタル化が不可欠になる。また、今後は需要側のデータが人の判断を介さずサプライチェーン全体を駆動すると考えられ、そのためのデータ連携を特定の事業者間ではなく、出入り自由な事業者ネットワークの中で実現できるデータ連携基盤が必要となる。データスペースと称して先行する欧州との相互運用性も念頭に置きつつ、現場での実証を踏まえて、その基盤技術を確立する。

受発注から、請求、決済にわたる企業間の取引全体をデジタル化しアーキテクチャに沿ったデータ連携を可能とすることで、グローバルにサプライチェーン全体を強^{きょうしん}靱化・最適化し、カーボンニュートラルの実現等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業等が活躍して産業が発展する社会を実現する。そのため、アーキテクチャ、技術仕様及び運用ルールに関する標準の提示並びに共通ツール群の整備を行う。また、中小企業を含む実際の産業の現場での実証を行いながら、海外との相互運用性を確保できるデータ連携基盤を構築し、公益デジタルプラットフォームの認定制度などデータの利活用を的確に推進するための仕組みも検討しながら、我が国独自のデータスペースエコノミーを実現する。

第一に、受発注については、2022年度（令和4年度）のアーキテクチャ設計や実証事業の成果等も踏まえ、各業界での利便性が高まるよう受発注に関するデータモデルを具体化し、必要に応じて中小企業共通 EDI（電子データ交換）の更新を検討する。特に中小企業を念頭に置いて必要な実証を行い、中小企業の電子受発注システムの導入促進に向けた取組を進める。

第二に、請求については、国内外の関係者の意向をよく汲み取りながら電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の更なるブラッシュアップと商取引への定着を進めるとともに、それを契機に国内のシステム・サービスベンダー等が海外市場へ積極的に進出できるよう、日本企業の進出が多い ASEAN 諸国等を念頭に置きつつ、必要な支援を行う。

第三に、決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野との連携や全銀 EDI・金融 GIF の利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を後押しする。

これらの動きを踏まえ、2023年度（令和5年度）頃までに、アーキテクチャ設計や実証実験を通じて、受発注から請求、決済までをつなぐデータモデルや、企業間取引に関するシステム間をデータ連携する基盤の仕様を具体化する。その後、2024年度（令和6年度）頃までに、代表的な業界においてユースケースを創出するとともに、補助金等を通じてアーキテクチャに基づくシステムの導入・利用を促進する。政府と民間の取引のデジタル完結化に向けては、2023年度（令和5年度）から実装に向けた取組を開始する。

② スマートシティ

様々な準公共サービス分野の取組を、地域で包括的・一体的に組み込んだスマートシティの取組を加速させる。そのため、生活全般にまたがる複数のサービス分野のデータについて、各サービス主体にその収集・保有するデータを分散管理させながら連携させ、これらの連携による相乗効果を生かした先端的サービスの提供を促すために、データ連携基盤の整備を進める。その際、データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目、データの品質管理、その他の連携を要する最低限の技術的仕様等について関係府省庁が連携して検討する。

また、データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、共通のアーキテクチャであるスマートシティリファレンスアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装等を通じ、セキュリティや個人情報の保護等適正な取扱いを確保しつつ、2025年度（令和7年度）までに100地域での構築に向け、スマートシティの全国での実装を推進する。その推進に当たっては、官民連携プラットフォームの枠組みを活用し、関係府省連携の下、合同審査会を実施し、リファレンスアーキテクチャやスマートシティガイドブック等の充実も図りつつ、人材・拠点・取組の連携等の先行事例の横展開を進める。

さらに、多様な分野における新たな価値の創出や社会的課題の解決を実現し、スマートシティを始めとするまちづくりDXの基盤とするため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（PLATEAU）を推進する。2023年度（令和5年度）は、実証から実装へとフェーズを進め、まちづくりDXのデジタルインフラである3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムの構築を目指す。具体的には、国によるデータ整備の高度化・効率化のための技術開発、多様な分野における先進的なユースケースの開発に取り組むとともに、地域のオープンイノベーション創出のため、地方公共団体における3D都市モデルの取組への支援や地域の人材育成、コミュニティ支援等を進める。

これらスマートシティに関する取組については、オープンなモジュールを活用したデータ連携基盤の整備促進や、地域ごとの特徴把握や目指すべき地域の在り方を検討するために利用できる地域幸福度（Well-Being）指標の活用促進を進めるデジタル田園都市国家構想と十分に連携を取りながら、進めることとする。

3. アクセシビリティの確保

「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル機器・サービスに慣れていない方のみならず、自らはこれらを利用しない方も含め、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが必要である。

このような観点から、利用者視点に基づくサービスデザインを実施する体制を官民挙げて確立しつつ、デジタルデバイドの是正やデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備（地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正）⁷⁹を促進するため、デジタル庁を中心に政府は、以下の取組を推進し、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会を実現していく。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法⁸⁰（2022年（令和4年）5月施行）に基づき、政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する。

（1）デジタル庁におけるサービスデザイン体制の強化及び他の政府機関等に対する横展開

デジタル庁においてサービスデザイン体制を強化し、適切なサービスデザインプロセスに係る職員の意識改革や専門人材の活用、研修手法の開発、学習機会の提供、国内外の有識者やデザインコミュニティとの交流を通じた先行事例や知見の収集等の取組を積極的に推進するとともに、これらの取組について他の政府機関等に対し横展開を図る。

（2）デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備

2021年度（令和3年度）以降、政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。

視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のシーズのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有（当該機器・サービスを活用し、障害者や高齢者等を支援する場合の支援方法等を含む。）のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。

視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図るとともに、視覚障害者等が電子書籍を利用するための端末機器等の研究開発の推進や導入支援を行う。その際、視覚障害や聴覚障害のほか、知的障害、発達障害、身体障害、重度・重複障害も含め、様々な障害の種類・程度に応じた開発が促進されるよう配慮する。

放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費の一部について助成することにより、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価する様式（「情報アクセシビリティ自己評価様式」）等の普及展開を引き続

⁷⁹ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第8条（利用の機会等の格差の是正）、第23条（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用機会の確保）及び第24条（教育及び学習の振興）等

⁸⁰ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）

き推進するとともに、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」⁸¹に基づき、政府情報システムに係る調達において当該様式を用いて、障害の種類・程度を考慮した確認を求めることとする。

(3) 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

高齢者等が、身近な場所で身近な人からスマートフォンを使ったオンライン行政手続等の利用方法を学ぶことができる講習会等について、全国の携帯ショップや地域の ICT 企業、社会福祉協議会等での「デジタル活用支援」の取組を推進する。

また、障害者に対するデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエ⁸²などの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。

さらに、教育委員会や学校における ICT 環境の整備・活用に関する相談等に対応するため、ICT 支援員の配置等を通じて教育現場の取組を推進するほか、公民館等の社会教育施設や学校等の多様な場を活用したデジタル講座等の実施を推進する。

これらの取組も含め、デジタルに不慣れな方を対象に、関係府省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、マイナンバーカード・マイナポータル、各地で実装されているデジタルサービス及びデジタル機器・サービスの利用方法をサポートするなど、国民運動としての「デジタル推進委員」の取組を 2022 年度（令和 4 年度）にスタートさせ、2023 年（令和 5 年）5 月時点で 26,000 人を超える方々を任命している。今後、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所を活用し、全国津々浦々に展開できるよう、デジタルコンテンツの充実等の工夫もした上で、更なる拡大を図る。

また、郵便局のスペースや人材を活用した地域住民のデジタルサービスへのアクセスの支援や高齢者の見守りなど、郵便局と地域が連携し、デジタル技術と全国の郵便局ネットワークを活用した地域課題の解決に向けた取組を推進する。

行政手続をデジタル化するに当たっては、デジタルサービスの利用が困難な人や利用しない人が代理人を設定し、システム上で代理申請を可能とする等、デジタルにおいても従来と変わらない手続が実施できるよう、利用者目線に立ち、安全・安心で利便性の高いアプリケーションを実現する。

なお、これらの取組においては、高齢者や障害者等にサポートを行う者への支援にも留意する⁸³。

デジタル社会では、障害者や高齢者等が様々な意思決定をオンラインで行うことが想定されることから、まずは、在外選挙におけるネット投票について検討を進めるとともに、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」に基づく、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法について、障害者や高齢者等への配慮の観点から法的な課題を洗い出しつつ、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」⁸⁴の見直し等を検討する。障害者の雇用を促進するためのテレワークを始め、就労を含む障害者の社会参画を促進する。

⁸¹ 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日デジタル社会推進会議幹事会決定

⁸² 視覚障害者情報総合ネットワーク

⁸³ 医療・介護・リハビリセンター関係者、ボランティア等に対するコミュニケーション能力・共感力、差別やハラスメントの防止、関連する制度等の情報共有、専門家による相互支援体制等。

⁸⁴ 2019 年（平成 31 年）2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

(4) 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

生活困窮者の支援の強化に向けて、過去に携帯電話料金の滞納があった者についてもサービスの対象とする等の一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等に情報提供を行っており、引き続き周知を進める。

また、経済的格差等によってこどもたちの教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

(5) 「言葉の壁」の克服、多文化共生の推進

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進するとともに、多言語翻訳技術を活用したサービスの公的機関等での一層の利用拡大に向けた取組を推進する。

また、在留外国人等が、災害発生時だけでなく日々の暮らしに必要な情報に円滑にアクセスできるよう、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策⁸⁵を通じて、在留外国人に対するやさしい日本語の活用の拡大、地方公共団体等での多言語翻訳対応の促進等、生活シーンに応じて求められる情報へのアクセシビリティの確保を進める。

さらに、国や地方公共団体において、中長期在留者の状況を継続的かつ正確に把握することによる在留外国人の利便性の向上や、在留手続・災害等に係る在留外国人本人への情報発信の強化を検討するとともに、各地域の外国人コミュニティに応じた共生施策などを通じて、我が国に在留する外国人が誰一人取り残されない社会の構成員として受け入れられる共生社会の実現を目指す。

(6) 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正

在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進する（全国の世帯カバー率を 2027 年度（令和 9 年度）末までに 99.9%（未整備世帯約 5 万世帯）とすることを目指すとともに、未整備世帯についても光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す。）とともに、病院における必要な通信環境の確保に向けた取組等を進める。また、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。

さらに、災害時における障害者、高齢者等への適時適切な情報提供に資する取組を各省の連携により進める。

⁸⁵ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2021 年度（令和 3 年度）改訂）施策番号 16、施策番号 17

4. 産業のデジタル化

行政サービスのデジタル化を通じて事業者にとって利用しやすい環境を整備し、支援を必要とする事業者に迅速に支援が届く環境を実現する。

また、行政データのオープン化の徹底等を図ることにより、事業者がオープン化された行政データを活用し、様々なサービスを生み出すことができる環境を実現することで、ユーザーのニーズに合致した製品・サービスのデジタル化や新たな産業の創出を後押しし、我が国の産業全体のデジタルトランスフォーメーションを加速し、国際競争力強化を図る。

(1) デジタルによる新たな産業の創出・育成

生成AIの登場や、メタバースを始めとする没入型技術への注目、さらには、デジタルツインの進展やサイバー・フィジカルシステム⁸⁶の実現への期待、グローバルサプライチェーンが拡大する中でのサービスの相互運用性の重要性の高まりなど、デジタル分野における技術や、その利活用の在り方は急速な進化を遂げており、こうした世界的動向は、足下でビッグテック企業が存在感を示すデジタル分野において、今後のデジタル産業の発展に向けたゲームチェンジの可能性を秘めている。

我が国が目指すべきデジタル社会を実現するためには、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスがデジタル空間を通じてセキュアかつ安定的に国民に提供されることが必要である。そのためには、ITインフラやソフトウェア開発環境等を提供するクラウドサービス産業や、サイバーセキュリティ産業、それらを活用して多種多様なデジタルサービスを迅速に提供するプレーヤー等から構成されるデジタル産業の育成が不可欠である。

① デジタル産業の現状と課題

事業環境の変化に柔軟に対応でき、最新技術の導入が容易である等の理由からクラウドサービスの利用者は、近年増加傾向にある。今後、その利用は企業や官公庁等の基幹システムや、社会インフラの制御といった領域に拡大していく見込みであり、社会・経済活動における基盤として、クラウドサービスの重要性は更に増していく。一方で、通信・コンピュータ・情報サービス分野における我が国の貿易収支は、年々赤字が拡大しており、クラウドサービス等において海外への依存度の高まりが顕在化している。自社・自国の重要なシステムを海外に過度に依存し、自律性をもって安定的な事業継続性を確保できない状況は、各社におけるBCPや経済安全保障の観点から大きなリスクとなり得る。

更に、直近では、様々なコンテンツを生成することができる生成AI(Generative AI)の進化が目覚ましく、生成AIの登場は、インターネット以来の最も大きな変革とも言われている。他方、生成AI自体の開発に膨大なデータと計算リソースが必要であるなど、実用化に向けた課題も存在している。

また、デジタルサービスの多くはスタートアップ等による新しいアイデアから生み出されていることから、その原動力となるスタートアップの創出や、デジタル産業の担い手となる人材の供給がデジタル産業の基礎である。しかしながら、国際的な評価では低位に位置している⁸⁷。

こうした厳しい現状を認識した上で、我が国に根ざしたデジタル産業の育成に向けた取組を加速していく必要がある。

⁸⁶ ロボット等の急速な進展により、現実世界をIoTセンサーでとらえ、AIで最適化等の付加価値を加え、現実世界であるフィジカル空間にフィードバックするシステム。

⁸⁷ スイスの国際経営開発研究所が公表している世界デジタル競争力ランキング2022では、「資本」では32位、「人材」では50位の地位に甘んじている。

② デジタルによる新たな産業の創出・育成に向けた取組の方向性

ア クラウドサービス産業の育成

既にデジタル社会における重要な社会基盤となりつつあるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。

今後、よりクラウドサービスがミッションクリティカルな領域へと拡大していくことが予想される中、クラウドのセキュリティレベルの高さやサービスの継続性は競争力の重要な一要素となると考えられ、これらは我が国が強みを発揮でき得る部分でもある。こうした分野において競争力を高めていくため、民間や政府等のユーザー側のニーズとすり合わせながら、クラウド技術の開発を支援していく。

さらに、価値の源泉であるデータの利活用をこれまで以上に進めるため、セキュアにデータを管理する技術・仕組みを開発するとともに、高度な情報処理を革新的なサービスの創出や社会課題の解決に応用するため、量子コンピュータやスーパーコンピュータ、AI コンピュータ等の次世代の計算基盤を整備していく。

特に、生成 AI について、世界中で開発競争が急速に加速しており、プライバシーや著作権、セキュリティ等の課題をクリアしながら、生成 AI を活用した新しいサービスの創出や安全・安心な利用を推進することが重要。そのためにも、有志国とも連携して、官民による国内での計算基盤の整備・拡充や、モデル開発などに取り組む若手中心の民間事業を官がサポートする形で強力に推進していく。これらにより、我が国デジタル産業の育成に取り組んでいく。

イ IT スタートアップ等の育成

我が国のデジタル産業を強化し、同時に国内において多種多様なデジタルサービスを社会に広く普及させる観点からも、スタートアップ等の育成が欠かせない。このため、「スタートアップ育成5か年計画（2022年（令和4年）11月28日新しい資本主義実現会議決定）」に基づき、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進の3本柱を一体として強力に推進することで、2027年度（令和9年度）までに、スタートアップへの投資額を10兆円規模に拡大していくことを目指す。

こうした社会のデジタル化を推進するに当たり、社会インフラ、企業のビジネス、行政サービスを支える信頼できるセキュリティ製品やセキュリティサービスを確保する必要がある。このため、セキュリティ製品・サービスが活躍できる環境作りに取り組むことで、他国に過度に依存しない日本発の製品・サービスの育成に取り組む。

ウ 標準の策定と活用の推進

行政と産業のデジタル化のためには、標準化の取組を推進していくことが重要である。

このため、政府情報システムの整備・管理等に関する「デジタル社会推進標準ガイドライン群」の整備、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化、政府相互運用性フレームワーク（GIF）を始めとしたデータの標準化に向けた取組等を推進する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）について、米国国立標準技術研究所（NIST）も参考に、デジタル戦略等における基準・標準機関として位置付け、これまでの情報処理推進に加え、国全体のデジタル社会形成の観点から、データ戦略に係る基準・標準の整備等を推進するとともに、行政・準公共・産業分野のDX推進やデジタル規制改革に必要なデータ・システムに係る基準・標準の検討等を行う。さらに、産業政策と一体的に国際標準

戦略を推進する。デジタル社会の基盤となる情報通信分野については、次世代の通信規格である Beyond 5G (6G) の標準化を推進するため、「Beyond 5G 新経営戦略センター (2020 年 (令和 2 年) 12 月設置)」を中心に、産学官が連携し、標準化戦略の推進に必要な人材育成や情報共有などを推進していく。

(2) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組

デジタル社会では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能が提供されることが必要であるため、前述のマイナンバーカードの普及に加え、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤 (G ビズ ID) の普及に関する取組を更に強力に推進するとともに、確実な本人認証を実現するための技術動向を注視していく。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。

① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書について、事業者による活用の機会が増加し、多様化していることから、普及を更に強力に推進する。

商業登記電子証明書を用いた電子署名について、利用者の利便性の向上の観点から、リモート署名方式の導入及び認証局機能のクラウド化について 2025 年度 (令和 7 年度) までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。その際、認証と署名の役割を明確化した上で G ビズ ID と連携を検討する。

② 法人共通認証基盤 (G ビズ ID) の普及

事業者等の法人 (個人事業主を含む。) が、様々なサービスにログインできる認証サービスを実現する「G ビズ ID」について、2023 年度 (令和 5 年度) 中にマイナンバーカードを利用した審査の効率化、管理者機能の追加、アーキテクチャ刷新による処理能力の向上を通じたユーザー数の増加、連携行政サービスの拡充を進める。加えて、「G ビズ ID」の制度化を進め、商業登記電子証明書との連携、民間サービスとの連携の在り方について整理・検討を進める。

③ 事業者に対するオンライン行政サービスの充実

中小企業を含む事業者等の法人 (個人事業主を含む。) のデジタル化支援ニーズの高まりや、遠隔での申請手続の簡素化の観点から、利用者目線での事業者支援サービスの充実を図る。

ア e-Gov の利用促進

e-Gov は、事業者等の法人 (個人事業主を含む。) や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けており、利用が拡大しているところ。e-Gov の安定運用を確保しつつ、クラウドサービス利用による柔軟なリソース活用に向けて、ガバメントクラウドへの移行の整備を 2023 年度 (令和 5 年度) 中に行うことを目指す。

また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても e-Gov を利用しやすくなるよう、e-Gov 電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。

イ J グランツの利便性向上と利用補助金の拡大

汎用的な補助金申請システム（J グランツ）について、申請簡素化や事務局の審査プロセス迅速化の観点から、2024 年度（令和 6 年度）を目途に、システムアーキテクチャ及びUI の刷新を行い、申請時の事業者・事務局双方の負担軽減を図る。

また、システム開発の一部については、デジタル庁での内部開発化を推進し、開発ナレッジの保持・スピードアップと中長期的な開発コストの削減につなげる。

2025 年度（令和 7 年度）以降、本システムの PR 活動を全補助金事務局に広げることで、中央官庁・地方公共団体における全補助金の当該システムの利用拡大を図る。

ウ 中小企業支援の DX 推進

新型コロナウイルス感染拡大を契機に中小企業におけるデジタル化が進み、中小企業支援に纏わる申請等の電子化も進んでいるものの、それらのデータ利活用は道半ばである。そこで、事業者の申請等データを一元化し官民で利活用するためのデータ基盤（ミラサポコネクト）を通じて、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現する。加えて、行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等について情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。これにより、中小企業に纏わるデータを活用することで、効果的に中小企業の成長支援を行う環境整備につなげる。

④ レベルに応じた認証の推進

マイナンバーカードは、IC チップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、民間企業も認証レベルに応じて方法を選択し、活用すること等が可能であるため、次の取組を行う。

ア 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及等に伴い、利用のインセンティブが大きく高まる民間事業者への周知・相談支援を強化する。

イ 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。

⑤ eKYC 等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進

デジタル空間での安全・安心な民間の取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス（JPKI）の利用を促進する。その上で、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つである eKYC⁸⁸等を用いた本人確認手法の普及を進める。

⁸⁸ electronic Know Your Customer の略称。オンラインで完結可能な本人確認方法のこと。

(3) 中小企業のデジタル化の支援

① 中小企業の事業環境デジタル化サポート

デジタル化に取り組む中小企業等に対して、ホームページの活用、現場向けのグループウェアの導入などにより、経営者自身にデジタル化の効果を実感してもらうとともに、生産管理の導入、受発注のデジタル化と、基本的なデジタル化を進め、また様々な企業の個別ニーズにも対応していけるよう、支援機関等と連携しながら、デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」を設置した。「みらデジ」を通じて、経営者と経営支援の専門家が一体となって中小企業のデジタル化を促進し、必要に応じて IT 専門家との相談を受けられる体制を整備し、個々の中小企業の状況に応じたデジタル化の支援を進める。

また、IT 導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化や DX に向けて行う IT ツールの導入を支援する。

② 中小企業のサイバーセキュリティ対策の支援

中小企業向けに、安価・効果的なセキュリティ監視や事故対応、保険をパッケージでサービス提供する「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及を促進する。あわせて、IPA における相談体制の強化や情報集約・共有促進機能を強化する。

(4) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション

① 市場評価を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進

デジタルガバナンス・コード⁸⁹に適合した企業を認定する DX 認定制度や、優れた DX の取組を行う上場企業を選定する DX 銘柄、中堅・中小企業等のモデルケースとなるような優良事例を発掘する DX セレクションなどを通じて好事例の創出・展開を促すとともに、デジタル技術を活用し、新たな付加価値を生み出す事業に取り組む企業を後押しする DX 投資促進税制等を通じて、我が国企業の DX を推進していく。

② 産業におけるサイバーセキュリティの強化

今後、サイバー空間とフィジカル空間の融合が進んでいくことで生じるリスク源や対応の方針等を整理した枠組みである「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク (CPSF)」に基づき、産業分野別等のガイドライン等の策定・導入を進める。

また、欧米各国との基準調和を図るため、ソフトウェアの脆弱性やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを整備するとともに、IoT 機器のセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示す。90 以上の団体が参加するサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム (SC3) と連携し、中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を促進する。

③ データの利活用や規制改革等を通じた産業のデジタルトランスフォーメーション

準公共分野におけるデータ連携や利活用、規制改革を含めたアナログ規制の点検・見直し、クラウド利活用促進等、行政が DX を押し進めることで、官民共創で進めるエコシステムを創出し、産業全体のトランスフォーメーションに貢献する。

⁸⁹ 経済産業省において、経営者が DX による企業価値向上の推進のために実践することが必要な事項をとりまとめた DX 時代の経営の要諦集

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(1) 国の情報システムの刷新

① 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等

ア 情報システム整備方針の策定

デジタル庁は、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、情報システム整備方針を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等⁹⁰や、活用すべき共通機能⁹¹を提示したところである。

政府情報システムの整備及び管理に関する共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等についても、情報システム整備方針を踏まえ、デジタル庁内に設置された技術検討会議等において必要な改定等を行う。

各府省庁は、情報システム整備方針等を踏まえ、デジタル庁主導の下、業務改革（BPR）の推進、共通機能の活用の徹底、システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の削減を図る。

各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革（BPR）・経費削減等の方針や投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定した。今後は、プロジェクトごとに更に具体化した内容をプロジェクト計画書に反映させ、プロジェクト計画書に沿って、システム化の対象となっている業務の分析や情報システムのコスト構造の分析を行い、分析結果に基づく経費の削減方策の検討を進め、当該計画書の具体化を図る。

また、各府省庁は、随時、当該計画書の進捗状況を把握し、見直しを行う。見直しに当たって、デジタル庁は、一元的なプロジェクト監理を通じて当該計画書の進捗状況を取りまとめ、必要な助言・指導経費削減の知見やデータの共有等を行う。

イ 一元的なプロジェクト監理と情報システム関係予算の一括計上

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、各府省 PMO⁹²と連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。

具体的には、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを各システムのプロジェクト計画書を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し⁹³、これを監理していく。

これらの取組を着実に推進することで、2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコ

⁹⁰ 費用対効果の精査、クラウドサービスの利用、アクセシビリティの確保等

⁹¹ ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）、ID・認証機能等の活用、データ連携のための標準仕様等

⁹² Portfolio Management Office

⁹³ 2023年度（令和5年度）の情報システム関係予算は約9,800億円。「①デジタル庁システム」及び「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に係る予算については、2021年度（令和3年度）予算からデジタル庁に一括計上し、「③各府省システム」に係る予算についても、2021年度（令和3年度）第1次補正予算からデジタル庁への一括計上の対象とした。特別会計、特定財源により整備される情報システムの予算への関与については、その財源が設けられた趣旨等を踏まえ、当面、デジタル庁が実施する一元的なプロジェクト監理を通じること等で対応する。

ストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進し、コスト構造の最適化を図る。具体的には、早期に各システムの整備状況及びコスト構造の確認・分析を踏まえたコスト削減方策を策定し、その実施を徹底し、削減効果を定量的に把握する。特に、効果的な取組の推進の観点から、運用等経費1億円以上の政府情報システムについて重点的に取り組むこととし、各府省は、コスト削減に向けた取組及び当該取組による削減効果等を各システムのプロジェクト計画書において明らかにする。

② 国の情報システムの整備・管理

デジタル庁は、国民・事業者の利便性の向上を図るため、国の情報システムの統括・監理等により、国の情報システムの統合・共通化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進する。また、各府省庁の情報システムに関する情報（契約額、プロジェクトの進捗等）を集約し、データの分析・利活用を行い、国の情報システムの統括・監理の実効性の確保を図る。

また、各府省庁は、情報システムを整備する際は、特に業務改革（BPR）・システム改革の推進等について留意する（国の情報システムを整備する際に留意すべき事項について、後述の「国の情報システムを整備する際に留意すべき事項」を参照。）。

③ デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進

デジタル庁は、登記情報システム、国税情報システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム、特許事務システム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤を生かした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新やシステムコストの削減、共通機能の活用、クラウド化、UI・UXの改善などを促進する（デジタル庁・各府省共同プロジェクトについて、後述の「デジタル庁・各府省共同プロジェクト」を参照。）。

④ e-Gov の継続的改善

e-Gov で提供している機能を他のオンライン申請において利用可能とするために e-Gov の追加機能を整備する等、オンライン申請の利便性を向上するための在り方を検討し、ニーズに応じた機能改修を行う。

さらに、e-Gov 以外を利用して行われる事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体からのオンライン申請について、e-Gov からアクセス可能とするなど、事業者手続全体のポータルサイトとして、利便性の向上を図る。

⑤ ガバメントクラウドの整備

クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するため、デジタル庁において、複数のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウド⁹⁴を整備するとともにその利用に対する支援体制を構築する。2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）は、地方公共団体の先行事業等においてガバメントクラウドの利用を試行的に開始するとともにガバメントクラウドの利用マニュアルについて整備を開始した。2023年度（令和5年度）は、2022年度（令和4年度）に引き続き地方公共団体による先行事業等の整備を実施するとともに、各府省庁や地方公共団体の情報システムについて、業務

⁹⁴ 複数のクラウドサービスを相互に接続する「マルチクラウド方式」で構築。

の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でのガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや各府省庁向け利用ガイド等の整備、クラウド移行支援体制の整備等を実施する。

なお、各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてデジタル庁が整備したガバメントクラウドの活用を検討することとし、クラウド化等を進める場合には、情報システム構築の迅速性・柔軟性の向上、可用性を始めとする高いセキュリティの実現、コスト効率の向上など、これにより得られる効果の追求を図る。

また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）等の情報システムについても順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

⑥ ネットワークの整備

行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）を提供するサービスである GSS を提供する。

ア 新府省間ネットワークの構築

現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止し、広帯域、高品質、低コストかつ高セキュリティな新たな府省間ネットワークを構築する。

2022 年度（令和 4 年度）から、各府省庁ごとの個別の移行計画を策定し、これに基づき、ネットワークの切替え準備を順次実施している。今後、2022 年度（令和 4 年度）に策定した計画に基づき、2023 年度（令和 5 年度）に移行完了を目指す。

また、GSS で提供するネットワークは、新府省間ネットワークを始めとし、ガバメントクラウドへの接続等、政府機関等全体のネットワーク環境を整備するものであることから、その運用体制の充実が必要となる。

イ 全国ネットワークの整備

国は、地方支分部局等との接続に際して、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、既設の全国広域通信網を活用して直接管理する独自の回線網⁹⁵の整備を完了し、2022 年度（令和 4 年度）から運用を開始した。2023 年度（令和 5 年度）においては、農林水産省を始めとした地方支分部局等において利用、運用を開始し、全国ネットワークに加え、バックアップ回線としてモバイル網等も活用することにより、低コストかつ高可用性を担保したネットワークを提供する。また、十分な帯域が必要となる拠点に対しては、専用回線網等も活用しながら、政府全体のネットワーク品質の向上を目指す。

また、国・地方を通じたデジタル基盤に関して、全体最適かつ効率的なネットワーク構成となるよう、強固なセキュリティ基盤の具備、利用者の利便性の向上、安定的な運用体制^{きょうしん}、強靱性の確保の観点も念頭に、将来像及び実現シナリオについて、具体的に検討を進めることとする。

⁹⁵ 仮想多重化技術（オーバーレイネットワーク）等を活用して、高セキュリティ、高品質、低遅延を実現。地方事業者による積極的な回線事業等への参入を促すため、標準化された接続仕様を採用する。

⑦ 府省 LAN と認証基盤の統合

ア 府省 LAN 統合

高度化する脅威に対応したゼロトラストアーキテクチャに基づき利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、人事院及び農林水産省を始めとして、各府省庁は、2022 年度（令和 4 年度）以降のネットワーク更改等を契機に、この環境へ移行することを原則として進めてきている。

具体的には、人事院、農林水産省、個人情報保護委員会及びこども家庭庁において既に導入されている。また、2023 年度（令和 5 年度）においては、宮内庁、消費者庁、内閣府及びカジノ管理委員会で導入され、2024 年度（令和 6 年度）以降においても、順次導入が予定されている。

なお、導入済府省庁においては既に運用を開始しており、各府省庁の協力を得て、その運用体制の充実が必要となる。府省 LAN 統合に当たっては、各府省庁は業務要件等を適切に整理する等によりデジタル庁の取組に協力する。

イ 公的機関統一 ID 基盤の構築

GSS におけるゼロトラストセキュリティを担保するため、GSS 利用機関のセキュリティに関する資産（職員 ID、デバイス、アプリケーション等）の統一的な管理を可能とする基盤（GSS 情報ポータル）を構築する。

具体的には、2022 年度（令和 4 年度）から、GSS に LAN 統合を完了した各府省庁の組織情報・職員アカウント情報等を本人確認等も含めながら一元管理し、本格稼働をしている。2023 年度（令和 5 年度）においては、人事異動等に伴う情報資源の適切な管理を効率的に進めるための仕組み等の本格的な運用を目指す。

並行して、GSS に統合を完了した各府省庁において、府省共通システム等を利用するに際して職員認証サービス（GIMA）との連携を、2023 年度（令和 5 年度）中に実現することを目指す。さらに、2023 年度（令和 5 年度）中に当該基盤の国際連携について、米国、欧州各国との認証連携実現に向けた検討を進める。

このほか、トータルデザインの実現に向けた共通機能の活用がより一層図られるよう、地方公共団体等の職員も考慮した公的機関の ID・認証基盤（職員証を含む。）について、新たなアーキテクチャを設計することとし、2023 年（令和 5 年）から着手している調査研究において、関係機関とも密に連携しつつ概念実証を行う。

⑧ 運用監視システム等の枠組み整備

デジタル庁の IT ガバナンスを確保し、各 PJMO の IT マネジメントを支援することで、インシデントの予防・早期発見・早期復旧を実現するため、デジタル庁システムを横断的に確認する統合運用監視の枠組みの整備に取り組む。統合運用監視では、デジタル庁システムのサービスの提供状況に加え、情報資産、ネットワーク、セキュリティインシデント、セキュリティポリシー準拠の状況等の状況把握をすることを目指す。具体的には、2023 年度（令和 5 年度）は、統合運用監視枠組みの方向性を整理し、統合運用監視システムの要件定義を行い、2024 年度（令和 6 年度）に統合運用監視を開始することを目指す。

⑨ 政府ウェブサイトの発信力の向上支援

政府機関による情報発信手段である各省庁ウェブサイトの発信力の向上に継続的に取り組むため、デジタル庁において、ウェブサイトの共通的な機能の整備、省庁ウェブサイト構築に資する基準、参照資料の充実を図るとともに、各省庁のウェブサイト発信力強化の

ための会議体を設置し、各省庁連携した発信力強化や誰一人取り残されないよう利便性の向上を図る。

⑩ 公共調達における支援・改革

情報システムに関する公共調達については、先進技術を積極的に取り込む等、多様なシステム開発ニーズに対応していくため、柔軟な調達手法・環境の整備や公平かつ適切な競争状態の確保を引き続き検討・実行し、継続的に改善を図る。

また、国・地方公共団体の情報システム調達の迅速化、IT スタートアップ等の多様な事業者の参入を促進するため、デジタルマーケットプレイスについて 2023 年度（令和 5 年度）中にカタログサイトの構築実証を進め、行政機関や民間事業者の意見を聞きつつ、2024 年度（令和 6 年度）以降の導入を目指す。

加えて、デジタル社会の基盤となる情報システムに関する公共調達について、政府全体で新規性・創造性を活かした高度な技術力を有するデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するため、当該スタートアップから優先的に調達を行う措置など公共調達の手法の見直しを実施する。さらに、デジタル庁は、契約の性質及び目的に応じ、優れた技術力や専門性を重視した「企画競争方式」による調達を活用することにより、より優れた技術力や専門力を有したデジタル・スタートアップや中小企業など、より幅広い優れた企業からの調達の拡大を図る。

⑪ 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化

裁判関連手続のデジタル化、司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化、警察業務のデジタル化、港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化等について、取り組む（国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策について、後述の「国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策」を参照。）。

⑫ 国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの更なる活用

徹底した国民目線で行政の施策を進め国民参加型のオープンガバメントを目指す。

全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する等、国民、事業者及び自治体職員の声を集めて政策に反映する。

⑬ 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進

デジタル庁は、総務省と協力し、主務大臣が実施する目標策定・評価に関与する。2022 年度（令和 4 年度）には、全ての独立行政法人について PMO の設置や情報システム整備方針への準拠等为目标に盛り込んだところ（PMO については 2022 年度（令和 4 年度）末時点で全 87 法人中 59 法人で設置済。）。2023 年度（令和 5 年度）以降、各主務大臣は、引き続き、目標の策定又は変更（情報システムに係る変更の場合に限る。）に当たりあらかじめデジタル庁に協議するとともに、評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに係る意見を述べる。

また、2022 年度（令和 4 年度）に実施した独立行政法人の情報システムに関する棚卸調査の結果について精査し、より詳細な調査の実施等についても検討するとともに、独立行政法人の情報システムの整備及び管理に対し、必要に応じてデジタル庁から技術的助言等の支援を実施する。

国の情報システムを整備する際に留意すべき事項

① プロジェクトの適切な推進・管理

情報システムの整備・運用に当たっては、委託事業者任せにするのではなく、専門人材の採用等によって行政機関内部の体制を整備し、自らプロジェクトを適切に推進・管理する。

デジタル庁は、優秀なエンジニア人材等も採用し、情報システムの整備を自ら行うとともに、開発・運用段階においては適切なベンダーマネジメントを実施する。さらに、プロジェクトを推進するチームとは別に、専門知識を有する人材が中心となって、プロジェクトの進捗管理やシステムの品質管理、プロジェクト支援、セキュリティ対策支援を行う。

② 行政手続のデジタル化の推進

各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。

また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。

- ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。
- ・UI・UX の向上を図る観点から申請情報の自動入力を実現するため、マイナンバーカードの IC チップに搭載された券面事項の入力補助 AP（アプリケーション）等を活用する。
- ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルや e-Gov 等を活用する。
- ・代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。
- ・申請の承認行為を行う際の電子決裁機能については、独自の構築を避け、電子決裁システムを活用する。
- ・申請受付機能・電子決裁機能・業務システム・関連システム間の連携については、業務の効率性の向上を追求し、デジタルで完結させる。
- ・実際に手続を利用する者（手続に習熟していない者を含む。）が容易にオンライン申請できるかという観点から具体的な課題を定性的・定量的に収集・分析し、それらの課題を踏まえたシステムの改善を機動的に行うことができる仕組みを整備する。
- ・デジタル・ガバメントは、手続を支援・利用する民間とともに実現すべきものであり、API 連携によって利用される前提でシステムを構築する。
- ・ローカルルールや担当者ごとに異なる取扱いを排除するため、利用者が入力する情報は真に必要なものに限定するとともに、手続、申請項目、入力フォームなどを含め、オンライン申請のために必要となる情報の標準化に加え、デザインシステムを活用するなどインターフェースの標準化を図る。また、各府省庁は電子決裁への移行加速化に関して、「電子決裁移行加速化方針（2018 年（平成 30 年）7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）」に基づき、効率性確保を念頭に、決裁が電子で行われていない手続について、電子決裁への移行に向けた取組を明らかにし、推進する。

③ 共通的な認証・署名の利用

各府省庁による認証・署名機能の利用については、次を原則とする。

- ・個人の電子署名については、マイナンバーカードによる電子署名
- ・個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明
- ・法人の電子署名については、商業登記電子証明書、特定認証業務として認定された民間認証局の電子証明書
- ・法人の電子認証については、G ビズ ID

公的個人認証サービスの民間利用の拡大を推進する。また、個人の認証・署名に利用するアプリケーションについては、独自構築による乱立を避けるため、デジタル庁が開発・運用する共通機能の活用を原則とする。

④ データ連携の推進

各府省庁の業務、情報システムにおいては、国民・事業者の利便性、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンスオンリーを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とする。各府省庁共通の枠組みとしてベース・レジストリの整備を前提とし、ベース・レジストリの指定状況を踏まえて、ベース・レジストリの活用を想定したシステムの拡張性確保を追求することとする。特に、デジタル庁における先行プロジェクトとして進められるものについては、この活用を原則とする。

また、情報システムの整備に当たって、データの相互運用性を確保するため、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。具体的には、政府相互運用性フレームワーク(GIF)における「実装データモデル(行政)」、「文字環境導入実践ガイドブック」の適用を原則とする。なお、地方公共団体については、基幹業務システムの統一・標準化の取組の中で、主に個人の氏名を取り扱う戸籍事務等の特性を踏まえ、文字情報基盤を拡張した文字セット(通称「MJ+」)の導入を進め、基幹業務システム間の相互運用性の確保を図る。

公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープン・バイ・デフォルト原則に基づき、個人情報データの適正な取扱いを確保しつつ、ニーズの高いものからシステムの新規整備・更改の際にAPIを公開又は提供することを原則とする。

氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする「マイナンバー法等の一部改正法」が2023年(令和5年)通常国会で成立した。同法の公布後2年以内に戸籍に氏名の振り仮名を記載する運用を開始することを目指すとともに、公布後3年以内にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名及び希望者に対するローマ字表記の実現を図るため、施行に向け、必要な準備を着実に進める。

⑤ 共通基盤の活用

クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とする。この際、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針(2022年(令和4年)9月30日デジタル社会推進会議幹事会決定)」に基づき、単にシステムを整備することを目的化せず、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底する。

ネットワークについては、独自のネットワークの採用又は維持を避けて費用節減を追求し、今後整備されるGSS等の共通基盤の活用を原則とする。

また、上記以外のデジタルインフラ(政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等)等についても、その実装状況を踏まえつつ、共通基盤の徹底した利用を原則とする。

デジタル庁・各府省共同プロジェクト

① 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

登記情報システムについては、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

- i) 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
- ii) 政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

- i) 行政機関等への各手続において、登記事項に係る行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
- ii) 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

- i) 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。
- ii) 2024年度（令和6年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、システム構成の見直し等を行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

また、法務省とデジタル庁においては、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、2023年度（令和5年度）から開始する次々期システムの更改に向けた方針検討においても、引き続き、更なるシステム構成の見直し、業務改革（BPR）等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

② 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である2026年度（令和8年度）を目途に、2020年度（令和2年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。

次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、

- i) 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現
- ii) 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合
- iii) メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新

といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指す。

また、税制改正への対応については、現行システムも含めて開発範囲や内容の精査を行いながら開発を進めるとともに、次世代システムへの円滑な移行及び業務の安定的な運用に向

けて、事業者も含めた現行システムの開発・運用体制による支援・協力の下、テストやデータ移行等について計画的に実施していく。

③ 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステム（記録管理・基礎年金番号管理システム及び年金給付システム）は、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。

- i) データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。
- ii) 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分である。

このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。

- i) 新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。
- ii) 「年金給付システム」については、端末機器及び周辺サーバの更改や集約化とともに、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。

「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」⁹⁶という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。

- i) 公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）
- ii) 業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）
- iii) ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等）

④ ハローワークシステムを活用したサービスの充実

ハローワークシステムにおいては、前回の更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。

これらの取組により、以下の目標を実現する。

- i) 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。
- ii) 個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険を中心に業務見直しを行っていくこととしており、引き続き、サービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

⁹⁶ 日本年金機構中期計画（2019年（平成31年）3月29日）

⑤ 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、1990年（平成2年）に稼働開始した電子出願システムを始めとして、積極的に情報システムを導入してきた。

しかしながら、特許庁の情報システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修にかかるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間が掛かり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。

これらの課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」⁹⁷に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統合方針等の成果物を活用し、システムを段階的に刷新する方式を採用してプロジェクトを進めてきた（特実方式審査・特実審査周辺システム、公報システムはリリース完了）。

今後も引き続き、2027年（令和9年）1月までに特許事務システムの段階的刷新として、審査システム、意匠商標システムの刷新を完了するべく着実に進めていく。

⑥ 公共工事電子入札システムの統合

現在、政府内に公共工事分野における公共調達のための電子入札システムが複数存在している状況。デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、2025年度（令和7年度）までに統合の基盤となるシステムをクラウド上に整備するとともに、2025年度（令和7年度）に統合に向けた調査研究を実施した上で各省電子入札システムの更改にあわせて統合を進める。

⑦ デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進

気象庁は、頻発する気象災害、地震・火山災害等に適切に対処するため、デジタル庁を始めとする関係省庁と連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化を図る必要がある。

特に、近年甚大な被害を引き起こしている線状降水帯について、2024年（令和6年）までに数値解析予報システムの更改を行い、線状降水帯の予測精度を向上させるとともに、その後も数値予報モデルの高度化を継続することで、頻発する自然災害から国民の生命・財産を守る。

⁹⁷ 2013年（平成25年）3月改定

国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策

① 裁判関連手続のデジタル化

民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、国民にとってより利用しやすいものとするため、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）及びe事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指す。そのため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。

- ・ウェブ会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用は全国に拡大したところ、さらに2022年（令和4年）4月から運用が開始された準備書面等の電子提出についても、運用を順次拡大する。
- ・2022年（令和4年）の民事訴訟法等の改正を前提として、早ければ2023年度（令和5年度）から非対面での口頭弁論期日の運用を開始するとともに、2025年度（令和7年度）中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを目指す。
- ・また、民事訴訟手続以外の民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のデジタル化についても、2023年（令和5年）中の民事執行法等の改正を前提として、環境の整った分野から可能な限り早期に運用を開始できるようにし、遅くとも2027年度（令和9年度）までに本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。

刑事手続において、書類の電子データとしての作成・管理やオンラインでの発受、非対面・遠隔での手続を可能とするなど情報通信技術を活用することにより、全国における円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令の整備及び高い情報セキュリティと可用性を備えたIT基盤の整備に向けた検討を強力かつ迅速に推進する。2023年度（令和5年度）中に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて検討を進めるとともに、新たなシステムを構築した上で2026年度（令和8年度）中にそのシステムを利用した運用の一部開始を目指す。また、矯正及び更生保護行政においても引き続きデジタル化に向けた取組を推進する。

② 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化

司法試験及び司法試験予備試験については、受験者の利便性の向上、試験関係者の負担軽減等を図る観点から、以下のとおり、試験のデジタル化の実現に向けた取組を進める。

- ・出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化について、2025年度（令和7年度）からの開始に向け、資格情報連携等に関するシステムとのデータ連携を可能とするための既存システムの改修等を行う。
- ・CBT⁹⁸方式による試験について、2026年（令和8年）に実施する試験からの導入に向け、システム的设计・構築等を進める。

なお、2023年度（令和5年度）においては、2022年度（令和4年度）における調査検討で挙げられた課題等に対処するための調査研究等を実施する。

⁹⁸ Computer Based Testing

③ 警察業務のデジタル化

警察情報管理システムを、警察共通基盤上に順次共通化・集約化しつつ、更なる警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図る。また、行政手続の処理の効率化と情報システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

- ・運転者管理システムは、2023年（令和5年）1月に警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始した。2024年度（令和6年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・遺失物管理システムは、2023年（令和5年）3月から警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始した。2026年度（令和8年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等についての検討を2022年度（令和4年度）末までに行った。引き続き、全都道府県警察への導入に向けた調整等を行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。
- ・e-Gov等の活用も視野に入れ、利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する行政手続オンライン化のシステムの検討・構築を行う。

④ 港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的につながる事業環境を実現するため、複数の分野の一体運用を可能とするサイバーポートの整備を進める。

このうち、港湾管理者⁹⁹が提供する行政サービスの申請手続等を電子化する港湾管理分野について、2023年度（令和5年度）の全国展開に向け、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化を実現するシステムの構築・機能改良を進める。

また、港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、2023年度（令和5年度）の対象港湾の拡大に向け、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携するとともに、アセットマネジメント手法の構築、システムの構築等を進める。

加えて、2.（2）⑦の港湾（港湾物流分野）のデジタル化と併せ、2023年度（令和5年度）中に、サイバーポート三分野での一体運用を実現する。

⑤ 公文書管理のデジタル化

デジタルを前提とした公文書管理制度の見直しとシステム整備の方向を示した「デジタル時代の公文書管理について」¹⁰⁰を踏まえ、公文書管理のデジタル化に対応するため、制度面では、政令¹⁰¹、ガイドライン¹⁰²を改正し、行政文書の管理について電子的に行うことを各行政機関のルールとして明記するなど、デジタル化に対応した文書管理のルールを整備したところであり、システムの検討を踏まえた更なる見直し及び当該ルールの浸透を図る。また、公文書管理に係るシステム整備の在り方については、引き続き、デジタル庁及び内閣府が中心

⁹⁹ 地方公共団体又は地方公共団体が単独若しくは共同で設立する港務局

¹⁰⁰ 2021年（令和3年）7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告

¹⁰¹ 公文書等の管理に関する法律施行令（2022年1月26日改正）

¹⁰² 行政文書の管理に関するガイドライン（2022年2月7日全部改正）

となり、目指すべき機能の詳細を検討するとともに、遅くとも2023年度（令和5年度）にデジタル庁においてシステム整備の在り方に関する調査研究を開始する。

⑥ 情報公開事務のデジタル化

情報公開法¹⁰³に基づく事務についてもデジタル化を推進する。その際、総務省を始めとする関係府省において、「規制改革実施計画」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）を踏まえ、公文書管理のデジタル化の検討の進展に対応して、業務のプロセス全体が効率化されるよう業務改革（BPR）を行いながら、デジタル化の実現方策について検討を進め、可能なものから順次措置を講じていく。

⑦ 人事管理のデジタル化

国家公務員の人事管理分野のデジタル化により業務の一層の効率化、効果的实施を進めるため、内閣人事局はデジタル庁や人事院、関係機関と連携し、勤務時間管理を始め、各府省の人事管理の効率化・高度化に資するシステムの整備について、その在り方を整理しながら実装を推進・促進する。特に、勤務時間管理については、既存の勤務時間管理システムの改修や調達の一元化、他システムとの連携を視野に検討を進める。

⑧ 政府調達システムのシステム連携の推進

政府調達システムについて、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

⑨ 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

デジタル庁は、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、政府共通決済基盤の構築を行い、クレジットカード納付等の機能を提供するとともに、機能の拡張について検討する。

⑩ 旅券（パスポート）申請のデジタル化

マイナポータルを利用した旅券（パスポート）のオンライン申請について、2024年度（令和6年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略の実現やオンライン申請と書面による申請との手数料の差別化の検討を行う。また、配送交付については、引き続き実現の可能性を検討する。

⑪ 入国手続等のデジタル化

日本への入国に係る一連の手続（検疫、入国審査、税関申告）については、入国者の利便性の更なる向上とともに各業務全般の効率化の実現が喫緊の課題となっている。訪日外国人旅行者等の入国者の増加が見込まれる中、Visit Japan Webの安定的な運用等を担保するために体制整備も含め必要な対応を行うとともに、関係省庁と緊密に連携しながら、必要な機能拡充を迅速に実現していく。

¹⁰³ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

⑫ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言い難い。納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するため、更なるデジタルの活用を進める。

国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上させ、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

具体的には、国税庁ホームページやチャットボット、確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理し、その連携等を図ることにより、納税者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。

また、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア等の利用促進など、関連する諸システムのUI・UXを改善するほか、電話による相談や税務署の窓口における納税者サービスについてもデジタルにより高度化を図ることで、あらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスの提供を実現する。

(2) 地方の情報システムの刷新

地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律¹⁰⁴（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化¹⁰⁵を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

具体的には、地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーション¹⁰⁶をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアや OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社開発したアプリケーションを全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなるとともに、地方公共団体は、独自施策等を講ずるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である 2025 年度（令和 7 年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、必要な支援を積極的に実施する。

地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組について、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務を所管する省庁とともに、標準化法第5条第1項に基づき、2022年（令和4年）10月に地方公共団体情報システム標準化基本方針を定めたところであり、移行期間、運用経費等の削減目標、地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方その他の統一・標準化の取組の推進に関する基

¹⁰⁴ 令和3年法律第40号

¹⁰⁵ 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアや OS などを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。

¹⁰⁶ 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションをいう。

本的な事項については、今後、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定めることとする。

また、デジタル庁及び制度所管省庁は、2023年（令和5年）3月までに、標準化法第6条第1項に定める機能標準化基準の内容となる標準仕様書を作成及び改定するとともに、標準化法第7条第1項に定める共通標準化基準の内容となるデータ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書を作成及び改定するなど、地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けて必要となる環境の整備を進めてきたところであり、2023年度（令和5年度）以降、国は、地方公共団体における標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて、必要な支援を積極的に行う。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のため、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

地方公共団体の基幹業務システム等は、ガバメントクラウドを活用することにより、例えば環境の自動設定機能を利用してインフラの構築期間の短縮や運用の効率化を行うことや、各種マネージドサービスを利用してアプリケーションのメンテナンス費用を抑えることや、機能の迅速な拡張や改変が可能となる。

地方公共団体においてガバメントクラウドを円滑に活用できるようにするため、デジタル庁は、2023年（令和5年）3月までに、ガバメントクラウド上に構築することができるシステムやガバメントクラウドの利用方法、責任分界の考え方等について定める地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準を策定するとともに、ガバメントクラウドの利用に当たって必要となる文書等を整理したところであり、2023年度（令和5年度）においては、早期にガバメントクラウドに移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する地方公共団体について支援し、より効果的かつ効率的なガバメントクラウドへの移行の実現を図る。

また、地方公共団体の基幹業務システムを取り扱う事業者が、ガバメントクラウドを活用して、よりクラウドネイティブなアプリケーションの構築や運用を行い、安価で高い性能を出すためには技術習得が必要な場合があることから、デジタル庁は、学ぶ意欲のある国内事業者に対しガバメントクラウドの環境の適切かつ効果的な利用のための情報提供等を行うとともに、事業者の協調領域として標準準拠システムの共通部品について早期の情報提供に努め、2023年度（令和5年度）中を目処に提示する。

① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の推進

基本方針において、2023年（令和5年）4月から「移行支援期間」と位置付けられたことを踏まえ、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に向けた支援として、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携し、地方公共団体における標準準拠システムへの移行に向けた取組の進捗状況や課題等を継続的に把握する。また、全ての地方公共団体において、遅くとも2024年（令和6年）3月までに標準準拠システムへの移行を担うベンダーが選定されるようにするなど、移行作業のできる限りの前倒しにより、移行時期の分散がされるよう、必要な支援を実施する（移行支援に関する具体的な施策について、後述の「標準準拠システムへの移行支援に関する具体的な施策」を参照。）。

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（データ要件・連携要件の標準、非機能要件の標準、地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準、共通機能の標準など）について、デジタル庁及び総務省において、制度所管省庁における制度改正等による標準仕様書の改定との整合性を図るなど、業務横断的な観点から適切に運用を行う。

③ 制度所管省庁による標準化基準の策定等

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管省庁において、制度改正等に伴う政策上必要な標準仕様書の改定について、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で改定するなど適切に運用を行う。

④ 統一・標準化を進めるための支援

ア 財政支援

目標時期である2025年度（令和7年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、2020年度（令和2年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。あわせて、総務省は、民間企業と連携した伴走支援等により、都道府県等における市区町村支援のためのデジタル人材の確保を推進するほか、地方公共団体において職員に求められるスキルの明確化等を通じて、デジタル化の取組の中核を担う職員の集中的な育成を支援する。さらに、各地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成に係る取組事例の横展開に取り組む。

標準準拠システムへの移行支援に関する具体的な施策

① 都道府県と連携した移行支援の実施

デジタル庁及び総務省は、各都道府県が行う統一・標準化のため、都道府県連絡会議等の活用により市区町村の標準化に向けた課題を明確化するほか、都道府県ごとにリエゾンを設置する等の市区町村支援のサポートを行うとともに、移行スケジュールに係る調査結果等を踏まえ、円滑な移行に際し課題を抱えるシステムの状況を個別に把握し、課題解決に向けた対応を行う。

また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書について、当該手順書に沿って先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組事例を調査し、より前倒しでの取組が可能となるよう2023年（令和5年）夏を目途に改定を行う。あわせて、当該手順書を踏まえ、各地方公共団体が、標準準拠システムへ移行の取組をより円滑に前倒しして実施できるよう、PMO ツールによる個別自治体の進捗管理の徹底や人材派遣を通じて、関係省庁・都道府県とも連携し市区町村における移行支援を強化する。

② 適合性確認の運用方法の詳細化

アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。このため、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールを作成し、ツールを使った適合確認試験開始を目指す。

③ ガバメントクラウドへの移行等に係る検証

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

さらに、ガバメントクラウドへの情報システムの円滑な移行を可能とし、システムの運用コストを適正化することを目的として、ガバメントクラウドへの移行及びガバメントクラウド上のシステム運用に係る課題の検証を行うため、早期移行団体検証事業を実施する。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法の選択肢としては、LGWAN を活用した接続又はデジタル庁が示すガバメントクラウドへの標準的な接続サービス（ガバメントクラウド接続サービス）を活用した接続を想定し、引き続き具体化を進める。

なお、この具体化のため、LGWAN については、地方公共団体の庁内システムからガバメントクラウドへの当面の接続回線として利用可能となるよう更改する。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

(3) デジタル化を支えるインフラの整備

① 光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等

デジタル社会を実現していく上で、高度情報通信ネットワークはデータの利活用や地域課題の解決に不可欠な基盤となるものであることから、広く国民の利便性の向上等を図るため、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2022年(令和4年)3月策定、2023年(令和5年)4月改訂)に基づき、地域協議会も活用しつつ、光ファイバや第5世代移動通信システム(5G)、非地上系ネットワークなどの整備・維持・充実に努めるとともに、これらを利活用して課題解決を図る取組の社会実装を推進する(光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等に関する具体的な施策について、後述の「光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等に関する具体的な施策」を参照。)

② Beyond 5Gの実現に向けた研究開発・標準化の推進

Beyond 5G(6G)については、情報通信審議会中間答申¹⁰⁷を踏まえ、革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業等を通じて、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を強力に推進し、今後5年程度の期間で関連技術を確立するとともに、知財の取得や国際標準化を推進する。

③ 半導体戦略の具体化

デジタル産業やデジタルインフラ、そしてその基盤となる半導体を取り巻く環境の変化を踏まえ、2023年(令和5年)年央に取りまとめる改定版「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、以下の取組等を推進する。

- ・引き続き5G促進法¹⁰⁸に基づく先端半導体の国内における安定的な生産基盤の確保や、経済安全保障推進法¹⁰⁹に基づく半導体の安定供給確保に向けた取組のほか、次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けた取組を推進する。
- ・また、半導体産業が必要とするスキルを有する人材の育成・確保の実現に向けた各地域における産学官連携の仕組み・体制の全国展開や、半導体の設計・製造を担うプロフェッショナル・グローバル人材の育成、研究開発人材の育成に資するアカデミアの中核となる拠点の形成に取り組む。

④ データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等

データセンターの分散立地については、経済安全保障の観点からその担い手となる企業の健全な育成を図るとともに、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようにあらかじめ万全の備えを行うレジリエンスの強化の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、デジタル田園都市国家インフラ整備計画(2022年(令和4年)3月策定、2023年(令和5年)4月改訂)やデジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合での取りまとめに基づき、当面は東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備に取り組む。

¹⁰⁷ 2022年(令和4年)6月30日

¹⁰⁸ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)

¹⁰⁹ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)

また、分散型クラウド関連技術に関する研究開発を推進し、その成果を活用することで、更なるセキュリティの向上、消費電力の効率化によるグリーン化、大容量データの効率的処理等の更なる高度化を図る。

海底ケーブルについては、引き続き、通信ネットワークの強^{きょうじん}靱化による耐災害性向上の観点から、現状ミッシングリンクとなっている日本海側の国内海底ケーブルの整備に取り組み、日本を周回する海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）を完成させる。さらに、昨今の国際情勢を踏まえつつ、データセンターの分散立地に向けた取組と連動し、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化や地方におけるデジタル実装の加速のため、海底ケーブル等の整備を促進するとともに、国際海底ケーブルや陸揚局の安全対策を強化する。

⑤ デジタルライフライン全国総合整備計画の策定

自動運転やドローン物流等のデジタル技術を活用したサービスについて、実証段階から実装への移行を加速化し、中山間地域から都市部まで全国に行き渡らせるため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、デジタルライフライン全国総合整備計画を2023年度（令和5年度）内に策定する。このため、デジタルライフライン全国総合整備実現会議を設置し、デジタル社会推進会議等と連携しつつ、各省庁が一体となってデジタルライフライン全国総合整備計画の策定・着実な実施を推進していく。当該計画の策定に当たっては、関係府省庁及びDADCが、地方公共団体や民間企業等と連携して、安全性・信頼性や経済性、社会的効果を勘案し、既存の取組も踏まえつつ、地域で実現したいビジョンからバックキャストした社会システムの見取り図の作成や、これに沿った、デジタルを活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインの仕様・スペックの具体化や先行地域、それぞれの運営主体の特定等を行い、デジタルライフラインの整備を着実に実行する。また、2024年度（令和6年度）から先行的な取組を開始し、送電網等における150km以上のドローン航路の設定や、新東名高速道路の一部区間における100km以上の自動運転専用レーンの設定、関東地方の都市における200km²以上の地下の通信・電力・ガス・水道の管路に関する空間情報のデジタルツイン構築によるインフラ管理のDXの実現等を目指す。

光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等に関する具体的な施策

① 高速・大容量通信インフラの基盤としての光ファイバの整備等

固定ブロードバンド（光ファイバ等）未整備地域の解消（整備目標としては、光ファイバの全国の世帯カバー率を2027年度（令和9年度）末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯とする）及び「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備に向けて、引き続き、離島を始めとする条件不利地域等における整備を促進する。この際、通信環境が十分でない学校のうち、光ファイバの整備が2024年度（令和6年度）以降となる学校には、各校の通信状況を踏まえつつ、2023年度（令和5年度）中の5Gによる通信環境の整備を促進する。

また、既に光ファイバが整備された地域については、地方公共団体の要望を踏まえ、公設設備の民設移行を早期かつ円滑に進める。

さらに、光ネットワークの大容量化技術を2025年度（令和7年度）までに確立する。

② 5G等のインフラの整備

国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から、インフラシェアリングを活用しつつ、道路などの非居住地域を含む5G等のエリア整備を進める。整備目標としては、5Gの全国での人口カバー率を2023年度（令和5年度）末までに95%に、4G・5Gによる道路（高速道路・国道）カバー率を2030年度（令和12年度）末までに99%（高速道路については100%）にする。また、非常時における事業者間ローミングの実現を推進する。さらに、自動運転・ドローンを活用したプロジェクトと連動したデジタル基盤の整備と地域の課題解決ニーズに即した先進的ソリューション実装を一体的に推進する。

③ 非地上系ネットワークの整備等

非地上系ネットワーク（NTN）の2025年度（令和5年度）以降の早期国内展開等に向け、サービス導入促進のための取組を推進する。

HAPS(High Altitude Platform Station)については、利用可能な周波数の拡大等の国際ルール策定、無線システムの技術実証、実用化に必要な国内制度の整備の取組を行うほか、2025年（令和7年）の大阪・関西万博等での実証・デモンストレーション等の機会を捉えた海外展開を推進する。

また、衛星通信については、周波数の確保や必要な制度整備を推進するとともに、我が国独自の通信衛星コンステレーションの構築に向けた検討を進める。

(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

技術水準の向上により、デジタル技術の応用先を飛躍的に拡大させることで、ユーザーの利便性を格段に向上させ、また、我が国産業の国際競争力を大幅に強化させることを目指す。

情報通信技術の有効活用によるデジタル社会の進展には、利用者の利便性や安全性を確保しつつ、センシング技術等も活用しながら大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境が必要である。デジタル社会の進展を支える基盤技術としては、高度な情報通信環境を実現する技術、AI/ビッグデータ等の高度な情報処理を実現するコンピューティング技術等が想定される。

政府としては、スーパーコンピュータ「富岳」や学術情報ネットワーク「SINET」、研究データ基盤などの次世代情報インフラを整備・活用し、こうした技術研究や研究活動のDX（以下「研究DX」という。）を推進・支援するとともに、政府情報システムにおいても必要に応じて最新技術を反映し、国民の利便性の向上に資するよう、各府省庁、地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間事業者等と連携して研究開発・実証を推進する（後述の「研究開発・実証の推進に関する具体的な施策」を参照。）。

研究開発・実証の推進に関する具体的な施策

① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要な実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、2023年度（令和5年度）までに試験環境を構築する。また、2022年度（令和4年度）まで実施したローカル5Gに関する実証の成果を踏まえ、2023年度（令和5年度）以降にローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備に向けた検討を行う。

Beyond 5G（6G）については、情報通信審議会中間答申（2022年（令和4年）6月30日）を踏まえ、革新的情報通信技術（Beyond 5G(6G)）基金事業等を通じて、以下の重点技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を強力に推進し、今後5年程度の期間で関連技術を確立する。

- ・通信インフラの超高速化・超低遅延化・超省電力化等を実現するためのオール光ネットワーク技術
- ・陸海空をシームレスに繋ぐ通信カバレッジの拡張を実現するための衛星・HAPS等の非地上系ネットワーク（NTN）技術
- ・利用者にとって安全で高信頼な通信環境を確保するためのセキュアな仮想化・統合ネットワーク技術

② データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証

ア AIの社会実装に向けた取組の加速

今後の更なるAIの実用化に向けて、「AI戦略2022」¹¹⁰に基づき、ディープラーニングを重要分野として位置付け、企業による実装を念頭において取り組む。

具体的には、AIに対する不安の払しょくに向け、AIによる処理の根拠を人が理解できるようにする取組などを行う。また、AI利活用を支えるデータの充実等に向けて、データの秘匿性を担保したままで機械学習の処理等を行うための研究開発、研究データ基盤の改善などに取り組む。さらに、AI利活用の環境整備に向けて、人材の国際的頭脳循環を高める取組などを進めるほか、国際的に優位性のある製品やサービスの創出や我が国ならではの課題への対応に向けて、創薬・材料科学など、我が国が強みを有する分野におけるAIの利活用を更に推進する。

イ 情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術

AIやビッグデータ処理の活用が広まる中、情報処理の高速化や処理電力の抑制を実現するために、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められている。このため、高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（エッジ・コンピューティング、量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む¹¹¹。

処理の分散化により情報処理の高度化を図るシステムアーキテクチャ技術として、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングがある。これに関し、我が国の強みである製造業等と結びついたAI処理など、革新的なAI半導体の研究開発等に取り組む。また、こうしたAI半導体とCPU、メモリ等を組み合わせてコンピュ

¹¹⁰ 2022年（令和4年）4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹¹ 経済産業省「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」（平成30年度（2018年度）から2027年度（令和9年度）まで）において、技術開発を実施。

ーティングをするヘテロジニアスデバイスについて、各チップを別々に作製し、3次元実装技術を使って実装・配線するチップレット技術について、米国を中心に取組が加速していることから、搭載する各チップの高度化に加えて、インターフェース、実装技術等の技術開発に取り組む。また、エッジ・コンピューティング及びAIの応用事例として、防災・減災に資する高精細かつ多種多様な気象・地形等のリモートセンシングデータを間断なくリアルタイムに提供するため、AI等を活用したデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進し、2025年度（令和7年度）以降の早期導入・展開を目指す。さらに、古典コンピュータ（スーパーコンピュータ及びAIコンピュータを含む）と量子コンピュータなどの様々な計算資源を、連合学習や秘密計算、光伝送などの技術で安全に繋ぐことで、安心して利用可能な次世代計算基盤の実現に向けて、先端半導体、量子、光電融合、コンピューティング及び様々な計算資源を最適に制御する計算資源マネージャ等の技術開発等を進めていく。

さらに、量子コンピュータを含む量子技術に関しては、「量子技術イノベーション戦略」¹¹²、「量子未来社会ビジョン」¹¹³を踏まえ、①重点領域の設定、②量子拠点の形成、③国際協力の推進を取組の中心として、量子コンピュータのソフトウェア開発や量子暗号等で世界トップを目指す。例えば、NISQ量子コンピュータ¹¹⁴における100量子ビット実装とそのクラウドサービス開始を2025年度（令和7年度）までに実現し、さらには誤り耐性型汎用量子コンピュータ¹¹⁵の2050年（令和32年）までの実現を目指す。また、量子技術の産業利用を加速化するため、古典コンピュータに国内外の量子コンピューティングを繋ぎ、量子アプリケーションを開発する環境や、量子コンピュータとそのデバイス・部素材等の研究開発・性能評価設備を備えたグローバル産業化拠点を産業総合研究所に創設することとし、整備を開始する一方で、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されていることから、ネットワーク上でやりとりされる機微な情報について、量子コンピュータ時代においても通信内容を秘匿化することが可能な量子暗号通信に関する研究開発や社会実装に向けた取組を推進する。

③ 安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等

ア サイバーセキュリティの研究開発等の推進

我が国のサイバーセキュリティの更なる強化に向けて、研究開発の国際競争力の強化や産学官エコシステムの構築と、実践的な研究開発の推進に併せて取り組むことが重要であり、サイバーセキュリティ戦略に基づき、関係府省庁が連携して取り組む。

例えば、サプライチェーン・リスクの増大等を踏まえ、不正なプログラムが仕込まれていないことを確認するためのソフトウェアの研究開発・実用化を推進するほか、サイバー攻撃の巧妙化・複雑化・多様化等を踏まえ、AI等の先端技術も活用しつつ、サイバー攻撃の観測・把握・分析技術や情報共有基盤を強化する。

また、データの自由かつ安全・安心な流通を両立するデータ収集・解析や連携基盤の構築に係る技術に加え、実用的で大規模な量子コンピュータが実現することによる既存の暗号技術の危殆化を想定しつつ、耐量子計算機暗号や量子暗号通信、量子インターネット等に関する

¹¹² 2020年（令和2年）1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹³ 2022年（令和4年）4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹⁴ NISQ(Noisy Intermediate-Scale Quantum)量子コンピュータは、小中規模で誤りを訂正する機能を持たない量子コンピュータ。

¹¹⁵ 誤り耐性型汎用量子コンピュータは、大規模な集積化を実現しつつ、様々な用途に応用する上で十分な精度を保証できる量子コンピュータ。

る先進的な研究を推進する。さらに、量子コンピュータ時代に向けて、これらの研究開発成果を踏まえ、社会実装に向けた検討を進める。

イ 秘密計算技術

秘密計算技術は、従来の暗号技術と異なり、秘密分散等の暗号技術を用いて復号・復元をせずにデータ処理を行える技術であり、このため、情報漏洩の防止やプライバシー保護と高度なデータ分析を両立することができる。今後は、AI を活用した際の処理能力の向上といった秘密計算技術そのものの高度化や、企業の秘密情報などそのままでは活用が難しい情報を統計分析や機械学習等に活用するなどによる新たな付加価値の創出が期待されており、早期の実用化に向けた研究開発の推進や社会実装に向けた検討を進める。

④ 研究開発・実証を支えるデータ利活用の環境整備とデータ駆動型研究の推進

データ駆動型研究の重要性が高まるなど、研究手法が大きく変化しつつある中で、新たな科学的手法を発展させ、生産性を飛躍的に向上させるためには、膨大な量の高品質なデータを戦略的に収集・共有・利活用するための仕組みを作ることが鍵である。

そのため、マテリアル、ライフサイエンス、気候変動・レジリエンス、人文社会等において、各分野の特性・状況に応じ、価値創造を目指した研究データの戦略的な創出・統合・利活用を進める。特に、気候変動・レジリエンス分野については、気候変動やそれに伴う極端気象の激甚化・広域化、及び地震・津波・火山等の自然災害への対応に必要な新たな技術・価値（インテリジェンス）を創出するため、研究機関等において、観測・予測データの共有・利活用や分野横断的な研究開発を促進するデータ・解析プラットフォームの形成等を推進する。各地域において喫緊の課題となっている災害対応現場の DX を研究開発により推進し、レジリエントな社会を実現するため、産学共創の下、防災情報等の先進的なセンシング・モニタリング手法の開発とデータの統合基盤の整備・活用を通じた防災・減災に資する情報プロダクツの創出や災害対応 DX の研究開発に取り組む。また、他分野を先導するマテリアルでは、全国 25 の大学等のネットワークの下で良質なデータを取得可能な共用設備の高度化や、データ収集・管理体制、AI 解析基盤の強化等を推進し、2023 年度（令和 5 年度）までにマテリアルデータを全国で一元的に利活用するためのシステムの試験運用、2025 年度（令和 7 年度）までに本格運用を開始する。

このためにも、我が国が世界に誇る研究デジタルインフラ（「富岳」、HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）、「SINET」、研究データ基盤）や先端共用施設群、大型研究施設の高度化を進める。具体的には、2022 年度（令和 4 年度）から開始した次世代計算基盤に係る調査研究について、2023 年度（令和 5 年度）以降は産学官連携体制による要素技術研究を本格的に深化させる。また、2025 年度（令和 7 年度）までに全国の多様な研究データを繋ぐ研究データ基盤の高度化を実装するため、分野・機関を越えた研究データの連携や分野融合による革新的な研究開発を促進する。さらに、2023 年度（令和 5 年度）より SPring-8 や J-PARC から生み出される膨大なデータを分析する基盤の構築や、施設管理の DX に向けた取組を実施する。

これらの取組を通じ世界を先導する価値創造の核となる「研究 DX プラットフォーム」を構築することで、新たな科学技術の創出や我が国の成長に貢献する。

6. デジタル社会のライフスタイル・人材

(1) 新たなライフスタイルへの転換

ア テレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である。そのためには、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進していくことが必要である。

このため、特に導入が遅れている中小企業や地域を中心として、テレワーク導入に向けた全国的な導入支援体制の整備や専門家による無料相談など各種支援策を推進するとともに、全ての労働時間制度でテレワークが実施可能であること等を明確化し、また、労働時間の把握・管理及び健康確保について記載した、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」¹¹⁶の周知、新たな働き方・住まい方への対応として、職住近接・一体の生活圏の形成に向け、テレワーク拠点整備等の推進を行う。

また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、企業等に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業の裾野拡大を推進する。

民間のテレワークについては、テレワークの導入・改善を検討する企業や団体に対する無料の個別相談事業について、総務省及び厚生労働省が一体的な運営の下、一本化した窓口等においてワンストップでの相談対応を行うほか、関係府省庁の発信する情報を整理・統合したウェブサイトにおいて、利用者の利便性を第一とした一元的な情報発信を行う。

国家公務員については、非常時における業務継続の観点に加え、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点からも、引き続きテレワークの定着を図る。このため、国会業務や法令業務を含め、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、テレワークとフレックスタイム制を組み合わせるなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にする環境の整備に取り組む。また、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」¹¹⁷に基づき、2021年（令和3年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。

法令業務については、総務省やデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、デジタル技術・ICTを積極的に活用する形での法制執務全体の業務フローの在り方について検証を進め、e-LAWS等の位置付けや期待される役割について再整理を行う。その上で、法案作成における正確性の確保に加え、法制執務の合理化・効率化や法案作成作業の負担軽減を図る観点から、e-LAWSの抜本的な機能向上等に向けて検討を行う。

イ シェアリングエコノミーの推進

シェアリングエコノミーの社会への更なる浸透・定着を推進するため、シェアリングシティ推進協議会等と連携し、シェアリングエコノミー活用ハンドブックを踏まえた優良な活用事例を地方公共団体等に共有するとともに、同協議会における情報発信を通じて、シェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコ安心検定の一層の普及を図る。

¹¹⁶ 2021年（令和3年）3月25日厚生労働省

¹¹⁷ 2015年（平成27年）1月21日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、令和3年3月30日改定

(2) デジタル人材の育成・確保に向けた取組

全ての国民が、それぞれのライフステージに応じて必要となる ICT スキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保・育成を図ることに、目指すべきデジタル社会の着実な実現を図る。

① デジタルリテラシーの向上

小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修履修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。また、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ）育成のために、研修用教材、実践事例集の作成・周知、高い専門性を有した外部人材の活用や教員の指導力向上に向けた取組などを総合的に推進する。あわせて、教員等を対象としたセミナーの実施など情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。さらに児童生徒の情報活用能力の定量的測定のために、2023年度（令和5年度）に予備調査、2024年度（令和6年度）に本調査を実施する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。さらに、教育訓練給付におけるデジタル分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

これらの取組や、前述の「デジタル活用支援」の取組を通じて、国民それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

② 専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保

ア デジタル人材育成プラットフォームの構築

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、2021年度（令和3年度）に、民間の教育コンテンツや実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを立ち上げ、2022年度（令和4年度）には、DX時代の個人の学習や企業の人材確保・育成の指針となる「デジタルスキル標準」を策定した。2023年度（令和5年度）以降は、デジタルスキル標準を活用した教育コンテンツの作成や人材の育成・確保を企業等へ促していくとともに、大規模言語モデル等による急速な AI の進歩と普及を踏まえたデジタルスキル標準のアップデートを検討し、急速なデジタル技術の進歩・普及に対応するデジタル人材の育成を加速するため、デジタル人材育成プラットフォームに掲載する教育コンテンツの拡大と企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム及び地域企業と協働したオンライン研修プログラムの拡大を図っていく。

イ 数理・データサイエンス・AI 教育の推進

数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、当該分野で教えられる人材育成に向けた国際競争力のある博士課程教育プログラムの強化、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位プログラムの構築を推進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業

界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を実施するとともに、引き続き本制度の周知・普及を図る。

ウ 官民人材育成の推進

IPA は、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施する。

また、NICT は、ナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、国・地方公共団体等のサイバーセキュリティ人材を育成するとともに、その知見を活用した共通基盤を開放し、サイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、産学官における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。

エ 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

政府機関におけるデジタル人材の充実を中長期的に進めるため、各府省庁は、組織規模や所管する情報システムの実情を踏まえつつ、「デジタル人材確保・育成計画」を策定・改定し、政府デジタル人材の確保・育成等についてその着実な実施を図る。

い) 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成

各府省庁において、政府デジタル人材を確保・育成するため、次の取組を推進する。

- ・各府省庁の統括部局、一定のシステム¹¹⁸所管部局のほか、あらゆる部局で、DX や業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を広く活用できるよう、体制を整備し、人材の拡充を行う。
- ・総合職試験の「デジタル」区分及び一般職試験の「デジタル・電気・電子」区分について、引き続きデジタル庁を中心に各府省庁において合格者の積極的な採用に努めるとともに、啓発活動・人材確保活動を通じて積極的な広報を実施する。
- ・各府省庁において、「デジタル人材確保・育成計画」の一環として、研修受講、出向、スキル認定等に係る具体的な目標を設定した「政府デジタル人材育成支援プログラム」を策定・改定し、人材の適切な育成について明記する。
- ・デジタル庁、NISC 等は、各府省庁が策定・改定する上記計画やプログラムに基づく人材の確保・育成を支援する。特に、デジタル化の進展等を踏まえて必要となる能力を整理し、その育成のために必要となる研修の体系・内容・手法・対象等の見直しを行う。
- ・具体的には、より客観的で一貫性のある人材の育成を目指し、既存の研修を整理し所定の資格試験の合格をもって研修修了に代える仕組みの創設や、資格試験の合格に向けた講座を含むデジタル化の進展を踏まえた研修の提供、スキル認定においては、所定の資格試験の合格を認定要件にすることにより、国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人などの組織の垣根を超えて比較可能な仕組みとする。あわせて、課室長級職員のスキルについても認定対象とすることを検討する。その際、これまでの政府デジタル人材育成の経緯、状況も踏まえ、2024 年度（令和 6 年度）及び 2025 年度（令和 7 年度）の経過措置についても検討を進める。

¹¹⁸ デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙 5 におけるプロファイルレベル Type II 以上のシステム等。

- ・政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、手当等を活用し、一定の給与上の評価を行うとともに、「デジタル人材確保・育成計画」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例を設定する。

上記の取組に加え、デジタル庁を中心として、官民の組織の垣根を超えた人材の行き来や、デジタル庁と各府省庁等の職員が一体的にシステムの開発・運用等を行うことを通じて人材の育成が行われるような環境の整備を行う。

ii) 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

広く幹部職員を含む一般職員のリテラシーを向上させ、必要な際に適切な手法でデジタル技術を使いこなせるようにするため、職員が継続的に IT・セキュリティ、データ等の知識を更新・補充するための環境整備・支援を行う。また、管理職を対象とした研修の実施等、管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組や、AI の活用、業務改革 (BPR)、サービスデザインなどの最新の取組についての研修等も推進する。

iii) 高度デジタル人材 (外部から登用する高度な専門人材) の確保・協働

デジタル庁や NISC においては、高度専門人材を採用し、各府省庁に対する支援・助言を実施する。

また、利害関係や職務執行への支障に配慮しつつ兼業・副業も可能な非常勤職員での採用や、IT スキルに関する民間の評価基準を活用する等の工夫を含めた外部の高度専門人材を活用する場合の採用の在り方について検討を進める。

iv) デジタル人材の確保・育成のための体制の整備等

政府一丸となってデジタル改革に必要な人材の確保・育成に向けた取組を進めるため、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、各府省庁内を指揮監督する強力な体制を敷く。

デジタル人材の確保・育成に向けた各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会及びサイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議において共有を図る。

各府省庁において、上記のような政府デジタル人材を中心とした人材の確保・育成等の取組を進める際には、当該人材のキャリアパスを見渡した上で、適時適切な時期に知識・経験を付与する必要がある。

また、「人に優しいデジタル化」をサイバーセキュリティ対策と一体的に進めるに当たっては、システム開発時からのセキュリティ・バイ・デザインを担保することが重要であり、それが可能となるような人材の確保・育成に配慮することが求められる。

さらに、独立行政法人等についても、上記の各府省庁における取組の方針を参考に、その業務の特性等に鑑み、デジタル人材の確保・育成に向け必要に応じた取組を行うものとし、独立行政法人に対して、各府省庁はその取組状況等について確認等を行う。

加えて、デジタル社会の実現に関する司令塔として、デジタル庁が中心となって人材の確保・育成の役割を果たすことができるよう体制強化の検討を行う。このほか、各地にあるデジタル人材に関する競技会等を調査・分析し、デジタル人材育成に係る取組を推進する。

オ 女性デジタル人材育成の推進

感染症まん延下における女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消のため、デジタル田園都市国家構想における全体のデジタル人材育成の取組と連携しながら進めていく「女性デジタル人材育成プラン」¹¹⁹に基づき、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を 2022 年度（令和 4 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）末までの 3 年間集中的に推進する。また、プラン策定の 3 年後の 2024 年度（令和 6 年度）末を目途に効果を検証し、プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

具体的には、「デジタル人材育成プラットフォーム」において、オンラインを含めた産学官のデジタルスキル教育コンテンツを提供する際、ポータルサイトにおいて、女性が活用しやすい講座を抽出するとともに、主要な支援策を分かりやすく一覧化することで、求職者等が必要な情報にアクセスしやすくなるようにする。また、公的職業訓練において、デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せや、地域の訓練ニーズを反映する協議会（地域職業能力開発促進協議会）の活用により、デジタル分野のコース設定を促進する。さらに、育児等で時間的制約のある女性も受けやすいよう、eラーニングコースの拡充や託児サービス付きの訓練コース等を実施する。加えて、地域女性活躍推進交付金を通じて、女性デジタル人材・女性起業家の育成やデジタル分野への就労支援、テレワークの促進など女性の多様な働き方の推進、女性への SNS を活用した相談支援など、関係団体と連携して地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。また、地方公共団体や企業等の優良事例をまとめた事例集を通じて、全国各地域へ取組の横展開を図る。

同時に、将来のデジタル人材となり得る IT 分野を始めとした理工系分野における女性の人材の育成・確保にも着実に取り組む。

¹¹⁹ 2022 年（令和 4 年）4 月 26 日男女共同参画会議決定

第4 今後の推進体制

1. デジタル庁の役割と政府における推進体制

(1) デジタル化に向けた司令塔としてのデジタル庁の役割

デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主として①～⑩について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。その際には、社会環境の変化やプロジェクトの状況に応じ、工程表の見直しを含めたシステム開発の目標変更など、政策立案における優先順位付けを行いながら取り組んでいく。

デジタル政策を目に見える形で進め、できる限り速やかに、優先順位を付けながら、それらの実現に向け取り組むことで国民の期待に応えていく。また、デジタル庁が提供するサービスの一部において、国民からの意見に基づく速やかな改善を目指し、民間専門人材を活用した内部開発を実施する。

- ① 国、地方公共団体、民間・準公共分野を含めて、各種システムが統合的で、かつ、最適化するようデジタル社会全体のアーキテクチャを設計し、国民が体感できる形で早期にその実現を図ること。
- ② 国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針に基づき、情報システム予算の一括計上をベースとして、情報システムの整備・管理に関するプロジェクトを統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ③ 地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、国から補助金が交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ④ マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、ID・認証の基盤であるマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ⑤ 民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、情報システム整備方針において準公共分野に係る留意事項を示し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ⑥ 個人や法人を一意に特定し識別する ID 制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共管するとともに、ベース・レジストリの整備を含む包括的データ戦略を推進すること。
- ⑦ サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ⑧ デジタル改革を牽引する人材を確保し、民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。
- ⑨ 関係府省庁、諸外国政府等と連携しつつ、DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進すること。
- ⑩ デジタル社会に対する国民や行政機関等の理解を深めるため、社会の様々な主体を対象

として、効果的な広報活動や情報発信に取り組むこと。

(2) 政府におけるデジタル改革の推進体制の強化

徹底した国民目線でのシステム開発・運用、サービス改革の観点を踏まえた業務改革(BPR)、所管する産業・行政分野のDX推進、データ利活用等を進めるため、デジタル人材の戦略的な配置・確保・育成等といったデジタル改革に、政府を挙げて強力に取り組む観点から、政府全体のデジタル改革の推進体制を強化する。

具体的には、各府省庁のPMOやPJMOの体制を充実し、情報システムの整備・運用の経験のある職員を増加させるため、積極的な配置・追加等を行うとともに、各府省庁のDXの司令塔として、PMOの予算要求・執行等を含めた府省庁内のシステムの全体管理における権限・機能を強化する。

また、デジタル庁において、システム全体のアーキテクチャを設計し、標準の策定、共通基盤・共通機能の構築、それらを踏まえた既存システムの刷新、ベース・レジストリの整備等のデータ戦略の推進など、デジタル庁創設以降に新たに取り組んでいる業務については、成果を得るためには一層加速させる必要があり、また、デジタル庁に求められる役割を適切に果たせるよう、常勤・非常勤の体制強化を図る。

(3) 関係会議の開催

① デジタル社会推進会議

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議¹²⁰は、デジタル社会の形成のための施策の実施を推進する。デジタル監及び内閣総理大臣により任命された幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会¹²¹は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関の相互の調整に資することを目的として開催する。

② デジタル社会構想会議

デジタル大臣が指名する有識者によって構成されるデジタル社会構想会議において、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、今後のあるべきデジタル社会の在り方等について調査審議を行う。

③ デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議

規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する。

また、デジタル技術の実装を通じて、地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大等による地方の活性化を図るため、主にデジタル臨時行政調査会での検討成果の活用やデジタル基盤の整備等の観点から、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携して、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、国が中心となって整備する

¹²⁰ デジタル庁設置法第14条及び第15条

¹²¹ 2021年(令和3年)9月6日デジタル社会推進会議議長決定

デジタル基盤の上でデジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進する。

(4) 政府情報システム保守運用体制に係る関係機関との連携強化

社会全体のデジタル化を一層進めていくためには、司令塔としてのデジタル庁において、新規施策や新しいシステム開発を拡充していく必要があるが、各システムには運用・保守が伴う。人員が不足するからといって、安易に外部に委託すればコストだけでなく、運用のノウハウ蓄積機会が失われ、利便性向上に向けた更新もおろそかになる可能性がある。また、行政、準公共、民間分野を通じて官民でのデータ活用等を加速するためにはデジタル庁の政策方針に沿ってデジタル分野の基準・標準を策定・普及し、継続的に保守管理していくことも重要になる。

このため、これまでデジタル業務で実績のある以下の法人等を始めとする関係機関とデジタル庁が一体となって、各種施策の運用等について行うことができるよう、次のとおり必要な体制整備を進める。

① 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

IPA について、米国国立標準技術研究所（NIST）も参考に、デジタル戦略等における基準・標準機関として位置付け、これまでの情報処理推進に加え、国全体のデジタル社会形成の観点から、データ戦略に係る基準・標準の整備を推進するとともに、行政・準公共・産業分野の DX 推進やデジタル規制改革に必要となるデータ・システムに係る基準・標準の検討を加速し、経済安全保障の観点も踏まえたデジタル産業基盤の強化及びデータ駆動型の新産業創出をリードするための機能強化を検討する。

その際、IPA のこれら基準・標準策定等に関する業務については、その社会実装の推進及び当該業務の目標・計画設定を含めた適切かつ継続的な遂行の確保の観点から、デジタル庁の適切な関与の在り方及び高度専門人材確保のための措置や拠点整備等について、関係省庁と協力して検討することとし、必要な制度的措置についても併せて検討し、2023 年（令和 5 年）10 月を目途に結論を得る。また、必要な制度的措置がある場合には、2024 年（令和 6 年）の通常国会において必要な法案の提出を検討する。

② 独立行政法人国立印刷局

国立印刷局について、これまで官民多様な主体から提供された法令、会社公告等の情報について正確かつ確実にデータクレンジングを行い、BCP 対応を構築した上で、安定的に事業を実施してきたノウハウと実績を活かし、国全体のデジタル社会形成の観点からデジタル庁が企画立案するベース・レジストリの整備・運用を行うことを含め、その連携の在り方について検討する。

その際、国立印刷局が行うこととなる業務については、業務の適切かつ継続的な遂行の確保の観点からデジタル庁の権限の明確化について、関係省庁と協力して検討することとし、必要な制度的措置についても、併せて検討し、2023 年（令和 5 年）10 月を目途に結論を得る。また、必要な制度的措置がある場合には、2024 年（令和 6 年）の通常国会において必要な法案の提出を検討する。

③ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

J-LIS は、各種マイナンバー関連システムの開発・運用等の業務を行っているが、デジタル化の加速に伴う業務量の増大や国・地方のネットワークの抜本的な見直しなどの新たなニーズに対応することが求められる。

このため、人材の確保・育成等組織の増強が更に急務となることから、リソース拡充を行うべく、必要に応じ、地方公共団体の意見も踏まえつつ、組織体制の強化や高度デジタル人材を確保するための環境の整備について検討を行う。体制強化に当たっては、システム関連業務について実績のある関連法人との連携強化なども検討する。

④ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）

NICT は、行政機関等で活用が進んでいる多言語翻訳 AI やセキュリティ技術・訓練、将来のデジタル社会のセキュリティ基盤となる量子暗号技術等、その研究開発成果の活用促進（政府全体での多言語翻訳機能の導入を目指す等）に向けデジタル庁及び関係省庁と協力する。AI、量子、セキュリティ等の分野において必要となる高度デジタル人材を確保するための環境整備をすすめる。必要に応じ、法的整備を行う。

2. 地方公共団体等との連携・協力

デジタル庁は、デジタル社会の形成に向けた施策の検討・推進に当たっては、国民との接点の最前線にいる職員の声を聴きつつ、必要に応じて総務省等の関係府省庁と連携して、地方公共団体との連携・協力を図る。あわせて、デジタル庁及び総務省は、J-LIS について、引き続き連携等を図りつつ必要な支援を行う。

3. 民間事業者等との連携・協力

政府は、デジタル技術を活用した事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上等が図られるよう、民間事業者等に対する意識の啓発、標準化や API 連携も含めたプラットフォーム整備など、民間事業者等との連携や協力を積極的に推進する。そのための情報共有・人材交流や、環境整備も図る。